

資料編

■ 川崎市基本構想

平成27年12月15日 議決

I 趣旨・目的

川崎市は、多摩川や多摩丘陵などの自然、地域に根付いた文化やスポーツ、京浜臨海部の一翼を担ってきた産業の集積、交通・物流の利便性などの特色を持つ、首都圏の大都市として存在感を増しています。

歴史を振り返ると、先人たちは、さまざまな苦難を乗り越えてきました。戦災や、急激な経済成長の過程で直面した深刻な公害問題、右肩上がりの経済成長の終焉など、これまで直面してきたさまざまな困難な局面において、知恵と工夫をもって挑み、乗り越え、ピンチをチャンスに転換して発展を成し遂げてきました。

この挑み続ける精神こそが川崎の強みであり、この強固な基盤のもとに、音楽や文化、スポーツなどに彩られた、利便性の高い生活都市として、また、脈々と受け継がれてきたものづくり産業の伝統や、人口減少及び超高齢化という状況下においても成長が見込まれる、生命科学・医療技術、環境、福祉などの新たな産業が息づく都市として、生き生きと発展を続けています。

その結果、市民が抱く川崎のイメージは、かつての「公害のまち」といったマイナスのイメージから、「住みやすく、活力にあふれたまち」といったプラスのイメージへと大きく変わってきています。

一方で、我が国は、長く続く低成長や超高齢社会の到来により、国・地方を通じた財政状況の悪化と生産年齢人口の減少というかつてない困難に直面しており、これは、政令指定都市の中では比較的市民の平均年齢が若い都市である川崎市においても、今後の30年程度を展望したときに避けて通れない課題となっています。

こうした局面において、これまで幾多の困難を乗り越えてきた川崎市の役割と責任は、ますます重要性を増しており、その伝統と精神を継承しながら、世界に冠たる技術や人材など、これまで蓄えた市民や企業・研究機関・行政等が持つかけがえのない財産を活かして、更なる持続的な発展に向けて、社会全体で挑戦し続けなければなりません。

このような思いのもと、ここに、川崎市がめざす都市像及びまちづくりの基本目標を掲げるとともに、地域の力を結集し、将来に向けてまちづくりに取り組みます。

II めざす都市像とまちづくりの基本目標

めざす都市像

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」

まちづくりの基本目標

「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」

市民が幸せに暮らし続けるためには、心のよりどころとなる「安心のふるさとづくり」を進めていく必要があります。安心のふるさととは、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者をはじめとした誰もが多様な生き方や考え方を寛容に認め合いながら、寄り添い、支え合い、社会に貢献することで生きがいを持ち、日常生活の質的な充足や郷土への愛着と誇りを強く感じることができる成熟したまちです。

こうしたまちづくりを進めるには、市民が主体となったさまざまな取組に加えて、必要な市民サービスを将来にわたって安定的に提供していく必要があります。そのためにも、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域運営を進めるとともに、川崎市が持続的に成長していくことが不可欠です。

これまで築いてきた産業の集積や、首都圏の中心に位置する恵まれた立地条件などのポテンシャルを活かして、今後成長が見込まれる分野の産業振興をさらに進めます。また、暮らしの質を向上させるような新たな価値を、企業・団体などの多様な主体と共に創造するなど、地域経済の活性化を図りながら、環境問題をはじめとする国際的な課題解決へ貢献し、我が国の持続的な成長を牽引する「力強い産業都市づくり」を進めます。

このように、成長と成熟が調和した持続的な発展を通じて、我が国、アジア、世界の平和と繁栄に貢献し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざしたまちづくりを進めるとともに、この素晴らしいまちを、未来を担う子どもたちに引き継いでいきます。

Ⅲ 基本政策

まちづくりの基本目標を達成するために、5つの基本政策に取り組みます。

1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

市民が安心して暮らすためには、市民の生命や財産などが確実に守られることが必要です。しかし、従来の防災の取組だけでは対応が困難な大規模な災害や、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加していることから、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。

また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

子どもや若者が、夢や希望を抱いて、安心して生きていける社会の実現のために、出産・子育てから、子どもの成長・発達の段階に応じた「切れ目のない」支援を進めるとともに、子どもや、子育て家庭に寄り添い、共に、幸せに暮らすことができる地域づくりを進めます。

また、未来を担う子どもたちが、乳幼児期には、情緒の安定とともに、他者への愛着や信頼感を醸成し、学齢期には、社会の中で自立して主体的な人生を送る基礎を築くとともに、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え、高め合いながら成長し、若者として社会に力強く羽ばたいていく姿を市民が実感できるような社会をめざします。

さらに、生涯を通じた、市民の学びや活動を支援することで、それぞれの市民が持つ経験や能力が地域の中でつながり、さまざまな世代が交流しながら、社会的な役割として活かされるような環境づくりを進めます。

3 市民生活を豊かにする環境づくり

大気、緑、水、土壌、資源など、さまざまな自然の恵みは循環や再生を繰り返しながら、私たちの生命を支え続けており、生き生きとすこやかに暮らしていくためには、環境を守ることが不可欠です。

地球温暖化や資源・エネルギー問題など地球規模での環境問題がより深刻化する中で、環境変化に対して柔軟に適応するとともに、市民、事業者などと協働しながら、地球や地域の環境保全を進め、健康で快適に暮らし続けることができる持続可能なまちづくりを進めます。

また、川崎がこれまで培ってきた優れた環境技術や、公害を克服する過程で得られた経験を活かして、新たな環境技術を創り出すとともに、多くの市民にとって母なる川とも言える多摩川や、多摩丘陵など、生活にうるおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する社会を、さまざまな主体と力を合わせてつくりだしていきます。

4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

我が国が直面している少子高齢化やエネルギー政策の転換、地球温暖化などの課題を新産業の創出に結びつけるとともに、成長を続けるアジアをはじめ、世界と競いながら、付加価値の高い、活力ある産業の集積等を促進することなどで、国際的な課題解決に貢献する、環境と調和した持続可能な産業都市づくりを進めます。加えて、意欲ある人が自らの能力や個性を活かして働くことができるよう、人材育成や多様な就業が可能な社会の実現をめざします。

首都圏における、近隣都市の拠点との適切な連携のもとで、それぞれの地域特性を活かし、魅力にあふれ多くの人が市内外から集まる広域的な拠点整備を推進するとともに、まちの成熟化に的確に対応し、誰もが安全で安心して暮らせる身近なまちづくりを進めます。

また、これらの拠点を結び・支える基幹的な道路や鉄道と、自転車や徒歩も含めて、少子高齢化の急速な進展などの社会状況の変化を見極めながら、誰もが快適に利用できる身近な交通環境の強化をバランスよく進めるまちづくりを基本として、民間活力を活かした、総合的な整備を進めます。

さらに、それぞれの地域の歴史や文化に根ざした川崎らしさを大切にするとともに、スポーツや音楽などの地域

資源を磨き上げ、それらが融合しながら変貌を遂げる国際都市川崎の多彩な魅力を発信します。こうしたことにより、都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、一層多くの人々が集い賑わう好循環のまちづくりを進めます。

5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

「まち」は、生まれ、育ち、学び、働き、楽しみ、支え合うといった先人たちの営みの上に形づくられてきたものであり、さらに将来にわたって発展させていくものです。

地方への分権が進む中、まちづくりの主役は、そこで暮らし、活動するすべての市民、団体、企業などであることから、市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進するとともに、多様な人々が生涯にわたって生きがいを感じ、共に認め合い、支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域社会をめざします。

■ 川崎市基本計画

平成27年12月15日 議決

I 趣旨・目的

基本計画は、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、基本政策ごとに政策の方向性を明らかにするものです。

II 目標年次及び計画の位置づけ

平成28(2016)年度からの概ね10年間を対象として、市政運営の方向性を定めるものです。

III 「政策」の基本方向

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策1-1 災害から生命を守る

高い確率で発生が見込まれる首都直下地震や、毎年発生する台風、突然の大雨など、いつ、どこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていかなければなりません。

かけがえない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図りながら、建築物などの耐震対策や浸水対策、消防力の強化に取り組むとともに、いざという時に助け合えるよう、市民の防災意識を高め、日頃から地域などで顔の見える関係性を構築し、地域のリーダーや若者も含めた幅広い世代の市民や企業と力を合わせながら、行政と市民等が一体となった災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。

政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

自転車や高齢者・通学児童などに関わる交通事故、地域における犯罪など、身近な安全を脅かす問題への対策が求められています。ルール遵守の徹底、防犯意識やマナーの向上等を図ることで、これらを未然に防止し、安全・安心な社会を実現するため、市民や地域で活動する団体、警察等との連携による安心して暮らせるまちづくりの取組を推進します。

また、超高齢社会を見据えて、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に暮らすことのできるユニバーサルデザインに配慮しながら、地域の生活基盤となる道路の維持・管理を図るなど、身近な生活環境の整備を進めます。

政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

水道と下水道は、市民生活に欠くことのできない生活基盤となっています。今後想定される大規模地震や、近年の気候変動による集中豪雨などに備えつつ、水道と下水道が将来にわたりしっかりと機能するよう、施設の耐震化や老朽化した施設の更新などを計画的に進める必要があります。

今後も、市民生活をしっかりと支えるため、安全でおいしい水道水を安定的に供給し、使った水はきれいに川や海に戻すという水循環や、まちを大雨から守るといった大切な役割を果たす、上下水道機能の形成に取り組めます。

政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

ひとり暮らしや認知症の高齢者、障害のある高齢者が増加するなど、地域生活を取り巻く状況は急速に変化しています。このような中で、市民の健康寿命の延伸をめざすとともに、保健・医療・福祉・住まい等の関係機関の連携を強化することや、地域のさまざまな主体が、世代を越えて、支え合い、助け合うことで、高齢者や障害者をはじめとした誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めます。

政策1-5 確かな暮らしを支える

高齢化の進展に伴い、医療や福祉における社会保障費は増加傾向にあり、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、持続可能な社会保障制度の運営が求められています。

市民生活を送る上での確かな安心を支える給付制度の運営を維持するとともに、失業や病気などにより、生活の維持が困難になった人に対し、生活保護などの社会保障制度をはじめとしたセーフティネットをしっかりと維持し、市民の暮らしの安心を保障します。

政策 1-6 市民の健康を守る

高齢者の増加、慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療の高度化等により、市民の医療ニーズが増加するとともに多様化しています。

地域における医療機関相互の機能分担と連携を図り、良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制づくりや、救急医療体制の充実により、すべての市民のすこやかな生活を支えます。

基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる

本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化する中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められています。

そのため、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安感や負担感を軽減するとともに、すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます。

政策 2-2 未来を担う人材を育成する

若者の不安定な雇用状況をはじめとして、今、子どもたちは、自分の将来を描きにくい状況にあります。

こうした中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に必要な能力・態度を養います。

また、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざして、共生・協働の精神を育みます。

政策 2-3 生涯を通じて学び成長する

家族やコミュニティのつながりの希薄化が指摘される現代においては、これまでのつながりの強化に加えて、新たな絆づくりが必要とされています。

市民同士や、団体同士をつなげ、「地縁」に加えて、学びを通じた「知縁」による新たな絆を創造していくとともに、多世代が交流しながら、子どもたちは多くの大人との関わりの中で、自尊心や他者への信頼感、働くことの意義などを学び、シニア世代は子どもと積極的に関わり合う中で、生きがいを得る場づくり等を進めます。

基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり

政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる

本市はこれまで、低炭素社会の構築に向け、優れた環境技術の集積を活かしながら、市民や事業者など多様な主体との協働により、地球温暖化対策に取り組んできました。

一方で、地球温暖化により、異常気象や生態系への影響が生じていることから、これまで取り組んできた温室効果ガスの排出抑制などの緩和策とあわせ、地球温暖化による影響に対応した適応策に取り組むとともに、市民や事業者の環境意識を醸成するなど、環境に配慮したしくみづくりを推進していきます。

政策 3-2 地域環境を守る

本市における大気や水質などは、汚染物質の排出抑制の取組により、大きく改善が図られていますが、一部で環境基準を達成していない状況もあることから、引き続き環境改善に向けた取組を推進します。

また、廃棄物については、分別収集などの取組により大きく減量化・資源化が図られていることから、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による廃棄物の発生抑制、再利用について重点的に取り組みます。

政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

本市には、多摩川、多摩丘陵などの自然をはじめ、これまで保全・整備を進めてきた都市公園や緑地、農地、河川など、多様な生物が息づく環境が残されています。

豊かな自然環境は人々に安らぎをもたらすとともに、まちの品格を高めるなど、存在していることの効用が大きいことから、行政と企業、市民などさまざまな主体が協働、連携し、保全、創出、育成の取組を持続的に進め、市民の貴重な財産として次世代に継承していきます。

基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興

新興国の急成長により国際競争が激化し、少子高齢化・人口減少による国内市場の縮小が懸念されるなど、産業を取り巻く環境は大きく変化しています。このような変化に的確に対応し、市内産業を持続的に発展させるため、成長著しいアジアの中での国際競争力の強化に向けた取組を推進します。

また、産学官の交流・企業間連携の更なる深化による市内企業の競争力強化をはじめとして、本市のものづくりを支える中小企業の振興や、地域全体の賑わいを創出する商業地域の活性化、地産地消による都市農業の振興などにより、市内経済の好循環に支えられた産業の振興を図ります。

政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

高齢化の進行や I C T（情報通信技術）の進展、国内外のエネルギー政策の大きな転換など、社会環境の変化を的確に捉えながら、生活の質を向上させ、新たなライフスタイルを実現することをめざして取組を進めていくことが、これからは重要です。

医療・福祉、エネルギーなどの新たな成長分野における川崎発のイノベーションを創出するとともに、コンベンション機能の創出等によって多様で創造性のある人材の交流を促進し、市内企業の競争力の向上を図ります。

また、いつでも I C T を使える環境や、誰でも公的機関のデータが活用できる環境を整備するなど、市民生活の更なる利便性の向上や、地域経済の活性化を図ります。

政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる

10 年後の平成 37（2025）年には、本市も生産年齢人口が減少に転じることが見込まれており、活力ある地域経済を維持するためには、市内雇用の維持・拡大と多様な人材の活用・育成が求められています。

若者や女性への就業支援・再チャレンジできるしくみづくりに力を入れて取り組むほか、子どもの頃から働くよさこびや価値観をリアルに実感できる学びの機会づくりなど、人材の活用・育成に取り組めます。

政策 4-4 臨海部を活性化する

本市の臨海部は、石油化学・鉄鋼等の製造業やエネルギー産業に加え、ライフサイエンスなど成長分野の技術を活用した産業の高付加価値化、環境技術の集積やグローバルな人材の集積等が進んでいます。

そのような状況の中で、羽田空港との近接性を活かしながら、国際競争力を有し、日本経済の発展を牽引する高度な産業集積と新産業を創出するオープンイノベーションの拠点形成をめざし、創造性のある人材を育成しつつ、立地企業の持続的な運営支援や、新技術の創出につながる拠点マネジメントを行います。

また、環境と調和したスマートコンビナートの形成や、基盤整備の推進、グローバル化の進展に対応した港湾物流機能の強化等を進めます。

政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する

本市では首都圏に位置する地理的優位性を活かした商業、業務、都市型住宅等の都市機能の強化と、隣接する東京都・横浜市の都市拠点と連携した魅力と活力にあふれた都市拠点づくりに取り組んできました。

都市基盤の整備は地域の活力や賑わい、さらには大きな経済効果を生み出すことから、今後も引き続き、臨空・臨海都市拠点、川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点の整備を中心とした広域調和型まちづくりの更なる推進を図ります。

また、超高齢社会を見据えた誰もが暮らしやすいまちづくりをめざし、複数の鉄道路線が結節する駅等を中心とした利便性の高い地域生活拠点の形成を推進し、魅力あるまちづくりを進めます。

政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する

近年、生活スタイルや居住ニーズの多様化などにより市民の居住環境は大きく変化しており、ライフステージに合わせた、より快適な暮らしを求めて「住まい方」に対する関心が高まっています。

このため、誰もが暮らしやすく、うるおいのある住環境の整備に向けて、景観施策や計画的なまちづくりの推進により良好な市街地の形成を促進するとともに、地域が主体的にまちの課題解決に取り組む市民主体のまちづくりを推進します。

政策 4-7 総合的な交通体系を構築する

本市は、地理的に交通至便な優位性を持った地域であり、首都圏の交通ネットワークの円滑化を図る上で大変重要な役割を担っています。一方で超高齢社会の進展は、今後の交通機関の利用形態に大きな影響を与えることが見込まれます。

このようなことから、空港や新幹線などの広域交通機関の動向を踏まえながら、首都圏の経済活動の活性化や市民生活の利便性の向上に大きく寄与する広域交通の円滑化及び地域交通環境の整備など、民間活力や既存施設を最大限に活用し、鉄道・バス・自動車・自転車・歩行者等の総合的な交通体系を構築します。

政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する

経済的な豊かさだけでなく、健康的でうるおいのある質の高い暮らしを求めて、スポーツや文化に親しみたいというニーズが高まっています。本市では、「音楽のまち・かわさき」など、これまで培われてきたスポーツ・文化芸術活動が定着するとともに、世界的に評価の高い施設や市民に親しまれる多くの施設があり、これらを地域資源として活かすことは、市民同士の交流や心豊かで温かなコミュニティの形成、さらには都市としての魅力向上にもつながります。

こうしたことから、東京オリンピック・パラリンピックや市制 100 周年を契機として、スポーツ・文化芸術活動を通じて市民が感動を分かち合うとともに、こうした活動をさらに促進することで、自ら暮らすまちに抱く愛着と誇りを次世代に継承していきます。

政策 4-9 戦略的なシティプロモーション

本市は、地域ごとに特色ある歴史や文化が育まれ、さまざまな文化・スポーツや、多摩川をはじめとした自然環境など、魅力あるさまざまな地域資源を有しています。近年では、交通利便性を活かしたまちづくりによって活気が生み出され、住みやすいまちとして認知されるとともに、産業技術や研究開発機能の集積が、川崎の魅力のひとつとして認識されるようになり、川崎のイメージは着実に向上しています。

今後、海外にも通用する抜群の都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、誰もが訪れたい川崎をめざすため、地域資源を磨き上げるだけでなく、新たな地域資源の発掘・創出に取り組むとともに、市民や企業などと効果的なコラボレーションを図り、川崎の魅力が広く伝わる戦略的なシティプロモーションを推進します。

基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する

急速な少子高齢化の進展などにより、地域の課題が複雑化・多様化しているため、きめ細やかで的確な対応が求められている一方で、多彩な経験を持った元気な高齢者や、未来を担う若い世代の社会貢献に対する関心が高まっており、地域で積極的に活動する団体や社会貢献活動に意欲的な企業などが増えてきています。

このような社会経済状況の変化を的確に捉え、幅広い世代の参加や、行政と市民・地域で活動する団体・企業・大学・他の自治体などの多様な主体との協働・連携による地域課題の解決に向けた取組を進めます。

また、市民が支え合えるコミュニティづくりに向けて、身近な総合行政機関である区役所を中心として、市民生活に身近な行政サービスを提供するとともに、地域の課題解決や地域への愛着の醸成につながるよう、課題に応じて適切なコミュニティを捉え、地域の人材や活動をコーディネートするなど、市民が主体的に進める活動を支えます。

さらに、市民に身近な課題を、身近な所で解決する基礎自治体の役割をしっかりと果たすために、地方分権改革を一層進めます。

政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

社会全体のグローバル化が進み、人と人とのつながりの希薄化などが進む中で、人権と平和に関わる課題も多様化しています。

一人ひとりの人権が尊重され、共に平和に生きる社会を実現するために、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるよう、平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重に向けた取組を進めます。

■ 平成 28 年度 川崎市総合計画に関する市民アンケート結果概要

(1) 調査の目的・概要

- 平成 28 (2016) 年 3 月に策定した「川崎市総合計画」におけるさまざまな分野の市の取組について、市民生活の向上にどのようにつながったかを分かりやすく示すために設定した「市民の実感指標」が、掲げた目標にどれだけ近づいたのか進捗状況を確認するため、アンケート調査を実施しました (H29.1.25～2.24)。

調査対象	川崎市在住の満 18 歳以上の男女個人
調査数	3,000 人
調査方法	郵送法
有効回収数	1,135 標本
有効回収率	37.8%
調査内容	市民生活やまちづくりに関するいくつかのテーマについて、 川崎市民 の生活意識や市政に対する意識等を調査 (設問項目:29 項目)
回答肢	●5 段階評価方式 ①そう思う ②やや思う ③どちらでもない ④やや思わない ⑤思わない ●2 項目選択方式 (有無) ※アンケート項目 No.8 及び No.27 のみ ①ある ②ない
調査結果の用途	川崎市総合計画において設定した「市民の実感指標」を確認し、第 2 期実施計画の策定や市の取組改善等に活用します。

(2) 調査項目

No	設問	略称	No	設問	略称
1	災害に強いまちづくりは進んでいると思うか	災害	16	市内産業に活力があり、事業者が元気なまちであると思うか	産業活力
2	安全・安心な日常生活を送っていると思うか	安全・安心	17	新しいビジネスが生まれているまちだと思うか	新ビジネス
3	上下水道サービスについて満足しているか	上下水道	18	ICT の活用が進んでいると思うか	ICT 推進
4	高齢者や障害者がいきいきと生活できる環境が整っていると思うか	福祉環境	19	臨海部の経済活動が盛んであると思うか	臨海部
5	社会保障制度に基づく市の取組が市民の経済的な不安の解消に役立っていると思うか	社会保障	20	市内の拠点駅 (川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅) 周辺に魅力や活気はあると思うか	拠点駅
6	安心して医療を受けることができているか	医療	21	市内の地域生活拠点駅 (新川崎・鹿島田駅、武蔵溝ノ口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅) の周辺について、にぎわいや魅力があると思うか	地域拠点駅
7	子育て環境の整ったまちだと思うか	子育て	22	市内に美しいまち並みが保たれていると思うか	まち並み
8	この 1 年間に生涯学習をしたことがあるか (有無)	生涯学習	23	交通利便性の高いまちだと思うか	交通利便性
9	自分の知識や技術を地域や社会に活かしたいと思うか	地域貢献	24	文化・芸術活動の盛んなまちだと思うか	文化・芸術
10	環境に配慮した生活を送っているか	環境 (自)	25	スポーツの盛んなまちだと思うか	スポーツ
11	市内の空気や川などの水がきれいになったと思うか	空気・川	26	市に、魅力やよいイメージがあると思うか	市の魅力
12	ごみを減らす取組を行っているか	ごみ減量	27	町内会や市民活動など、地域活動に参加しているか (有無)	地域活動
13	市内にある自然や公園に満足しているか	自然・公園	28	市政に対する市民の意見や要望を伝える機会等を市が備えていると思うか	市民参画
14	住環境 (住みやすさ) に満足しているか	住環境	29	市民の人権や平和に対する意識が高いと思うか	人権・平和
15	市が働きやすいまちだと思うか	労働環境			

(3) 調査結果

No.	積極的評価 (①+②)	前回比 増減	① そう思う (はい)			② ややそう思う			中間的評価 (③どちらともいえ ない)	前回比 増減	消極的評価 (④+⑤)	前回比 増減	④ あまりそう思わな い		⑤ そう思わない (いいえ)		
			前回比 増減	前回比 増減	前回比 増減	前回比 増減	前回比 増減	前回比 増減					前回比 増減				
1	23.1%	↗	+7.5pt	4.3%	+0.2pt	18.8%	+7.3pt	56.1%	↗	+0.7pt	20.0%	↘	▲7.3pt	13.0%	▲1.7pt	7.0%	▲5.6pt
2	63.3%	↗	+9.3pt	23.0%	+1.1pt	40.3%	+8.2pt	24.1%	↘	▲8.3pt	11.8%	↘	▲0.9pt	8.0%	+0.7pt	3.8%	▲1.6pt
3	63.0%	↗	+2.4pt	32.1%	+0.7pt	30.9%	+1.7pt	26.5%	↗	+0.4pt	9.6%	↘	▲2.7pt	5.3%	▲0.1pt	4.3%	▲2.6pt
4	26.6%	↗	+5.9pt	5.0%	0.0pt	21.6%	+5.9pt	48.4%	↘	▲1.5pt	24.0%	↘	▲4.7pt	14.0%	+0.2pt	10.0%	▲4.9pt
5	20.7%	↗	+4.1pt	4.9%	▲0.4pt	15.8%	+4.5pt	58.0%	↗	+2.2pt	20.2%	↘	▲6.1pt	12.6%	▲0.8pt	7.6%	▲5.3pt
6	60.4%	↗	+6.6pt	24.3%	+1.7pt	36.1%	+4.9pt	24.7%	↘	▲0.9pt	14.0%	↘	▲6.0pt	8.0%	▲2.5pt	6.0%	▲3.5pt
7	31.2%	↗	+4.3pt	9.3%	+2.9pt	21.9%	+1.4pt	45.0%	↗	+3.1pt	22.4%	↘	▲7.0pt	13.0%	▲1.1pt	9.4%	▲5.9pt
8	22.3%	↘	▲2.9pt	22.3%	▲2.9pt	-	-	-	-	-	76.7%	↗	+3.8pt	-	-	76.7%	+3.8pt
9	51.2%	↗	+0.4pt	24.9%	▲4.1pt	26.3%	+4.5pt	32.4%	↗	+2.4pt	15.1%	↘	▲2.1pt	7.0%	▲0.9pt	8.1%	▲1.2pt
10	53.3%	↗	+0.1pt	15.2%	▲2.0pt	38.1%	+2.1pt	33.3%	↗	+0.2pt	12.2%	↗	+0.2pt	8.0%	+1.6pt	4.2%	▲1.4pt
11	57.1%	↗	+1.5pt	25.0%	+0.2pt	32.1%	+1.3pt	27.7%	↘	▲0.7pt	14.1%	↘	0.0pt	7.7%	+0.8pt	6.4%	▲0.8pt
12	84.2%	↘	▲2.4pt	53.8%	▲3.9pt	30.4%	+1.5pt	9.5%	↗	+1.4pt	5.2%	↗	+1.6pt	3.8%	+1.5pt	1.4%	+0.1pt
13	48.7%	↗	+4.3pt	18.0%	+1.6pt	30.7%	+2.7pt	28.2%	↘	▲1.9pt	22.1%	↘	▲1.7pt	12.7%	▲0.1pt	9.4%	▲1.6pt
14	66.0%	↗	+6.4pt	26.4%	+2.3pt	39.6%	+4.1pt	19.9%	↘	▲2.3pt	12.6%	↘	▲3.9pt	7.8%	▲0.6pt	4.8%	▲3.3pt
15	34.8%	↗	+5.2pt	10.7%	+2.0pt	24.1%	+3.2pt	53.5%	↘	▲2.0pt	9.9%	↘	▲3.5pt	6.7%	+0.7pt	3.2%	▲4.2pt
16	36.2%	↗	+7.9pt	8.1%	+1.0pt	28.1%	+6.9pt	49.4%	↘	▲5.1pt	13.2%	↘	▲2.6pt	8.9%	▲0.9pt	4.3%	▲1.7pt
17	25.6%	↗	+1.2pt	8.2%	+1.2pt	17.4%	0.0pt	50.1%	↗	+2.4pt	23.4%	↘	▲2.9pt	15.4%	+0.8pt	8.0%	▲3.7pt
18	28.7%	↗	+5.8pt	6.8%	+1.6pt	21.9%	+4.2pt	53.7%	↘	▲2.2pt	16.5%	↘	▲2.1pt	10.7%	+0.4pt	5.8%	▲2.6pt
19	28.7%	↗	+1.3pt	8.0%	▲1.7pt	20.7%	+3.0pt	56.9%	↗	+1.1pt	12.8%	↘	▲1.3pt	9.1%	+1.2pt	3.7%	▲2.5pt
20	72.8%	↗	+2.8pt	35.1%	+1.4pt	37.7%	+1.4pt	18.3%	↗	+0.9pt	8.5%	↘	▲2.7pt	4.7%	▲1.5pt	3.8%	▲1.2pt
21	42.2%	↘	▲10.4pt	14.4%	+2.9pt	27.8%	▲13.3pt	26.4%	↗	+6.9pt	30.4%	↗	+4.4pt	16.7%	▲1.4pt	13.7%	+5.8pt
22	34.6%	↗	+4.8pt	9.0%	+1.9pt	25.6%	+2.9pt	37.7%	↘	▲1.2pt	27.6%	↘	▲2.6pt	15.9%	+0.3pt	11.7%	▲2.9pt
23	64.2%	↗	+2.3pt	33.5%	▲1.2pt	30.7%	+3.5pt	17.7%	↘	▲0.7pt	17.7%	↘	▲1.0pt	9.9%	▲0.1pt	7.8%	▲0.9pt
24	50.2%	↗	+2.2pt	15.8%	+0.5pt	34.4%	+1.7pt	36.7%	↘	▲0.9pt	12.2%	↘	▲0.8pt	8.1%	▲0.2pt	4.1%	▲0.6pt
25	53.9%	↗	+6.3pt	16.2%	+1.2pt	37.7%	+5.1pt	35.9%	↘	▲3.4pt	9.3%	↘	▲2.2pt	6.6%	▲0.6pt	2.7%	▲1.6pt
26	37.5%	↘	▲3.2pt	11.1%	+3.1pt	26.4%	▲6.3pt	38.3%	↘	▲3.2pt	23.3%	↗	+5.6pt	14.2%	+2.2pt	9.1%	+3.4pt
27	25.3%	↘	▲5.0pt	25.3%	▲5.0pt	-	-	-	-	-	74.2%	↗	+5.7pt	-	-	74.2%	+5.7pt
28	22.5%	↗	+4.3pt	6.3%	+1.6pt	16.2%	+2.7pt	53.3%	↗	+2.5pt	22.9%	↘	▲6.8pt	14.4%	▲0.7pt	8.5%	▲6.2pt
29	21.0%	↗	+0.9pt	4.4%	▲0.4pt	16.6%	+1.3pt	58.2%	↘	▲0.4pt	20.1%	↗	+0.4pt	12.9%	+2.4pt	7.2%	▲2.0pt
前回比増減の平均			+2.5pt		+0.3pt		+2.5pt			▲0.4pt			▲1.7pt		0.0pt		▲1.7pt

■ 総合計画と連携する「分野別計画等」

総合計画と連携する「分野別計画等」とは、総合計画と密接に連動し、一体的に施策・事業を推進するために、各局等が策定する計画です。

なお、「計画期間」欄の計画終期がないものについては、終期の設定がない計画です。

● 分野横断計画

複数の基本政策（1層）の領域に及ぶ横断的な課題を解決するため、事業目標や取組内容を具体的に定める計画等（複数の基本政策の領域に及ぶもの）

計画名	関連基本政策	計画期間
国土強靱化地域計画	1.2.3.4.5	H 28 年度 ～ H 32 年度
国際施策推進プラン	1.2.3.4.5	H 28 年度 ～ H 37 年度
まち・ひと・しごと創生総合戦略（改定予定）	1.2.3.4.5	H 27 年度 ～ H 31 年度
地域福祉計画（策定予定）	1.2.3.4.5	H 30 年度 ～ H 32 年度
都市計画マスタープラン	1.2.3.4.5	H 28 年度 ～

● 分野別計画

総合計画に位置づけられた政策・施策（2・3層）を効果的・効率的に推進するため、事業目標や取組内容を、総合計画よりも詳細に定める計画等（一つの基本政策に収まるもの）

【基本政策 1】 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

計画名	関連政策・施策	計画期間
地震防災戦略	1-1-1	H 28 年度 ～ H 32 年度
	1-1-2	
	1-1-3	
臨海部防災対策計画	1-1-1	H 25 年度 ～
防災都市づくり基本計画	1-1-2	H 27 年度 ～
耐震改修促進計画	1-1-3	H 28 年度 ～ H 32 年度
消費者行政推進計画	1-2-1	H 29 年度 ～ H 31 年度
上下水道ビジョン	1-3	H 29 年度 ～ H 37 年度
上下水道事業中期計画	4-1-1	H 29 年度 ～ H 33 年度
自殺対策総合推進計画（策定予定）	1-4-1	H 30 年度 ～ H 32 年度
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（策定予定）	1-4-1	H 30 年度 ～ H 32 年度
	1-4-2	
	1-4-3	
障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（策定予定）	1-4-4	H 30 年度 ～ H 32 年度
	1-4-5	
住宅基本計画	1-4-6	H 29 年度 ～ H 38 年度
健康増進計画	1-4-7	H 25 年度 ～ H 34 年度
食育推進計画	1-4-7	H 29 年度 ～ H 33 年度
かわさき保健医療プラン（策定予定）	1-6	H 30 年度 ～ H 35 年度
市立病院中期経営計画	1-6-2	H 28 年度 ～ H 32 年度

【基本政策 2】 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

計画名	関連政策・施策	計画期間
(仮称) 子ども・若者に関する総合的な計画 (策定予定)	1-2-2	H 30 年度 ~ H 33 年度
	1-4	
	1-5-2	
	2-1	
	2-2	
	2-3-1	
	4-3-1	
教育振興基本計画 かわさき教育プラン	2-2	H 27 年度 ~ 概ね 10 年間
	2-3	
	4-8-2	
学校施設長期保全計画	2-2-3	H 26 年度 ~

【基本政策 3】 市民生活を豊かにする環境づくり

計画名	関連政策・施策	計画期間
環境基本計画	3-1	H 23 年度 ~ H 32 年度
	3-2	
	3-3	
地球温暖化対策推進基本計画 (策定予定)	3-1-1	H 30 年度 ~ H 42 年度
水環境保全計画	3-2-1	H 24 年度 ~ H 32 年度
一般廃棄物処理基本計画	3-2-2	H 28 年度 ~ H 37 年度
緑の基本計画 (改定予定)	3-3	H 30 年度 ~ H 39 年度
新多摩川プラン	3-3-5	H 28 年度 ~ H 37 年度

【基本政策 4】 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

計画名	関連政策・施策	計画期間
産業振興プラン	1-2-1	H 28 年度 ~ H 37 年度
	3-3-4	
	4-1	
	4-2-1	
	4-2-2	
	4-2-3	
	4-3	
	4-9-2	
商業振興ビジョン	4-1-2	H 21 年度 ~ H 31 年度
農業振興計画	3-3-4	H 28 年度 ~ H 37 年度
	4-1-4	
情報化推進プラン	4-2	H 28 年度 ~ H 32 年度
ウェルフェアイノベーション推進計画	4-2-2	H 29 年度 ~ H 33 年度
川崎港港湾計画	4-4-2	H 26 年度 ~ H 37 年度
	4-4-3	
総合都市交通計画 (改定予定)	4-7	H 25 年度 ~ H 44 年度
道路整備プログラム	4-7-2	H 28 年度 ~ H 37 年度

市バス事業経営プログラム	4-7-4	H 26 年度 ~ H 30 年度
スポーツ推進計画（改定予定）	4-8-1	H 24 年度 ~ H 33 年度
文化芸術振興計画	4-8-2 4-8-3	H 26 年度 ~ H 35 年度
文化財保護活用計画	4-8-2	H 26 年度 ~ H 36 年度
シティプロモーション戦略プラン	4-9	H 27 年度 ~ H 36 年度
新・かわさき観光振興プラン	4-9-2	H 28 年度 ~ H 37 年度

【基本政策 5】 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

計画名	関連政策・施策	計画期間
人権施策推進基本計画	5-2	H 27 年度 ~ H 37 年度
男女平等推進行動計画（策定予定）	5-2-2	H 30 年度 ~ H 33 年度

《参考》「分野別計画等」に含めない計画等

●ビジョン、方針等

具体的な取組内容を位置付けていない、市が目指す理念、考え方を示したもの

計画名	関連基本政策	計画期間
資産マネジメントカルテ	1.2.3.4.5	H 26 年度 ~ H 32 年度
協働・連携の基本方針	1.2.3.4.5	H 28 年度 ~
パラムーブメント推進ビジョン（策定予定）	1.2.3.4.5	H 30 年度 ~ H 33 年度
グリーン・イノベーション推進方針	1.2.3.4.5	H 28 年度 ~ H 37 年度
地域包括ケアシステム推進ビジョン	1.2.3.4.5	H 26 年度 ~ H 32 年度
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	1.2.3.4.5	H 28 年度 ~ H 37 年度
（仮称）臨海部ビジョン（策定予定）	1.2.3.4.5	H 30 年度 ~
（仮称）自転車利用基本方針（策定予定）	1.3.4	H 30 年度 ~

※このほかにも、単独の事務事業（４層）を推進するために具体的な手順や方法等を示した「個別計画」があり、本実施計画で「計画期間の主な取組」などで必要に応じて記載しています。

■ 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり			
政策 1-1 災害から生命を守る			
施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進			
○ 防災対策管理運営事業			
○ 地域防災推進事業			
○ 防災施設整備事業			
○ 臨海部・津波防災対策事業			
○ 帰宅困難者対策推進事業			
○ 公園防災機能向上事業			
○ 本庁舎等建替事業			
危機管理対策事業			
放射線安全推進事業			
高層住宅の震災対策推進事業			
○ 港湾施設改修（防災・減災）事業			
海岸保全施設維持整備事業			
○ 水防業務			
施策 1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進			
○ 防災都市づくり基本計画推進事業			
○ 防災市街地整備促進事業			
○ 防災まちづくり支援促進事業			
狭あい道路対策事業			
施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進			
○ 特定建築物耐震対策事業			
○ 木造建築物耐震対策事業			
○ 民間マンション耐震対策事業			
○ 宅地防災対策事業			
急傾斜地崩壊対策事業			
○ 耐震対策等橋りょう整備事業			
施策 1-1-4 消防力の総合的な強化			
消防署所の適正配置に係る事業			
○ 消防署所改築事業			
○ 消防指令体制整備事業			
○ 消防艇管理事業			
ヘリコプター整備事業			
○ 消防団関係事業			
○ 警防活動事業			
耐震性貯水槽建設事業			
○ 火災予防事業			
消防広報事業			
火災等の調査事務			
○ 査察活動事業			
○ 危険物施設等規制事業			
消防音楽隊等活動事業			

基本 政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載		
			消防車両等管理業務		
			救急車両管理業務		
			○ 庁舎等整備事業		
			警防資器材等管理業務		
			○ 救助活動事業		
			活動計画・出場計画に関する業務		
			特殊災害対策業務		
			航空関係業務		
			火災予防設備に関する業務		
		施策 1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備	○ 河川計画事業		
			○ 五反田川放水路整備事業		
			○ 河川改修事業		
			○ 河川施設更新事業		
			雨水流出抑制施設指導業務		
		政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる			
				施策 1-2-1 防犯対策の推進	○ 防犯対策事業
					○ 路上喫煙防止対策事業
					○ 客引き行為等防止対策事業
					○ 消費生活相談情報提供事業
					○ 消費者啓発育成事業
					○ 消費者自立支援推進事業
					施策 1-2-2 交通安全対策の推進
				○ 交通安全推進事業	
				○ 安全施設整備事業	
				○ 放置自転車対策事業	
				○ 踏切道改善推進調査事業	
				施策 1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	○ ユニバーサルデザイン推進事業
					バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業
○ ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業					
○ 南武線駅アクセス向上等整備事業					
○ 鉄道駅ホームドア等整備事業					
福祉のまちづくり普及事業					
施策 1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理	○ 計画的な道路施設補修事業				
	○ 道路・橋りょう等の維持補修事業				
	○ 河川・水路維持補修事業				
	○ 道水路不法占拠対策事業				
	○ 道水路台帳整備事業				
	道路舗装事業				
	屋外広告物管理事業				

基本 政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
			私道舗装助成事業
			占用業務管理
			測量助成事業
			地籍調査事業
			公共工事の適正化推進事業
			河川・水路財産管理業務
			政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える
		施策 1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上	
		○ 主要施設の更新・耐震化事業	
		○ 送・配水管の更新・耐震化事業	
		○ 給水管の更新事業	
		○ 水道水質の管理業務	
		○ 工業用水道施設の整備事業	
		水道・工業用水道事業の危機管理対策事業	
		水道・工業用水道事業における環境施策の推進事業	
		水道・工業用水道事業における経営基盤の充実・強化事業	
		施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成	
		○ 下水道の管きよ・施設の地震対策事業	
		○ 浸水対策事業	
		○ 高度処理事業	
		○ 合流式下水道の改善事業	
		○ 下水道の管きよ・施設の老朽化対策及び未普及解消事業	
		下水道水質管理・事業場指導業務	
		下水道事業の危機管理対策事業	
		下水道事業における環境施策の推進事業	
		下水道事業における経営基盤の充実・強化事業	
		政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる	
施策 1-4-1 総合的なケアの推進			
○ 地域包括ケアシステム推進事業			
○ 介護予防事業			
○ 認知症高齢者対策事業			
○ 在宅医療連携推進事業			
○ 福祉センター再編整備事業			
○ 地域見守りネットワーク事業			
○ 災害救助その他援護事業			
○ 民生委員児童委員活動育成等事業			
○ 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業			
○ 権利擁護事業			
社会福祉法人指導監査等業務			
地域包括支援センターの運営			
障害者相談支援事業			
社会福祉協議会との協働・連携			
戦没者遺族等援護			

基本 政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載	
			社会福祉審議会の運営	
			更生保護事業	
			地域福祉施設の運営	
			地域福祉計画推進事業	
			日本赤十字社に関する業務	
		施策 1-4-2 高齢者福祉サービスの充実		
			○ 福祉人材確保対策事業	
			○ 介護サービスの基盤整備事業	
			○ ひとり暮らし支援サービス事業	
			○ 介護保険事業	
			○ かわさき健幸福寿プロジェクト	
			高齢者住宅対策事業	
			高齢者生活支援サービス事業	
			高齢者音楽療法推進事業	
			高齢者緊急一時入所事業	
			高齢者保健福祉計画推進事業	
			在宅福祉・医療サービスの推進事業	
			川崎市老人福祉施設事業協会の運営	
			民間老人福祉施設入所者処遇改善及び施設振興	
			養護・軽費老人ホームの運営	
			老人保護措置	
		施策 1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり		
			○ 高齢者外出支援事業	
			○ 高齢者就労支援事業	
			○ 生涯現役対策事業	
			○ いこいの家・いきいきセンターの運営	
			外国人高齢者支援事業	
			老人クラブ育成事業	
			老人福祉普及事業	
		施策 1-4-4 障害福祉サービスの充実		
			○ 障害福祉サービスの基盤整備事業	
			○ 障害者日常生活支援事業	
			○ 障害児施設事業	
			○ 障害者福祉用具等支給・貸与事業	
			発達障害児・者支援体制整備事業	
			地域療育センターの運営	
			ノーマライゼーションプラン推進事業	
			障害者支援制度実施事業	
			井田地区福祉施設再編整備事業	
			施設障害福祉サービス事業	
			精神科救急医療対策事業	
			難病患者相談研修支援事業	

基本 政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
			難病患者等居宅生活支援事業
		施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進	<input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業 <input type="checkbox"/> 障害者社会参加促進事業 <input type="checkbox"/> 障害者の移動手段の確保対策事業 社会的ひきこもり対策事業 コミュニケーション支援事業 障害者手当等支給事業 精神保健事業 心神喪失者等医療観察制度への対応事業 心身障害者福祉事業基金事業 障害者団体育成等事業 地域活動支援センター事業 精神保健福祉センターに関する業務 精神保健福祉対策事業 日常生活用具等給付事業 障害者更生相談所運営事業
		施策 1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備	<input type="checkbox"/> 住宅政策推進事業 <input type="checkbox"/> 高齢者等に適した住宅供給推進事業 住宅・マンション良質化支援推進事業 <input type="checkbox"/> 住情報提供推進事業 <input type="checkbox"/> 民間賃貸住宅等居住支援推進事業 <input type="checkbox"/> 既存ストック活用推進事業 <input type="checkbox"/> 市営住宅等ストック活用事業 <input type="checkbox"/> 市営住宅等管理事業 市営住宅等再生事業 <input type="checkbox"/> 空き家利活用推進事業
		施策 1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり	<input type="checkbox"/> がん検診等事業 <input type="checkbox"/> 生活習慣病対策事業 <input type="checkbox"/> 健康づくり事業 <input type="checkbox"/> 食育推進事業 <input type="checkbox"/> 国民健康保険特定健康診査等事業 保健所管理運営事業 後期高齢者健診事業 公害健康被害予防事業 公害保健福祉事業 川崎・横浜公害保健センターの運営 健康調査事業
	政策 1-5 確かな暮らしを支える		
		施策 1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営	<input type="checkbox"/> 国民健康保険事業

基本 政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載		
			○ 国民健康保険料等収納業務		
			○ 後期高齢者医療事業		
			○ 障害者等医療費支給事業		
			○ 成人ぜん息患者医療費助成事業		
			○ 指定難病対策事業		
			原爆被爆者対策事業		
			公害健康被害補償事業		
			国民年金の運營業務		
		施策 1-5-2 自立生活に向けた取組の推進	○ 生活保護自立支援対策事業		
			○ 生活保護業務		
			○ 生活困窮者自立支援事業		
			中国残留邦人生活支援事業		
			民間保護施設措置者処遇改善及び施設振興		
			明るい町づくり対策		
			福祉資金貸付事業		
			行旅病人・同死亡人取扱及び法外扶助		
		政策 1-6 市民の健康を守る			
				施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化	○ 地域医療対策事業
					○ 災害時医療救護対策事業
					○ 救急医療体制確保対策事業
					○ 医務・薬務事業
					○ 看護師確保対策事業
					○ 救急活動事業
					○ 救急隊整備事業
					○ 救急救命士養成事業
					看護短期大学の管理運営
血液対策事業					
施策 1-6-2 信頼される市立病院の運営	○ 川崎病院の運営				
	○ 井田病院の運営				
	○ 多摩病院の運営管理				
	○ 良質な医療の提供を担う人材の確保・育成事業				
	○ 経営健全化推進事業				
施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保	○ 予防接種事業				
	○ 感染症対策事業				
	○ 食品安全推進事業				
	○ 公衆衛生等に関する試験検査等業務				
	○ 動物愛護管理事業				
	○ 環境衛生事業				
	○ 葬祭場管理運営事業				

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
			健康危機管理対策事業
基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり			
	政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる		
	施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進		
			○ 地域子育て支援事業
			○ 小児医療費助成事業
			○ 児童手当支給事業
			○ 児童福祉施設等の指導・監査
	施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進		
			○ 待機児童対策事業
			○ 認可保育所整備事業
			○ 民間保育所運営事業
			○ 公立保育所運営事業
			○ 認可外保育施設支援事業
			○ 幼児教育推進事業
			○ 保育士確保対策事業
			○ 保育料対策事業
	施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進		
			○ 妊婦・乳幼児健康診査事業
			○ 母子保健指導・相談事業
			○ 青少年活動推進事業
			○ こども文化センター運営事業
			○ わくわくプラザ事業
			○ 青少年教育施設の管理運営事業
	施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり		
			○ 児童虐待防止対策事業
			○ 児童相談所運営事業
			○ 里親制度推進事業
			○ 児童養護施設等運営事業
			○ ひとり親家庭の生活支援事業
			○ 女性保護事業
			○ 子ども・若者支援推進事業
			小児ぜん息患者医療費支給事業
			小児慢性特定疾病医療等給付事業
			母子父子寡婦福祉資金貸付事業
			災害遺児等援護事業
	政策 2-2 未来を担う人材を育成する		
	施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進		
			○ キャリア在り方生き方教育推進事業
			○ 学力調査・授業改善研究事業
			○ きめ細やかな指導推進事業
			○ 英語教育推進事業
			○ 理科教育推進事業

基本 政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
			○ 小中連携教育推進事業
			○ 読書のまち・かわさき推進事業
			○ 子どもの音楽活動推進事業
			○ 人権尊重教育推進事業
			○ 多文化共生教育推進事業
			○ 子どもの体力向上推進事業
			○ 健康教育推進事業
			○ 健康給食推進事業
			○ 教育の情報化推進事業
			○ 魅力ある高校教育の推進事業
			道徳教育推進事業
			学校教育活動支援事業
			施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応
		○ 共生・共育推進事業	
		○ 児童生徒支援・相談事業	
		○ 教育機会確保推進事業	
		○ 海外帰国・外国人児童生徒相談事業	
		○ 就学等支援事業	
		施策 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備	○ 学校安全推進事業
			○ 学校施設長期保全計画推進事業
			○ 学校施設環境改善事業
			○ 学校施設維持管理事業
			○ 児童生徒増加対策事業
施策 2-2-4 学校の教育力の向上	○ 地域等による学校運営への参加促進事業		
	○ 区における教育支援推進事業		
	○ 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業		
	○ 教職員研修事業		
	○ 教職員の選考・人事業務		
	○ 学校業務マネジメント支援事業		
	教育研究団体補助事業		
政策 2-3 生涯を通じて学び成長する	施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上	○ 家庭教育支援事業	
		○ 地域における教育活動の推進事業	
		○ 地域の寺子屋事業	
	施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援	○ 社会教育振興事業	
		○ 図書館運営事業	
		○ 生涯学習施設の環境整備事業	
		社会教育関係団体等への支援・連携事業	

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり			
政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる			
施策 3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進			
○ 地球温暖化対策事業			
○ 環境エネルギー推進事業			
○ 次世代自動車等普及促進事業			
○ グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業			
○ 環境教育推進事業			
環境パートナーシップかわさき事業			
環境功労者表彰事業			
エコオフィス推進事業			
環境影響評価・環境調査事業			
環境総合研究所環境教育推進事業			
国際環境技術連携事業			
都市環境研究事業			
産学公民連携事業			
国際連携・研究推進事業			
政策 3-2 地域環境を守る			
施策 3-2-1 地域環境対策の推進			
○ 大気汚染防止対策事業			
○ 有害大気汚染物質対策事業			
○ 環境大気常時監視事業			
○ 自動車排出ガス対策事業			
○ 水質汚濁防止対策事業			
○ 土壌汚染対策事業			
大気環境調査研究事業			
地盤沈下・地下水保全事業			
水環境調査研究事業			
生物学的調査研究事業			
化学物質適正管理推進事業			
P R T R 推進事業			
ダイオキシン類対策事業			
環境リスク評価研究事業			
環境化学物質研究事業			
騒音振動対策事業			
交通騒音・振動対策事業			
悪臭防止対策事業			
公害企画調整事務			
公害防止資金融資事業			
環境情報システム運営事業			
施策 3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進			
○ 減量リサイクル推進事業			
○ 事業系ごみ減量化推進事業			

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
			<input type="radio"/> 資源物・ごみ収集事業 <input type="radio"/> 資源物・ごみ処理事業 <input type="radio"/> 廃棄物処理施設基幹的整備事業 <input type="radio"/> 廃棄物処理施設建設事業 廃棄物企画調整事業 余熱利用市民施設・橋 R C C 運営事業 し尿・浄化槽収集事業 産業廃棄物指導・許可等事業 廃棄物処理施設等整備事業 廃棄物中継輸送等事業 海面埋立事業 し尿処理事業 建設リサイクル法業務 建設リサイクル事業 建設発生土処理事業
		政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす	
		施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成	
			<input type="radio"/> 緑の基本計画推進事業 <input type="radio"/> 都市緑化推進事業 <input type="radio"/> 市民100万本植樹運動事業 <input type="radio"/> パークマネジメント推進事業 <input type="radio"/> 生物多様性推進事業 身近な公園緑地等の管理運営事業 緑のボランティアセンター事業 緑化協議による緑のまちづくりの推進事業
		施策 3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備	
			<input type="radio"/> 富士見公園整備事業 <input type="radio"/> 等々力緑地再編整備事業 <input type="radio"/> 生田緑地整備事業 <input type="radio"/> 魅力的な公園整備事業 <input type="radio"/> 市営霊園の整備 <input type="radio"/> 公園施設長寿命化事業 <input type="radio"/> 河川環境整備事業 長期未整備公園緑地の見直し事業 <input type="radio"/> 夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業 菅生緑地整備事業 公園緑地維持管理事業 公園緑地の適正管理 街路樹適正管理事業
		施策 3-3-3 多摩丘陵の保全	
			<input type="radio"/> 緑地保全事業 <input type="radio"/> 里山再生事業 多摩・三浦丘陵広域連携事業

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載		
			保全緑地管理事業		
			保全管理計画策定事業		
			施策 3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進		
			○ 農環境保全・活用事業		
			○ 農業体験提供事業		
			○ 市民・「農」交流機会推進事業		
			都市農業価値発信事業		
			施策 3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進		
			○ 多摩川プラン推進事業		
			○ 多摩川市民協働推進事業		
			○ 多摩川緑地維持管理事業		
		基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり			
		政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興			
				施策 4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化	
				○ 海外販路開拓事業	
		○ 国際環境産業推進事業			
		○ 上下水道分野における国際展開推進事業			
		施策 4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成			
		○ 商店街課題対応事業			
		○ 地域連携事業			
		○ まちづくり連動事業			
		○ 商業力強化事業			
		○ 卸売市場の管理運営事業			
		○ 卸売市場施設整備事業			
		計量検査事業			
		計量管理推進指導事業			
		卸売市場関係事業者に関する許可・指導監督業務			
		施策 4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成			
		○ 知的財産戦略推進事業			
		○ ものづくり中小企業経営支援事業			
		○ 川崎市産業振興財団運営支援事業			
		○ 中小企業融資制度事業			
		○ 先端産業等立地促進事業			
		○ 対内投資促進事業			
		○ 内陸部操業環境保全対策事業			
		産業振興協議会等推進事業			
		建設業振興事業			
		産業立地地区活性化推進事業			
		金融相談・指導事業			
		施策 4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化			
		○ 担い手・後継者育成事業			
		○ 農業経営支援・研究事業			
		○ 農業生産基盤維持・管理事業			

基本 政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
			○ 援農ボランティア育成・活用事業 ○ 多様な連携推進事業
	政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上		
		施策 4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進	○ 起業化総合支援事業 ○ 新産業創造支援事業
		施策 4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援	○ ウェルフェアイノベーション推進事業 ○ かわさき基準推進事業 ○ ソーシャルビジネス振興事業 ○ 環境調和型まちづくり(エコタウン)推進事業 ○ クリエイティブ産業活用促進事業 環境調和型産業振興事業
		施策 4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化	○ 新川崎・創造のもり推進事業 ○ ナノ医療イノベーション推進事業 医工連携等推進事業 科学技術基盤の強化・連携事業 ○ 川崎市コンベンションホール管理運営事業
		施策 4-2-4 スマートシティの推進	○ スマートシティ推進事業 ○ 水素戦略推進事業
		施策 4-2-5 ICT（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上	○ 地域情報化推進事業 ○ 行政情報化推進事業 ○ 電子申請推進事業 ○ 公共施設利用予約システム事業 情報統括監理推進事業 情報環境整備事業
	政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる		
		施策 4-3-1 人材を活かすしくみづくり	○ 雇用労働対策・就業支援事業 ○ 技能奨励事業 ○ 生活文化会館の管理運営事業 産業人材育成事業
		施策 4-3-2 働きやすい環境づくり	○ 勤労者福祉共済事業 ○ 勤労者福祉対策事業 ○ 労働会館の管理運営事業 労働資料の調査及び刊行業務 住宅相談事業
	政策 4-4 臨海部を活性化する		
		施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備	

基本 政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
			○ 臨海部活性化推進事業
			○ 国際戦略拠点活性化推進事業
			○ 戦略拠点形成推進事業
			○ 臨海部へのアクセス向上推進事業
			○ サポートエリア整備推進事業
			○ 臨海部交通ネットワーク形成推進事業
			○ 羽田連絡道路整備事業
			川崎臨海部スマートコンビナートの推進事業
			多摩川リバーサイド地区整備推進事業
		施策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成	○ 東扇島物流促進事業
			○ 千鳥町再整備事業
			○ 港湾施設整備事業
			○ ポートセールス事業
			○ 臨港道路東扇島水江町線整備事業
			○ 川崎港海底トンネル改修事業
			○ 東扇島掘込部土地造成事業
			友好港交流推進事業
			港湾統計・情報システム運営事業
			浮島1期地区基盤整備事業
			港湾管理事業
			○ 内奥運河係留施設再編事業
			京浜港広域連携推進事業
			港湾計画策定事業
			港湾施設維持管理事業
			港湾における規制指導事業
			陸上施設等管理運営事業
			海上・係留施設等管理運営事業
			入出港船舶等調整事業
川崎港海底トンネル維持管理事業			
○ コンテナターミナル維持・整備事業			
施策 4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備	○ 港湾振興事業		
	○ 港湾振興会館管理運営事業		
	○ 川崎港緑化推進事業		
	○ 川崎港保安対策事業		
	○ 川崎港美化推進事業		
	浮島2期地区埋立事業		
	港湾緑地維持管理事業		
政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する	施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成	○ 川崎駅周辺総合整備事業	
		○ 京急川崎駅周辺地区整備事業	

基本 政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載	
			○ 小杉駅周辺地区整備事業	
			○ 小杉駅交通機能強化等推進事業	
			○ 新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業	
		施策 4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備		
			○ 新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業	
			○ 溝口駅周辺地区まちづくり推進事業	
			○ 鷺沼駅周辺まちづくり推進事業	
			○ 登戸土地区画整理事業	
			○ 柿生駅周辺地区再開発等事業	
			○ 南武線沿線まちづくり推進事業	
		○ 南武支線沿線まちづくり推進事業		
	政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する			
		施策 4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進		
			○ 都市計画マスタープラン等策定・推進事業	
			○ 地域地区等計画策定・推進事業	
			都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等改定・推進事業	
			都市施設の計画管理等事業	
			都市計画地区情報・基礎調査等事業	
			マンション建替え支援指導業務	
			○ 優良建築物等整備事業	
			庁舎等建築物の長寿命化対策事業	
			大規模低未利用地等のまちづくり誘導事業	
			市街地開発事業の推進業務	
			住居表示調査等事業	
			まちづくり対策事業	
		建築・宅地に関する指導・審査事業		
		長期優良建築物支援事業		
		○ 建築物環境配慮推進事業		
		低炭素建築物支援事業		
		○ 木材利用促進事業		
		施策 4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進		
		○ 都市景観形成推進事業		
		景観形成誘導推進事業		
		○ 街なみ誘導支援事業		
		○ 地区まちづくり推進事業		
政策 4-7 総合的な交通体系を構築する				
	施策 4-7-1 広域的な交通網の整備			
		○ 総合交通計画調査事業		
		○ 鉄道計画関連事業		
		○ 広域幹線道路整備促進事業		
		○ 川崎縦貫道路の整備事業		
	施策 4-7-2 市域の交通網の整備			
		○ 都市計画道路網調査事業		

基本 政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
			○ 道路計画調査事業
			○ 道路改良事業
			○ 渋滞対策事業
			○ 橋りょう整備事業
			○ 京浜急行大師線連続立体交差事業
			○ J R南武線連続立体交差事業
			施策 4-7-3 身近な交通環境の整備
		○ 地域交通支援事業	
		○ コミュニティ交通等支援事業	
		○ バス利用等促進事業	
		○ 自転車通行環境整備事業	
		○ 自転車活用推進事業	
		○ 駐車施設整備推進事業	
		施策 4-7-4 市バスの輸送サービスの充実	
		○ 市バス運輸安全マネジメント推進事業	
		○ 市バス安全教育推進事業	
		○ 市バスネットワーク推進事業	
		○ 市バスお客様サービス推進事業	
		○ 市バス移動空間快適化事業	
		○ 市バス事業基盤強化事業	
		○ 市バス収益性事業	
		○ 市バス営業所の管理委託事業	
		○ 市バス地域貢献事業	
		市バス経営計画推進事業	
		政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する	
		施策 4-8-1 スポーツのまちづくりの推進	
		○ 市民スポーツ推進事業	
○ 地域スポーツ推進事業			
○ 競技スポーツ大会開催・支援事業			
○ ホームタウンスポーツ推進事業			
○ スポーツセンター等管理運営事業			
○ スポーツ・文化総合センター整備・運営事業			
○ 東京オリンピック・パラリンピック推進事業			
施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興			
○ 市民文化活動支援事業			
○ 文化財保護・活用事業			
○ 東海道かわさき宿交流館管理運営事業			
○ 市民ミュージアム管理運営事業			
○ 大山街道ふるさと館管理運営事業			
○ 市民プラザ管理運営事業			
○ 橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業			
○ 藤子・F・不二雄ミュージアム事業			
○ 岡本太郎美術館管理運営事業			

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
			○ 日本民家園管理運営事業
			○ 青少年科学館管理運営事業
			○ アートセンター管理運営事業
			施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進
			○ 音楽のまちづくり推進事業
			○ 川崎シンフォニーホール管理運営事業
			○ 映像のまち・かわさき推進事業
			政策 4-9 戦略的なシティプロモーション
			施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成
			○ シティプロモーション推進事業
			○ 国際交流推進事業
			国際施策推進事業
			交流推進事業
			○ 国際交流センター管理運営事業
			○ 市民文化大使事業
	施策 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興		
	○ 観光振興事業		
	○ 産業観光推進事業		
	○ 市制記念花火大会事業		
	○ 競輪場整備事業		
	○ 競輪等開催・運営事業		
基本政策 5	誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり		
	政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する		
		施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり	
		○ 多様な主体による協働・連携推進事業	
		○ 自治推進事業	
		○ 地域振興事業	
		○ 市民活動支援事業	
		○ NPO法人活動促進事業	
		○ 地方分権改革推進事業	
		都市政策研究事業	
		施策 5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進	
		○ 広聴等事務	
		○ コンタクトセンター運営事業	
		○ 区相談事業	
		○ 広報事業	
		○ 放送事業	
		報道事務	
		○ 情報公開推進事務	
		公文書館運営事業	
		施策 5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化	
		○ 区役所改革推進事業	
		○ 区役所サービス向上事業	

基本 政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
			<input type="checkbox"/> 戸籍住民サービス事業 <input type="checkbox"/> 地域課題対応事業（川崎区） <input type="checkbox"/> 地域課題対応事業（幸区） <input type="checkbox"/> 地域課題対応事業（中原区） <input type="checkbox"/> 地域課題対応事業（高津区） <input type="checkbox"/> 地域課題対応事業（宮前区） <input type="checkbox"/> 地域課題対応事業（多摩区） <input type="checkbox"/> 地域課題対応事業（麻生区） <input type="checkbox"/> 区役所等庁舎整備推進事業
	政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる		
		施策 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進	
			<input type="checkbox"/> 人権関連事業 <input type="checkbox"/> 同和対策事業 <input type="checkbox"/> 外国人市民施策推進事業 <input type="checkbox"/> 子どもの権利施策推進事業 <input type="checkbox"/> 人権オンブズパーソン運営事業 <input type="checkbox"/> 平和意識普及推進事業 <input type="checkbox"/> 平和館管理運営事業
		施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進	
			<input type="checkbox"/> 男女平等推進事業 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター管理運営事業

※ 掲載している「主な事務事業（○がついているもの）」以外の「施策を推進する経常的な事務事業」については、めざす都市像やまちづくりの基本目標の達成に向けた施策を実行するための具体的な手段として、「主な事務事業」とともに、着実に取組を推進していきます。

■ 施策を推進する経常的な事務事業一覧

基本政策 施策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標	
			平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり					
政策 1-1 災害から生命を守る					
施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進 (災害発生時の被害や生活への影響を減らす)					
	危機管理対策事業	自然災害に加え、武力攻撃事象等あらゆる危機事象への対応強化の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●武力攻撃事象等における危機対応力の強化に向けた、国民保護訓練や研修の実施 ●新型インフルエンザ等発生時の業務継続性の確保を目的とした、対策物資の計画的な購入や配備 		事業推進
	放射線安全推進事業	「川崎市東日本大震災に伴う放射性物質に関する安全対策指針」に基づき、モニタリング結果等の情報を発信することにより、市民の安全・安心な生活環境の保全を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境、食品等の放射性物質モニタリングの実施及び結果の公表 ●放射線測定器の貸出しの実施及び貸出体制の検証・見直し 		事業推進
	高層集合住宅の震災対策推進事業	高層集合住宅の高層階に居住する住民が、震災時にライフラインが復旧するまでの間、自立生活ができるように、防災備蓄スペースや防災対応トイレの設置等を促すことにより、災害危機事象に備えます。	<ul style="list-style-type: none"> ●中高層条例・総合調整条例に基づく手続等の機会を捉えた震災対策の啓発活動の実施 ●要綱に基づく高層階への防災備蓄スペースと防災対応トイレの整備 		事業推進
	海岸保全施設維持整備事業	津波や高潮災害などの大規模な自然災害から市民の生命と財産を守るため、海岸保全施設の維持・整備を適切に行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎港において津波・高潮対策のための陸間(りっこう)の改良を実施 ●海岸保全施設長寿命化計画の策定 		事業推進
施策 1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進 (地域の特性に応じた地域防災力向上により、延焼等による被害を減らす)					
	狭あい道路対策事業	建築主等の理解と協力のもとに、狭あい道路の拡幅整備を行うことにより、地域の生活環境の改善と安全で住みよいまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●狭あい道路後退用地の舗装工事等の実施 		事業推進
施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進 (地震発生時の建築物等の倒壊による被害を減らす)					
	急傾斜地崩壊対策事業	地元発意による急傾斜地崩壊危険区域の指定及び神奈川県による崩壊防止工事を促進することにより、土砂災害から市民の生命を守るための取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地元発意による急傾斜地崩壊危険区域の新規指定・拡大に向けた調整 ●急傾斜地崩壊危険区域における神奈川県の崩壊防止工事に対する費用の一部負担 ●急傾斜地崩壊危険区域のパトロール 		事業推進
施策 1-1-4 消防力の総合的な強化 (消防力を強化することで、さまざまな災害から市民を守る)					
	消防署所の適正配置に係る事業	人口動態、都市構造、産業構造の変化に伴い複雑多様化する災害等に対応する消防体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域特性に応じた消防署所配置の調査・検討 		事業推進
	ヘリコプター整備事業	消防ヘリコプターの計画的な更新及び最新の装備品を搭載することにより、災害対応力を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ●消防ヘリコプターの更新に向けた調査及び検討 		事業推進
	耐震性貯水槽建設事業	公園等を中心とした公有地に整備用地を確保し、未充足区画解消に向けて耐震性貯水槽を順次整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ●未充足区画における整備用地の確保及び耐震性貯水槽の整備並びに老朽化した既設貯水槽の改修 		事業推進
	消防広報事業	消防署・消防団による消防出初式の実施や、年報・各種パンフレット・ポスター等により消防広報を行い、地域防災力の向上を図ります。 また、学校教育及び地域教育において事業を継続的に実施することにより、将来の地域防災力の担い手を育成します。	<ul style="list-style-type: none"> ●消防出初式の実施 ●「消防年報」・「かわさきの消防」等の各種広報資料の作成 ●消防副読本の見直しの実施 		事業推進
	火災等の調査事務	火災原因等の調査及び結果を分析し、出火防止策等について、市民に対して効果的な広報を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な火災原因調査の実施及び火災調査員の調査知識・技術の向上 ●火災調査結果に基づく火災原因及び死傷者の発生状況の分析の実施と消防広報事業との連携 ●火災事例及び出火防止策についての広報 		事業推進

基本政策 施策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標	
			平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
	消防音楽隊等活動事業	消防音楽隊とカラーガード隊の演奏・演技により、市民に対し、広く防火・防災の普及啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体からの依頼に基づく演奏・演技の実施 ●効果的な広報活動の実施 ●音楽隊員の新規任命 ●少人数編成による演奏・演技の実施 		事業推進
	消防車両等管理業務	消防車両等の計画的な更新と維持管理を行うとともに、整備等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な消防車両、特殊車両、消防団車両等の更新及び更新基準に基づく必要な装置等の整備 ●消防車両、特殊車両、消防団車両等の法定及び保守点検実施 ●二酸化炭素探査装置等の高度救助資機材の保守点検の実施 		事業推進
	救急車両管理業務	救急車両等の計画的な更新と維持管理を行うとともに、救急資機材等の整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な救急車両の更新及び更新基準に基づく必要な装置等の整備 ●救急車両の法定及び保守点検の実施 ●救急搬送用モータ等の高度救命処置用資器材の更新 		事業推進
	警防資器材等管理業務	消火・救助活動等を迅速かつ確実に行えるよう、警防資器材等の整備及び維持管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●警防資器材及び泡消火薬剤等の計画的な更新整備 ●高圧ガスボンベ等の維持管理 		事業推進
	活動計画・出場計画に関する業務	消防隊の有効適切な活動を行ううえで不可欠な、災害現場で活動する消防隊の活動指針及び事前措置計画の策定、見直しを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●社会情勢の変化等に即した既存の警防計画等の見直し及び必要に応じた改正又は新規策定 		事業推進
	特殊災害対策業務	放射性物質災害や危険物災害・テロ災害などの特殊災害に対応するため、専門知識及び技術を習得させるとともに、必要な資機材を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ●特殊災害及び震災対策等に必要な資機材の整備 		事業推進
	航空関係業務	消防ヘリコプター（2機種）の安全・確実・迅速な運航のため、航空隊員の能力向上を図るとともに、機体の整備と維持管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●操縦訓練、救助訓練、消火訓練など各種航空・消防訓練の実施 ●消防ヘリコプターの自隊による定期点検及び委託業者による点検の実施並びに航空法の指導基準に適合した安全性及び環境保全のための耐空証明取得 ●新規に採用した操縦士・整備士の運航に必要な資格取得 		事業推進
	火災予防設備に関する業務	火災事例等により、消防法等の防火に関する規定が頻りに改正される中、建築物の消防同意事務や消防用設備等に関する事務を適正に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●防火に関する規定の改正及び関連規則等の整備 ●消防用設備等に関する事務や消防同意事務における適切な指導及び事務処理の実施 ●適正に事務を処理するためのマニュアル等の充実及び研修会の開催 		事業推進
施策 1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備（水害から市民の生命、財産を守る）					
	雨水流出抑制施設指導業務	一定規模以上の開発行為及び建築行為等について、雨水流出抑制施設の設置の指導を行い、災害に強い川づくりに向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●雨水流出抑制施設の適正な設置指導及び設置後の完了検査 		事業推進
政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる					
施策 1-2-1 防犯対策の推進（市内で発生する犯罪を未然に防ぐ地域づくりを進める）					
	消費者自立支援推進事業	消費者被害が複雑化・多様化するなか、多岐にわたる消費者問題を迅速に把握し、安全・安心な消費生活を送れるよう被害の未然防止と消費者の自立に向けた支援を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者行政推進計画に基づく消費者行政の円滑な推進 ●川崎市消費者行政推進委員会、消費生活モニター及び消費者団体と連携の推進 ●消費者行政推進計画の次期計画の策定 		事業推進
施策 1-2-2 交通安全対策の推進（市内の交通事故を減らす）					
施策 1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（誰もが訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまち」にする）					
	バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業	基本構想及び推進構想地区において、高齢者や障害者等の移動の円滑化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●基本構想地区の取組の推進 ●推進構想地区の取組の推進 		事業推進

基本政策 施策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標	
			平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
	福祉のまちづくり普及事業	エレベータやスロープの設置など建物等のバリアフリー化の促進に向けた研修会や「福祉のまちづくり条例」の適切な運用等により、安心して快適な生活を送ることができる福祉のまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●神奈川県・横浜市と共催する建物等のバリアフリー化の促進に向けた研修会の開催 ●「福祉のまちづくり条例」に基づく事前協議等における指導・助言等の実施 ●高齢者・障害者団体等により構成される「バリアフリーのまちづくり連絡調整会議」の開催 		事業推進
施策 1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理（誰もが安全、快適に道路を利用できる）					
	道路舗装事業	交通需要の変化に伴う幹線道路の舗装等の強度不足や道路排水施設の能力不足に伴う道路冠水を解消し、円滑な車両走行環境を確保します。また、生活道路の舗装等の整備を行い、通過車両や歩行者・自転車等の安全で円滑な通行の確保を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●交通需要の変化に伴う幹線道路の舗装の強度不足の解消 ●道路冠水対策の推進 ●生活道路の整備等 		事業推進
	屋外広告物管理事業	屋外広告物の適正な管理及び路上違反広告物の除却により、まちの美観、風致を維持し、公衆に対する危害を防止します。	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な屋外広告物許可業務の実施 ●路上違反広告物の除却の推進 ●屋外広告物登録制度の運用 ●景観計画特定地区の規制について景観行政部局との協議調整 ●屋外広告物適正化キャンペーンの実施 ●屋外広告物未申請物件調査及び未更新物件調査の実施 ●路上違反広告物除却推進協力員の改選及び研修会の実施 		事業推進
	私道舗装助成事業	一般の交通に供しているものの用地に関する権利関係が複雑しているなど、公道とすることが困難な私道の舗装において、新設及び補修工事、階段補修工事への助成を行い、安全性など生活環境の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●私道舗装助成取組の推進 		事業推進
	占用業務管理	道路占用物件の適切な管理などにより、道路等を適正に管理します。	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な道路占用業務の実施 ●固定資産税評価額の評価替え及び道路法施行令の改正を踏まえた道路占用料の見直し ●適正な特殊車両通行許可業務の実施 ●道路パトロールの実施 ●放置自動車等の路上放置物件の処理 ●駅自由通路等の適切な管理 ●横断歩道橋（連絡通路）ネーミングライツの取組実施 		事業推進
	測量助成事業	測量助成制度対象団地である自治会等から申請を受け、公図混乱を解消し、私道を市道移管するために必要な測量等の費用を助成することにより、市道移管への促進を図るとともに、地域住民の住環境の向上を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ●測量助成制度の適用に向けた私道を市道に移管するための条件の提示 ●測量助成制度に基づく助成金の交付及び市道移管への促進 		事業推進
	地籍調査事業	地籍調査事業を推進することにより、土地境界をめぐるトラブルの未然防止、円滑な土地取引、課税の適正化・公平化、大規模災害からの復旧・復興の迅速化等を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●土地所有者や土地境界などの調査及び地籍測量の実施 ●測量結果のとりまとめ及び法務局との調整 		事業推進

基本政策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標	
			平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
	公共工事の適正化推進事業	適正な設計積算を行うため、的確な積算基準等の策定や積算システムの改良等を行うとともに、工事における品質の確保や生産性の向上を図るため、情報通信技術を活用した公共工事の電子化 (CALS/EC) の取組を推進します。 また、継続的な技術力の確保、向上のため、様々な研修を実施して技術職員の人材育成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な設計書作成や工事の管理・監督などに係る取組の推進 ● 公共工事情報の電子化 ● 技術力の向上や計画的な人材育成のための職員研修等の実施 		事業推進
	河川・水路財産管理業務	河川、水路、調整地などの財産管理及び占用許可等の許認可業務を法令等に準拠し、適正に執行します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川・水路等の適正管理 ● 河川現況台帳の整備 ● 河川土地境界査定の実施 		事業推進
政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える					
施策 1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上 (安全でおいしい水を安定的に供給する)					
	水道・工業用水道事業の危機管理対策事業	災害対策に関する現状の課題を検証し、実効性の高い応急対策等を推進することを基本とし、局防災計画、局業務継続計画、各種マニュアル等の見直しを行います。 また、日本水道協会に関連する訓練、東京都との連絡管による融通訓練、他都市と合同での応急給水や応急復旧訓練のほか、各種災害対策訓練を実施します。さらに、災害対策用貯水槽を備えた応急給水拠点や開設不要型応急給水拠点の開設について、自主防災組織等との連携を進めるとともに必要な研修を実施し、災害発生時の対応強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 局防災計画等の改訂及び各種マニュアルの整備 ● 自主防災組織等との連携による応急給水拠点開設の推進 ● 日本水道協会等との連絡・連携体制の円滑な運用と相互協力関係の強化に向けた訓練の継続 ● 各種災害対策訓練の実施や災害用資器材点検の継続 		事業推進
	水道・工業用水道事業における環境施策の推進事業	環境に配慮した水道・工業用水道事業を行うため、「川崎市上下水道局環境計画」に定める各取組を計画的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 上下水道局環境計画に定める各取組の推進 ● 環境計画年次報告書の作成・公表 ● 省エネ法、温対法、温対条例に基づく定期報告書等の作成・提出 ● 新たな上下水道局環境計画の策定・公表 		事業推進
	水道・工業用水道事業における経営基盤の充実・強化事業	上下水道事業の根幹をなす計画である「川崎市上下水道ビジョン」や、その実施計画である「川崎市上下水道事業中期計画」等、諸計画の策定・推進を行います。 また、民間部門の活用などによる簡素で効率的な執行体制への見直しを図るとともに固定資産の有効利用の推進による新たな収入源の確保や、企業債残高の適正管理を図るなど、水道・工業用水道事業経営の効率化を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「上下水道ビジョン」の推進 ● 「上下水道事業中期計画」の推進 ● 財政収支見通しの検討・調整の推進 ● 生田浄水場用地の有効利用に係る整備等の推進 ● 平間配水所用地の有効利用に係る整備等の推進 ● 組織整備計画及び職員配置計画の策定・実施 		事業推進
施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成 (地域の安全と環境を守り、きれいな水を川崎の川と海に返す)					
	下水道水質管理・事業場指導業務	水処理センターにおける適正な水質管理を実施します。また、有害物質等を取り扱う事業場への立入調査を実施し、事業場排水の監視・指導を継続して実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な水質管理による良好な放流水質の確保 ● 有害物質等を取り扱う事業場への監視・指導の継続 		事業推進

基本政策	施策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標	
				平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
		下水道事業の危機管理対策事業	災害対策に関する現状の課題を検証し、実効性の高い応急対策等を推進することを基本とし、局防災計画、局業務継続計画、各種マニュアル等の見直しを行います。 また、大都市間における情報連絡訓練のほか、各種災害対策訓練を実施するとともに、災害用資機材を確保することなどにより、災害発生時の対応強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●局防災計画等の改訂及び各種マニュアルの整備 ●大都市間の連絡・連携体制に関するルールの円滑な運用と相互協力関係の強化に向けた大都市間情報連絡訓練の継続 ●各種災害対策訓練の実施や災害用資機材等の確保 		事業推進
		下水道事業における環境施策の推進事業	環境に配慮した下水道事業を行うため、「川崎市上下水道局環境計画」に定める各取組を計画的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●上下水道局環境計画に定める各取組の推進 ●環境計画年次報告書の作成・公表 ●省エネ法、温対法、温対条例に基づく定期報告書等の作成・提出 ●新たな上下水道局環境計画の策定・公表 		事業推進
		下水道事業における経営基盤の充実・強化事業	上下水道事業の根幹をなす計画である「川崎市上下水道ビジョン」や、その実施計画である「川崎市上下水道事業中期計画」等、諸計画の策定・推進を行います。 また、民間部門の活用などによる簡素で効率的な執行体制への見直しを図るとともに固定資産の有効利用の推進による新たな収入源の確保や、企業債残高の適正管理を図るなど、下水道事業経営の効率化を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「上下水道ビジョン」の推進 ●「上下水道事業中期計画」の推進 ●財政収支見通しの検討・調整の推進 ●組織整備計画及び職員配置計画の策定・実施 		事業推進
政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる						
施策 1-4-1 総合的なケアの推進（多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる）						
		社会福祉法人指導監督等業務	社会福祉法人等の適正な運営を図るため、指導監督や法人の経営支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人に対する指導監督の実施（49法人） ●第三者評価の実施 ●社会福祉法人経営改善支援事業の実施 		事業推進
		地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターの運営を通じて、介護予防ケアマネジメント業務など、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定などに必要な援助・支援を包括的にを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターの運営（49か所） ●地域ケア会議の推進 ●多職種協働によるネットワークの構築 		事業推進
		障害者相談支援事業	障害者相談支援センター等の運営を通じて、障害者の地域生活を支えるため、相談支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者相談支援センターの運営（各区に基幹型1か所、地域型3か所、計28か所） ●障害者相談支援センターの体制強化に向けた検討 ●地域自立支援協議会の推進 ●指定特定相談支援事業所の拡充に向けた、計画相談支援体制の強化等 		事業推進
		社会福祉協議会との協働・連携	地域福祉の推進を図るとともに、地域福祉の担い手を育成し、地域で活動する団体等の連携を推進するため、社会福祉協議会の機能や役割の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会の支援、連携 ●ボランティア活動振興センターの支援 		事業推進
		戦没者遺族等援護	戦没者追悼式の開催や、給付金の申請受付など、戦没者及び戦災死者の遺族に対する援護を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●遺族会に対する支援・協力 ●戦没者追悼式の開催 ●給付金・弔慰金の申請受付、制度広報等の協力 		事業推進
		社会福祉審議会の運営	社会福祉に基づき、社会福祉に関する事項の調査及び審議を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●各分科会の適正な実施 ●社会福祉審議会改選（3年ごと） ●地域福祉専門分科会の実施 		事業推進
		更生保護事業	犯罪者の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●保護司会等、更生保護関係団体への支援 ●社会を明るくする運動の実施 		事業推進

基本政策 施策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標	
			平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
	地域福祉施設の運営	各種団体や地域住民の活動の場として、総合福祉センター等の運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●総合福祉センターの運営 ●福祉パルの運営（7か所） 		事業推進
	地域福祉計画推進事業	地域福祉の推進を図るため、地域福祉計画の周知や進捗状況の管理を行うとともに、3年ごとに計画を見直します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎市地域福祉計画」の進捗管理及び計画策定に向けた取組の実施 ●地域福祉実態調査の実施及び分析 		事業推進
	日本赤十字社に関する業務	日本赤十字社が実施する人道支援を支えるため、日本赤十字社の会員増強運動や広報活動等に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●会員・社資の増強に向けた広報活動等の実施 ●小災害見舞金業務や救急法等に基づく講習会の実施 		事業推進
施策 1-4-2 高齢者福祉サービスの充実（介護が必要になっても高齢者が生活しやすい環境をつくる）					
	高齢者住宅対策事業	低所得のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の緊急的な住宅確保の際の転居支援や、要介護・要支援の高齢者が在宅で安全な生活が続けられるよう住宅改造費の助成などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉住宅の運営 ●シルバーハウジング事業の実施 ●住宅改造費助成の実施 		事業推進
	高齢者生活支援サービス事業	寝具乾燥や訪問理美容等の高齢者の生活を支える介護保険外のサービスを提供するとともに、日常生活用具の給付等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●紙おむつ及び日常生活用具給付事業の実施 ●寝具乾燥事業の実施 ●訪問理美容サービス事業の実施 ●高齢者等緊急通報システム事業の実施 ●地域における高齢者や障害者に対する歯科診療対応力向上を図る研修の運営支援 		事業推進
	高齢者音楽療法推進事業	音楽を聴いたり、演奏する効果により、認知症、要介護高齢者の症状の進行予防を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●特別養護老人ホーム等における音楽療法の実施 		事業推進
	高齢者緊急一時入所事業	在宅高齢者が一時的に生活が困難な場合に、特別養護老人ホーム等に一時入所できる体制を整えます。	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急受入ニーズに対応するため、緊急一時入所事業や短期入所ベッド確保事業等の支援策の実施 		事業推進
	高齢者保健福祉計画推進事業	「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、計画に基づく事業を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「かわさきいきいき長寿プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」の進捗管理及び計画策定に向けた取組の実施 ●高齢者実態調査の実施及び分析 		事業推進
	在宅福祉・医療サービスの推進事業	医療依存度の高い高齢者に対し、一時的に医療機関への入院や介護老人保健施設への入所を行うとともに、かかりつけ医のいない高齢者への往診を通じて在宅生活の継続を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●あんしん見守り一時入院等事業による在宅療養高齢者等の支援 ●在宅福祉サービス保護措置による緊急時への対応 		事業推進
	川崎市老人福祉施設事業協会の運営	協会に加入している施設の施設長会の開催、各種研修事業の実施等を通じ、関係者相互の情報発信、共有に努めることで、関係施設の整合のとれた施設運営及び施設利用者の処遇向上を図ります。また、市内の特別養護老人ホームにおける入居申込者を適正に管理します。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎市老人福祉施設事業協会の運営費の一部を補助 		事業推進
	民間老人福祉施設入所者処遇改善及び施設振興	特別養護老人ホーム等の施設入所者への処遇の低下等を防ぎ、施設の安定的な運営が図られるよう、施設の区分（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）に応じて、処遇改善費や施設振興費等を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ●施設を運営する社会福祉法人に対し、予算の範囲内において、処遇改善費や施設振興費等を助成 		事業推進

基本政策 施策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標	
			平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
	養護・軽費老人ホームの運営	経済的・環境的な理由から居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所措置します。また、無料又は低額な料金で高齢者が入所できる施設において日常生活に必要なサービスを提供します。	●居宅での生活が困難な高齢者への措置入所の実施 ●養護老人ホーム及び軽費老人ホームへの運営支援の実施		事業推進
	老人保護措置	認知症や虐待等のやむを得ない理由により、介護保険法を利用することが著しく困難な高齢者を、老人福祉法に基づき、養護老人ホームや特別養護老人ホームに入所措置を行います。	●在宅生活が困難な高齢者の養護老人ホームや特別養護老人ホームへの措置入所の実施		事業推進
施策 1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり（高齢者が生きがいをもって暮らせる環境をつくる）					
	外国人高齢者支援事業	戦前に来日した外国人市民に対する外国人高齢者福祉手当の支給のほか、ふれあい館高齢者事業等の実施により、外国人高齢者福祉の向上を図ります。	●外国人高齢者福祉手当の支給 ●「ふれあい館」における生活相談及び交流事業の実施		事業推進
	老人クラブ育成事業	老人クラブ連合会等の活動を支援し、地域社会における老人クラブの健全な発展を促進します。	●単位老人クラブ、友愛活動に対する助成		事業推進
	老人福祉普及事業	老人スポーツ大会の実施や福寿手帳の交付を通じて、地域交流の促進と高齢者福祉についての理解を広め、関心の向上を図ります。	●老人福祉大会・老人クラブ大会、老人スポーツ大会、老人健康促進事業の実施 ●福寿手帳の発行		事業推進
施策 1-4-4 障害福祉サービスの充実（障害者が生活しやすい環境をつくる）					
	発達障害児・者支援体制整備事業	「発達相談支援センター」を運営するとともに、発達障害児・者の支援体制を充実します。	●「発達相談支援センター」における相談支援の実施 ●発達障害者支援地域連絡調整会議の開催 ●発達相談支援コーディネーター養成研修の実施		事業推進
	地域療育センターの運営	障害児や発達に不安のある児童などに対して、相談・診察・訓練などの支援を行います。	●地域療育センター（4か所）における専門的・総合的な療育相談支援の実施		事業推進
	ノーマライゼーションプラン推進事業	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定と、計画に基づく障害福祉サービスの推進を図ります。	●「かわさきノーマライゼーションプラン（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）」の進行管理及び計画策定に向けた取組の実施 ●障害のある方の生活ニーズ調査の実施及び分析		事業推進
	障害者支援制度実施事業	障害福祉サービス事業所等が適正なサービスの提供及び事業所を運営していくため、事業所の指定や指導・監査を実施します。	●障害福祉サービス事業所等の指定 ●障害福祉サービス事業所等の指導・監査		事業推進
	井田地区福祉施設再編整備事業	障害者の地域生活の支援や、施設の老朽化等に対応するため、「リハビリテーション福祉・医療センター」の再編整備を進めます。	●附属施設である体育館・プールの老朽化対策を含めた今後のあり方検討 ●社会復帰棟跡地の活用として、特別養護老人ホームの建設		事業推進
	施設障害福祉サービス事業	障害者の日中活動の場を提供する通所施設及び居住の場である入所施設に対して自立支援給付費等を支給し、施設の活動を支援します。	●施設入所支援や療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の提供、給付費の支給、運営費（市単独加算）の支援 ●公設施設の指定管理者制度による運営		事業推進

事務事業名	概要	事業内容・目標		
		現状 平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
精神科救急医療対策事業	自傷他害のおそれのある精神障害者に対して診察を行い、措置入院の必要性を判断し、医療と保護を実施します。また、精神症状の悪化等で入院が必要な方に医療機関の紹介を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●自傷他害のおそれのある精神障害者に対する措置診察等の実施 ●措置入院患者等の退院後の地域支援の実施 		事業推進
難病患者相談研修支援事業	医療、保健、福祉に関する総合的な支援体制を確立するために総合相談事業や治療・看護などに関する研修事業を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●難病に関する総合相談事業及び治療・看護などに関する研修事業の支援 		事業推進
難病患者等居宅生活支援事業	在宅の難病患者を対象とした生活支援サービスの提供や難病患者等ホームヘルパーの養成を行い、地域での療養生活を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉キャブ「らくだ」(リフト付自動車)の運行や一時入院(レスパイト入院)事業の実施による、在宅の難病患者への生活支援サービスの提供 ●難病患者等ホームヘルパー養成研修の開催による在宅生活支援者の養成 		事業推進
施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進 (障害者が社会で活躍しやすい環境をつくる)				
社会的ひきこもり対策事業	研修会等を開催し、社会的ひきこもりの問題への効果的な対策や、支援体制の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●ひきこもり本人・家族等からの電話・面接・家庭訪問による支援 ●ひきこもり相談従事者の育成 		事業推進
コミュニケーション支援事業	手話通訳者などの派遣や養成、各種の情報提供により、聴覚障害者の社会参加促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●「聴覚障害者情報文化センター」の運営等を通じた聴覚障害者の生活支援及び福祉の増進 		事業推進
障害者手当等支給事業	障害者の所得保障及び日常生活上の負担軽減を目的に、特別障害者手当等の各種手当を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者手当等の支給 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当 ・在宅重度重複障害者等手当 ・外国人等心身障害者福祉手当 		事業推進
精神保健事業	保健福祉センターを中心とした相談、講演会の開催等を通じて精神保健福祉に関する普及啓発事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●各区保健福祉センターにおける精神保健福祉相談の実施 ●研修会・連絡会を通じた、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進 		事業推進
心神喪失者等医療観察制度への対応事業	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った精神障害者に必要な医療を確保し、再発の防止と社会復帰を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関等と連携した、他害行為等の再発防止と社会復帰に向けた支援 		事業推進
心身障害者福祉事業基金事業	在宅心身障害者を支援するため市民と行政の共同で積み立てた基金を活用し、市内の社会福祉法人や団体の実施する在宅心身障害者援護活動等を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●心身障害者福祉事業基金を活用した障害者団体等の活動資金の助成 		事業推進
障害者団体育成等事業	障害者の自立と福祉を目的とする障害者団体の育成と組織強化を図り、団体の自主活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●運営費補助等を通じた障害者団体の育成・支援 		事業推進
地域活動支援センター事業	「地域活動支援センター」の活動を支援し、障害者の日中活動の場を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の日中活動の場・社会参加の場となる、「地域活動支援センター」(64か所)の運営補助 		事業推進
精神保健福祉センターに関する業務	うつ病やアルコール・薬物依存、ひきこもりなどを抱える方への、メンタルヘルスに関する専門相談や在宅支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●精神保健に関する相談支援業務の実施 ●南部地域への在宅生活支援機能の先行整備 		事業推進

基本政策 策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標	
			平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
	精神保健福祉対策事業	障害者の家族への相談、援助などを行うことにより、地域における精神障害者の社会復帰や自立促進を図ります。	●心の健康相談や交流事業の実施を通じた精神障害者やその家族の自立促進		事業推進
	日常生活用具等給付事業	重度障害者の住環境整備、緊急時の連絡体制の確保等により在宅生活の支援を図ります。	●既存住宅の改良費用等の助成を行う、やさしい住まい推進事業の実施 ●障害者緊急通報システム設置運営備事業の実施		事業推進
	障害者更生相談所運営事業	身体・知的障害者の施設入所等についての相談と、医学的及び心理学的な職能判定・診察を行う、「障害者更生相談所」を運営します。	●身体障害者及び知的障害者の相談・指導助言・治療訓練・判定等に関する業務の実施 ●南部地域への在宅生活支援機能の先行整備		事業推進
施策 1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備（それぞれのニーズやライフスタイルに合った住宅が選択できる環境を整える）					
	住宅・マンション良質化支援推進事業	民間住宅・マンションのバリアフリー化、長寿命化、適切な維持管理等に対する支援等の取組を推進することで、誰もが安全で快適に暮らせる、良質な住宅の形成を図ります。	●分譲マンション共用部分の段差が所における手すり・スロープ等の設置に要する工事費の助成 ●住宅やマンションのリフォーム事例集の発行や講習会等を通じた周知、啓発の実施 ●分譲マンションの適正管理に向けた支援		事業推進
	市営住宅等再生事業	市営住宅等入居者の高齢化に伴う連絡人の不在や空き駐車場の増加などへの対策、中堅所得層を入居対象としている特定公共賃貸住宅に関する制度の見直しを行うなど、市営住宅等の適切な運営・活用を図ります。	●市営住宅における新たな管理手法の導入・検証 ●福祉サービス等の来訪者等の利便性向上に向けた市営住宅の空き駐車場へのコインパーキングの管理・拡充検討 ●関係局区や地域と連携した場所の提供など高齢者の見守り活動等支援 ●特定公共賃貸住宅に関する制度の見直し・運用		事業推進
施策 1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり（健康で生き生きとした生活を送る市民を増やす）					
	保健所管理運営事業	公衆衛生の向上及び増進を図るため、保健所を効率的かつ適正に運営します。	●保健所・保健所支所の管理運営 ●保健所運営協議会の開催 ●災害時保健対策の体制整備		事業推進
	後期高齢者健診事業	健康増進法に基づき、後期高齢者医療制度加入者に対して健康診査を実施します。	●後期高齢者健康診査の実施 ●対象者への個別通知や広報による制度周知 ●関係機関との連携による事業推進		事業推進
	公害健康被害予防事業	子どもを中心としたアレルギー性疾患予防を推進するため、相談・講習会等を実施し、正しい情報の普及啓発を行います。	●健康被害予防事業の実施 ・ぜん息児水泳教室 ・ぜん息児キャンプの開催 ・アレルギー相談、健康相談の実施 ・健康回復教室の開催 ・リハビリテーション事業の実施		事業推進
	公害保健福祉事業	公害健康被害被認定者に対して、健康の回復と保持増進を図るため、訪問指導等を実施します。	●公害保健福祉事業の実施 ・転地療養事業の実施 ・家庭における療養の指導 ・家庭における療養に必要な用具の支給 ・インフルエンザ予防接種費の助成		事業推進
	川崎・横浜公害保健センターの運営	川崎・横浜両市の公害健康被害被認定者の検査・保健福祉事業及び大気汚染に係る健康被害予防事業を実施する、川崎・横浜公害保健センターの運営を支援します。	●「川崎・横浜公害保健センター」の運営支援 ●「川崎・横浜公害保健センター」による医学的検査や、保健福祉事業、健康被害予防事業の支援		事業推進
	健康調査事業	国からの委託事業で、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関連を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために実施する調査等です。	●国からの委託による環境保健サーベイランス調査（健康調査）の実施 ●光化学スモッグ健康被害対応の実施 ●公害防止調査研究の実施		事業推進

基本政策 政策 策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標	
			平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
政策 1-5 確かな暮らしを支える					
施策 1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営（信頼される医療保険及び医療費等の支援制度を安定的に運営する）					
	原爆被爆者対策事業	原子爆弾被爆者（被爆者健康手帳交付受給者等）に神奈川県、横浜市、相模原市と協調した援護対策を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●原子爆弾被爆者への栄養補給食品の支給、はり・きゅう・マッサージ療養費支給の実施 ●原子爆弾被爆者の子どもに対する医療費支給の実施 		事業推進
	公害健康被害補償事業	公害健康被害被認定者に対し、大気汚染の影響による健康被害に係る損害を補償し、健康の回復及び保持増進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●公害認定審査会で事業推進の審査、手帳の更新、各種補償費の給付の実施 ●公害健康被害被認定者に対し通院に係るバス乗車券（証）の交付 ●公害健康被害被認定者への空気清浄機購入費の補助 		事業推進
	国民年金の運営業務	年金資格取得手続や各種届出、基礎年金の裁定請求受付等の業務を行うとともに、年金の各種相談を行います。	●年金資格取得手続や各種届出、基礎年金の裁定請求受付等業務及び年金の各種相談業務の実施		事業推進
施策 1-5-2 自立生活に向けた取組の推進（最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送る人を増やす）					
	中国残留邦人生活支援事業	永住帰国した中国残留邦人等の生活を支援します。	●永住帰国した中国残留邦人等を対象とした生活支援の実施		事業推進
	民間保護施設措置者処遇改善及び施設振興	生活保護法が定める保護施設の入所者の処遇改善及び施設経営の健全化を図るための支援を実施します。	●保護施設の入所者の処遇向上及び施設経営の健全化を図るための支援の実施		事業推進
	明るい町づくり対策	ホームレス自立支援施設を運営するとともに、関係機関、市民団体等と連携してホームレスの自立支援を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●巡回相談員による生活状態・健康状態の把握及び支援の実施 ●自立支援センター等による自立支援の推進 ●アフターケア事業による再野宿化防止の取組の推進 		事業推進
	福祉資金貸付事業	市内の低所得世帯に対して生活の安定寄与を目的とした生活資金の貸付を行います。	●生活資金貸付及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付の実施		事業推進
	行旅病人・同死亡人取扱及び法外扶助	行旅死亡人等の葬祭執行や生活保護の適用外となる外国人の入院医療費等の救済などを行います。	●行旅死亡人に係る葬祭執行等の対応		事業推進
政策 1-6 市民の健康を守る					
施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化（いつでも安心して適切な医療が受けられる環境を整える）					
	看護短期大学の管理運営	看護実践能力を有する質の高い看護師及び地域社会に貢献できる看護師の育成を進め、医療人材の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●本学の魅力を高める取り組みの充実・強化による優秀な学生の確保 ●医療の高度化・専門化、多様化する看護ニーズに対応できる看護人材の育成 ●激変する社会情勢に対応するための本学の将来のあり方の検討 		事業推進
	血液対策事業	血液の必要量の確保と安全で安定的な供給を図るため、献血に関する啓発・広報活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●年4回の献血キャンペーン期間を中心とした啓発・広報活動の実施 ●若年層への献血知識の啓発活動の実施 ●血液対策協議会の運営 ●血液対策事業推進功労者の表彰 		事業推進
施策 1-6-2 信頼される市立病院の運営（誰もが安心して暮らせる公的医療を提供する）					
施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保（感染症・食品等による健康被害を防止するとともに、良好な生活環境を整える）					
	健康危機管理対策事業	広域的な感染症や食中毒など、さまざまな健康危機事象の発生に備え、健康危機管理体制の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●健康危機管理体制の充実と強化 ●事業者等を対象とする健康危機管理対策研修会の開催 ●鳥インフルエンザ対策の充実 		事業推進

基本政策 施策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標	
			平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり					
政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる					
施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進 (地域で子育てを支えるしくみをつくる)					
施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進 (子どもを安心して預けられる環境を整える)					
施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進 (子どもがすこやかに成長できるしくみをつくる)					
施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり (子どもが安心して育つくみをつくる)					
	小児ぜん息患者医療費支給事業	小児ぜん息患者に対し、医療費を支給することにより、児童福祉の増進を図ります。	●小児ぜん息患者へ医療費の一部を支給		事業推進
	小児慢性特定疾病医療等給付事業	国が定める特定の疾病により、長期治療等を必要とする児童・家庭に対し医療を給付することにより、患児家族の経済的・精神的負担を軽減し、児童の健康と福祉の向上を図ります。	●小児慢性特定疾病患者等への医療費等の給付		事業推進
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	修学資金や修業資金等の資金を貸し付けることにより、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図ります。	●母子父子寡婦家庭への修学資金や修業資金等の貸付事業の実施 ●貸付金の滞納整理及び長期未納の防止に向けた取組の推進		事業推進
	災害遺児等援護事業	災害により、父や母等が死亡又は重度の障害を有することとなった児童を扶養する保護者に対して、福祉手当を支給することにより、災害遺児の福祉の増進を図ります。	●児童を扶養する保護者への福祉手当の支給 ●小・中学校の入学・卒業祝い金品の贈呈		事業推進
政策 2-2 未来を担う人材を育成する					
施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進 (すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくる)					
	道徳教育推進事業	「特別の教科 道徳」が実施されることを踏まえ、児童生徒が、生命を大切にす心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を養うことができるよう、道徳教育を推進します。	●学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた道徳教育の充実		事業推進
	学校教育活動支援事業	教育活動サポーターを配置することにより、学校のきめ細やかな指導を支援します。また、自然教室の実施等により、豊かな情操を養います。	●教育活動サポーターの配置 ●小中学校における自然教室の実施 (八ヶ岳少年自然の家)		事業推進
施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応 (支援が必要な児童生徒の学習環境を向上させる)					
施策 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備 (安全で快適に過ごせる学習環境を整える)					
施策 2-2-4 学校の教育力の向上 (教職員の資質を高め、保護者や地域と連携して、よりよい学習活動(授業等)を実現する)					
	教育研究団体補助事業	校長会や各教科の研究団体など、主体的に事業を行っている教育研究団体に補助金を交付することにより、学校教育の充実発展に向けた研究活動等を支援します。	●各団体の活動支援		事業推進
政策 2-3 生涯を通じて学び成長する					
施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上 (大人や子どもなど、地域での多世代の交流を増やすとともに、家庭教育の悩みを軽減する)					
施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援 (市民が生き生きと学び、活動するための環境をつくる)					
	社会教育関係団体等への支援・連携事業	生涯学習団体や主体的に活動する社会教育関係団体への支援を行うことで、市民の生涯学習の機会の充実を図ります。	●生涯学習財団、社会教育関係団体への支援による学習機会の充実		事業推進

基本政策 施策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標	
			平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり					
政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる					
施策 3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進 (地球温暖化による市民生活などへの影響を減らす)					
	環境パートナーシップかわさき事業	市民・事業者・行政からなる「環境パートナーシップかわさき」の開催により、環境問題対策の協議や情報交換等を通じて、地域における環境保全活動を促進します。	●環境パートナーシップかわさき活動の支援		事業推進
	環境功労者表彰事業	地域環境の向上等に顕著な功績のあった個人・団体を表彰するとともに、その活動等について広く情報発信します。	●川崎市環境功労者の表彰式		事業推進
	エコオフィス推進事業	環境配慮契約、グリーン購入等、「地球温暖化対策推進計画」に掲げる市の率先取組を推進するとともに、エコオフィス管理システムを活用して進行管理を行います。	●地球温暖化対策推進基本計画及び実施計画に基づく市の率先取組の検討・推進 ●グリーン購入の推進 ●環境配慮契約の推進 ●公用車における次世代自動車等の率先導入		事業推進
	環境影響評価・環境調査事業	大規模な工事や開発事業などの実施に当たり、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、市がその結果を縦覧の上、市民意見も踏まえて市長意見を述べるなどし、環境の保全について適正な配慮を促します。	●環境影響評価手続の的確な実施 ●環境影響評価審議会の運営 ●地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針の運用 ●環境調査手続の的確な実施		事業推進
	環境総合研究所環境教育推進事業	市民団体や企業など多様な主体と連携しながら、体験型の環境教育・学習を実施し、環境問題を知り、行動できる人材を育成します。	●環境に関するセミナーや生き物観察会等の環境学習講座の実施 (H28 参加者：647名参加) ●環境学習用冊子 (「水辺の生きもの」等) の配布 ●環境学習学生サポーター制度の市民等への周知 ●ホームページ等を活用した環境学習に関する情報提供の検討		事業推進
	国際環境技術連携事業	国際連合環境計画 (UNEP) やその他の国際・研究機関と連携しながら、アジア諸国の環境配慮への取組を促進することにより、地球規模の環境改善へ貢献していきます。	●国際連合環境計画 (UNEP) との連携 (フォーラム等の開催検討・活用) ●JICA等の国際・研究機関との連携推進 ●友好都市・中国瀋陽市との環境技術交流 (技術研修及び行政研修) ●都市間連携 (環境省事業) による中国瀋陽市との共同研究 ●環境技術情報の収集・発信		事業推進
	都市環境研究事業	地球温暖化対策及びヒートアイランド現象に関するデータの収集・解析・研究等を行います。	●地球温暖化対策に関する調査研究の推進 (温室効果ガス排出量・気候変動) ●ヒートアイランド現象に関する調査研究の推進 (市内気温分布・熱中症) ●調査結果に関する情報発信		事業推進
	産学公民連携事業	川崎市のフィールド等を活用した産学公民の多様な主体との連携により、地域の環境課題の解決や環境技術の市内集積などによる環境改善を目指した共同研究を実施します。	●環境技術産学公民連携共同研究事業の推進 (公募型5件・連携型1件) ●共同研究事業に関する情報発信 (セミナー開催・川崎国際環境技術展への出展)		事業推進
	国際連携・研究推進事業	国が推進する二国間クレジット制度 (JCM) やJICA等の外部資金などを活用し、アジアの途上国等が抱える課題の解決を目指すとともに、市内企業の海外展開を支援します。	●二国間クレジット制度 (JCM) やJICA等の外部資金などを活用したアジアの途上国等が抱える課題の解決支援、及び市内企業の海外展開支援 ●インドネシア共和国バンドン市における廃棄物管理支援プロジェクトの実施		事業推進

基本政策 政策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標	
			平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
政策 3-2 地域環境を守る					
施策 3-2-1 地域環境対策の推進 (空気や水などの地域環境を守る)					
	大気環境調査研究事業	PM2.5 や石綿等の大気汚染物質の発生や影響などについて、その実態の解明に向けて、近隣自治体の研究機関等と連携して調査・研究を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●一般環境、道路沿道及び発生源周辺におけるPM2.5の実態調査の実施 ●関東甲信静地域におけるPM2.5の濃度及び特徴に関する近隣自治体の研究機関等との共同調査・研究の実施 ●環境省の都市間連携事業に基づく瀋陽市とPM2.5対策に関する共同研究の実施 ●石綿濃度実態調査及び建築物の解体工事に伴う石綿濃度調査の実施 ●酸性雨の実態調査の実施 (他自治体との共同調査を含む) ●降下ばいじんの実態調査の実施 		事業推進
	地盤沈下・地下水保全事業	地盤沈下の防止のため、地下水水位や地盤沈下量の観測を実施するとともに、条例に基づき、適正な地下水の揚水について、事業者への指導等を実施します。また、健全な水循環の確保のため、雨水浸透機能の回復に向けた取組等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●精密水準測量による水準点での地盤高の観測 ●地盤沈下観測所における地下水水位及び地盤沈下量の観測 ●地下水塩水化調査の実施 ●条例に基づく地下水揚水に係る指導等の実施 ●雨水浸透機能の回復に向けた取組の検討・実施 ●市で整備した湧水地における調査及び維持管理 		事業推進
	水環境調査研究事業	工場・事業場からの排水水や地下水の水質分析を行うとともに、公共用水域で異常が発見された場合の原因究明調査等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●工場・事業場排水の水質分析調査 ●地下水汚染等に係る調査・研究 ●排水処理施設等の適正管理に向けた調査・研究 ●事故・苦情に伴う異常水質事故調査 		事業推進
	生物学的調査研究事業	河川、海域等公共用水域における水質及び水生生物に係る調査研究を実施するとともに、環境水等の水生生物への影響を総合的に捉えていくための生態影響評価を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●水環境の保全及び生物多様性に係る調査研究の実施(河川、河口干潟、人工海浜) ●生物応答を利用した生態影響評価の実施 ●国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究の実施 		事業推進
	化学物質適正管理推進事業	化学物質による環境汚染の未然防止・環境リスクの低減に向け、環境リスク評価の推進とともに、化学物質対策に関する普及啓発などを進め、化学物質の適正管理を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●化学物質の環境実態調査及び環境リスク評価の実施、評価結果の公表 ●環境リスク評価結果に基づく事業者の自主管理の促進に向けた取組の検討・実施 ●市民・事業者を対象としたセミナーの開催による化学物質対策に関する普及啓発 ●ゴルフ場における農薬使用状況等調査の実施 		事業推進
	P R T R 推進事業	事業者が自らの化学物質の排出量等を把握・届出し、市がその排出量等を集計・公表することで、事業者における化学物質の適正な自主管理を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●化学物質排出把握管理促進法に基づく事業者の化学物質排出量等の届出、市内の排出量等の集計・公表による事業者の適正な自主管理の促進 		事業推進
	ダイオキシン類対策事業	環境モニタリングや排出規制に係る遵守状況の把握などを行い、ダイオキシン類による環境汚染の未然防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境モニタリングの実施(大気、水質、底質及び土壌)及び測定地点・測定頻度の検討 ●ダイオキシン類対策特別措置法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく排出規制に係る遵守状況の把握や事業者指導 ●川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱に基づく指導 		事業推進
	環境リスク評価研究事業	化学物質による環境汚染の未然防止や環境リスク低減に向け、市域内の環境大気中の化学物質について、モニタリング調査、環境リスク評価を行うとともに、評価手法の改善に係る調査研究を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●化学物質に係る環境リスク評価の実施 ●環境リスクの評価に係る情報収集及び情報発信の実施 ●化学物質のリスク評価手法及び分析手法の改善に係る調査研究の実施 ●環境リスク評価対象の化学物質に係る市域内モニタリング調査の実施 ●大気汚染防止法第22条に基づく有害大気汚染物質 (VOC及び多環芳香族炭化水素) 等の分析の実施 		事業推進
	環境化学物質研究事業	国及び地方自治体等と連携して化学物質の分析法開発を行うとともに、市内環境中の未規制化学物質等の環境実態把握に向けた調査研究を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●大気環境及び水環境中における化学物質に関する実態調査・研究の実施 ●未規制化学物質等の分析法開発の実施 ●国及び地方自治体等との環境中の化学物質に関する共同研究の実施 ●化学物質の調査・研究に関する情報収集及び成果発信 		事業推進

基本政策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標	
			平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
	騒音振動対策事業	工場・事業場及び建設現場などから発生する騒音・振動や生活騒音を低減することで、市民の生活環境の保全を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●騒音規制法、振動規制法に基づく届出及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく許認可業務並びに当該業務に関する規制、監視、指導 ●工場、事業場の苦情処理業務 ●生活騒音の低減に関する意識啓発の推進 		事業推進
	交通騒音・振動対策事業	自動車や鉄道などから発生する騒音・振動を低減することで、市民の生活環境の保全を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●騒音規制法・振動規制法に基づく、自動車騒音・振動低減に向けた測定監視・指導 ●鉄道の騒音・振動及び航空機騒音の実態調査の実施 ●交通騒音・振動に関する苦情相談に対する必要な実態把握と適切な対応 		事業推進
	悪臭防止対策事業	悪臭を防止・低減することで市民の生活環境の保全を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●「悪臭防止法」及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく発生源及び大気中等の悪臭物質の監視・指導の実施 ●事業者の悪臭防止に関する自主管理体制整備の促進 		事業推進
	公害企画調整事務	公害問題に関する本市の取組等を紹介する事業概要の発行や事業者指導等を通じ、地域環境対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域環境対策の推進に向けた企画・調整、広報、事業概要（公害編）の編集・発行 ●環境審議会（公害対策部会）の運営 ●地域環境対策分野の総合的・計画的な取組推進に向けた新たな枠組みの検討 ●法・条例に基づく許認可申請・届出の受付、事業者指導 		事業推進
	公害防止資金融資事業	中小企業者が、公害の発生を防止するために必要な設備の設置等をする際に、融資の斡旋や融資に係る利子補給を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●融資資格の審査及び認定 ●融資済み案件に関する事業者の申請に基づく利子補給 ●融資制度の適正な運用と制度の検証 ●広報活動の充実 		事業推進
	環境情報システム運営事業	環境関係法令に基づき収集した公害関連情報を一元的に管理し、法・条例に基づく許認可業務や事業者指導等に活用するとともに、法令改正への対応や業務効率の改善に向けた機能強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境情報システムの安定的な運用保守 ●法令改正、施策変更等に伴うシステムの一部改修、機能強化 ●OSサポート終了に対応するための改修の検討、準備 ●システム機器の更新、再構築に向けた検討、調査 		事業推進
施策 3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進（廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用を進める）					
	廃棄物企画調整事業	地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3 R等の推進を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●一般廃棄物処理基本計画に基づく3 R等の取組の推進 ●一般廃棄物処理基本計画第2期行動計画策定 ●一時多量ごみの適正処理の検討など第2期行動計画に位置付けた新たな施策の推進 ●第3期行動計画の検討及び策定 ●本市のごみ収集業務のあり方の検討 ●普通ごみ収集運搬業務における民間事業者の育成手法や、本市の地域特性を踏まえた収集方法、民間活力の導入の規模や時期などの検討 		事業推進
	余熱利用市民施設・橋RC C運営事業	ごみ焼却に伴う余熱を有効利用した余熱利用市民施設の管理運営を行うとともに、橋りサイクルコミュニティセンターの管理運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者による管理運営の実施 ●市によるモニタリングの実施 ●管理運営の評価及び第3期指定管理者の総括評価、第4期指定管理者の選定 ●堤根処理センター建替えに伴うヨネティー堤根のあり方の検討・整理 		事業推進
	し尿・浄化槽収集事業	清潔で快適な市民生活を確保するため、し尿収集・浄化槽清掃作業を実施するとともに、災害時の生活環境の保全、公衆衛生の確保のため、災害用トイレの備蓄を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●一般家庭や仮設トイレからのし尿収集の実施 ●浄化槽清掃作業の実施や浄化槽管理者への維持管理指導の実施 ●公衆トイレの維持管理 ●災害用トイレの備蓄及び災害用トイレの組立訓練の実施 		事業推進
	産業廃棄物指導・許可等事業	産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対する許認可・指導等を通じて、産業廃棄物の適正な処理を進めるとともに、産業廃棄物の排出抑制・再利用・再生利用の3 Rを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎市産業廃棄物処理指導計画」に基づく施策の推進 ●排出事業者に対する3 R及び適正処理の指導の実施 ●廃棄物処理業等に係る許認可、適正処理の促進 ●廃棄物処理施設設置等に係る許認可、適正処理の促進 ●廃棄物不適正処理対策の実施 ●PCB廃棄物の処理の推進 		事業推進
	廃棄物処理施設等整備事業	廃棄物処理施設等が安定的に稼働できるように維持補修・整備等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物関連施設の維持補修 整備工事等の実施 ●公衆トイレの改修工事等の実施 		事業推進

基本政策 政策 策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標	
			平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
	廃棄物中継輸送等事業	廃棄物処理施設の効率的な運営のため、大型コンテナ車への積み替えや鉄道での輸送を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの大型コンテナ車による積替中継輸送の実施 ●資源物の鉄道輸送の実施 ●ごみの鉄道輸送の実施 		事業推進
	海面埋立事業	各処理センター等から搬出される焼却灰等について、適正かつ安定的に埋立処分を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の適正かつ安定的な埋立処分の実施 ●保有水の無害化処理の適正かつ安定的な実施 		事業推進
	し尿処理事業	収集したし尿及び浄化槽汚泥について、適正かつ安定的に処理を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●適正かつ安定的なし尿及び浄化槽汚泥処理の実施 		事業推進
	建設リサイクル法業務	建設工事から発生するコンクリート廃材などの建設副産物のリサイクル率の向上を促進し、環境負荷の低減等に向け、指導・助言を行うことにより、生活環境の保全を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●届出の受理 ●解体現場等のパトロール ●適正な分別解体等の指導・助言 		事業推進
	建設リサイクル事業	公共工事から発生する建設副産物の再利用促進のため、建設副産物対策に関する指導等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●建設リサイクルの実態調査、整理及び検証 ●「川崎市建設リサイクル推進計画」に基づく建設副産物リサイクルの取組の推進 ●建設リサイクル推進関連ポスターの配布等による、啓発活動の推進 		事業推進
	建設発生土処理事業	公共工事から発生する建設発生土を計画的に搬出し、広域的な活用を含めた事業推進により、有効利用を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●公共工事から発生する建設発生土の調査、把握及び効率的、計画的な処理の推進 ●広域利用事業の推進 ●広域利用事業の課題及び方向性の検討・整理 		事業推進
政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす					
施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成（多様な主体との協働、連携により緑を育む）					
	身近な公園緑地等の管理運営事業	管理運営協議会等の設立促進と活動支援を行い、市民等との協働による公園緑地等の適切な維持管理を進めます。また、公園を活用したイベントの開催など、公園利用を活性化する取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●管理運営協議会等の設立促進と活動支援 ●若い世代の参画促進や幅広い世代の公園適正利用に向けた取組の検討と推進 ●公園利用活性化イベントの実施 		事業推進
	緑のボランティアセンター事業	公益財団法人川崎市公園緑地協会の「緑のボランティアセンター」の運営を支援し、緑のボランティアの人材の育成・活用、活動支援、交流促進を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●里山ボランティア育成講座、花と緑のまちづくり講座等の開催 ●緑の活動団体等の設立促進と活動支援 ●企業、教育機関等の参画促進と活動支援 ●緑の人材バンク登録と樹林地の維持管理等への人材の活用 ●「わがまち花と緑のコンクール」の開催 ●緑のボランティア交流イベントの開催 		事業推進
	緑化協議による緑のまちづくりの推進事業	「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」及び都市計画法等関係法令に基づき、緑化や公園・緑地に関する協議を行い、緑豊かなまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく緑化協議の実施 ●都市計画法に基づく開発行為や建築及び開発行為に関する総合調整条例等に基づき設置される公園等に関する協議の実施 ●多摩川風致地区内の建築物等々々力緑地等の都市計画施設内の建築物の規制に関する許可の実施 ●緑化基金協力金の還元事業として、対象事業区域周辺の既存公園の整備の実施 		事業推進
施策 3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備（豊かな市民生活を実現するため、都市に緑と水のオープンスペースを創出する）					
	長期未整備公園緑地の見直し事業	都市計画決定後、長期間未整備の公園緑地について、事業計画の見直しや区域の変更などの検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画変更等による事業計画の見直し 		事業推進
	菅生緑地整備事業	宮前区市民健康の森である菅生緑地の園路や広場等の施設整備を進め、緑地内の自然環境の保全等を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●整備および緑地内の自然環境の保全等に向けた取組の推進 		事業推進

基本政策 政策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標	
			平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
	公園緑地維持管理事業	市民が安全かつ快適に公園緑地を利用できるよう、除草や清掃等を行い、施設の適切な維持管理を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●公園緑地、公園施設、電気設備等の適正な整備・維持管理 ●生田緑地の指定管理者による管理運営 		事業推進
	公園緑地の適正管理	公園緑地の適正管理に向けて、管理主体である各区役所道路公園センターと連携し、許認可業務、運動施設等の利用調整及び財産管理を適切に実施します。また、市民ボランティアと協働した適正な維持管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●公園内有料施設の適正管理 ●不法占拠解消に向けた取組 ●ばら苑の管理手法の検討 ●許認可事務の適正執行 		事業推進
	街路樹適正管理事業	街路景観の向上など、良好な都市環境を確保するため、街路樹の適正な維持管理を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●街路樹の適正な維持管理の実施 ●樹木診断及び樹木更新の実施 ●街路樹植栽の実施 		事業推進
施策 3-3-3 多摩丘陵の保全（市域に残された緑地、里山を再生、保全し、次世代に継承する）					
	多摩・三浦丘陵広域連携事業	首都圏において、貴重な自然環境を有している多摩・三浦丘陵の緑地を市域を越えて関係自治体と連携することで、広域的・効果的に緑地保全を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●関係13自治体による「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の開催 ●多摩・三浦丘陵の魅力を発信するイベントの開催 		事業推進
	保全緑地管理事業	保全緑地や樹林地などについて、市民協働の手法を取り入れながら、植生管理や安全管理など適正な管理を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●保全緑地の老朽化施設等の補修・更新 ●保全緑地の樹木等の維持管理 		事業推進
	保全管理計画策定事業	市民、企業、教育機関などと協働して緑地保全計画を作成し、植生管理や安全管理など保全緑地の適正な管理を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民等とのワークショップによる保全管理計画書の策定及び計画書の適宜見直し ●企業、教育機関等の協働による緑地保全の取組「かわさき里山コラボ」事業の推進 ●大学連携による新たな緑地管理手法等の構築に向けた取組の推進 		事業推進
施策 3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進（多面的な役割を果たしている貴重な農地を市民とともに継承する）					
	都市農業価値発信事業	市民の農業理解が向上し、本市農業を応援する市民が増え、農業者の営農環境が改善することを目指します。多様な主体との連携を図る中で、発信対象を明確にした効果的で積極的な情報発信を行うことで、市内農業や市内産農産物、さらには農地の持つ多面的な機能について、PRを図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページやメールマガジン等による「農」情報の発信 ●情報発信等による市民の農業理解促進に向けた取組の実施 		事業推進
施策 3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進（多くの市民が「憩い」「遊び」「学ぶ」多摩川の魅力を高める）					
基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり					
政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興					
施策 4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化（海外展開する市内企業を支援し、海外で活躍する企業を増やす）					
施策 4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成（魅力と活力のある商業地域の形成や付加価値が高く競争力のある商品の供給により、商業を活性化させる）					
	計量検査事業	適正な「計量」を確保するため、特定計量器の定期検査、質量標準管理、各種立入検査を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●特定計量器の定期検査の実施 ●小売店舗等への各種立入検査の実施 ●基準分銅等の質量標準管理 		事業推進
	計量管理推進指導事業	適正な計量を確保し維持するため、市内唯一の計量団体であり、本市計量行政と密接な関わりを持って計量知識の普及啓発事業等を行っている川崎市計量協会の指導・育成を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ●計量団体の指導・育成 ●正量取引強調月間の開催（7月・12月） ●計量管理強調月間の開催（11月） ●小学生等を対象とした夏休み親子計量教室の開催（8月・市計量協会と共催） 		事業推進

基本政策 策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標	
			平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
	卸売市場関係事業者に関する許可・指導監督業務	法令等に基づき、市民に安定的かつ効率的に生鮮食料品等を供給するため、市場内事業者に対し、許可及び指導監督業務を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●法令に基づく各種の許可、検査、指導、監督業務の実施 ●市場内事業者の活性化のための取組の実施 ●本市場の円滑な集荷を維持していくため、効果的な集荷支援策の実施 ●国の卸売市場法改正への対応 		事業推進
施策 4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成 (市内中小企業の技術を活かして事業展開できる環境を整備することで、経営を改善し、成長を促進させる)					
	産業振興協議会等推進事業	学識経験者等からの意見聴取や市内経済の動向調査により、効果的な産業振興施策の展開を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●産業振興協議会の開催・運営 ●中小企業活性化条例に基づく施策の検証、施策への反映 ●「かわさき産業振興プラン」実行プログラムの策定、進捗管理 ●「川崎の産業」の作成、経済動向等の調査・分析 		事業推進
	建設業振興事業	中小建設業者の経営改善を目的とした事業者向けの研修会や、市民と直接出会う場を提供して受注拡大につなげるための住宅相談会等を開催し、建設業の振興を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●市内中小建設業者等を対象とした経営支援研修会の開催 ●市民を対象とした住宅相談会やセミナーの開催 		事業推進
	産業立地地区活性化推進事業	本市が産業立地を促進した地区(マイコンシティ地区、水江町地区、新川崎A地区)において、事業用定期借地方式等による長期間の市有地貸付や地区計画による継続的な立地規制等の手法を各地区の個別的背景に応じて採用し、長期安定的な操業環境の確保及び産業集積を維持するとともに、立地企業からの相談・要望への対応や立地企業間の交流の促進を通して、各地区の産業活性化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●民間貸付事業(事業用定期借地)の継続 ●立地企業からの相談・要望への対応及び成長支援 ●マイコンシティ地区におけるマイコンシティセンターの活用等を通じた立地企業間交流の促進 ●水江町地区における貸付公有地内護岸維持管理 		事業推進
	金融相談・指導事業	中小企業者等の経営環境改善のため、相談業務や認定業務などを通じて、事業者等の経営や金融に関する課題解決を支援します。また、川崎市信用保証協会の公正な運営と健全な発展を図るため、同協会に対し指導等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業信用保険法に基づく認定業務の実施 ●経営や金融に関する相談の実施 ●創業支援資金等の診断の実施 ●直接貸付金の債権管理 ●倒産企業の情報収集 ●信用保証協会の指導・検査の実施 		事業推進
施策 4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化					
政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上					
施策 4-2-1 ハンチャー支援、起業・創業の促進 (次代を支える産業を創出するため、市内での起業を盛んにする)					
施策 4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援 (成長分野や地域課題解決に寄与する市内事業所等の新分野への進出を促進する)					
	環境調和型産業振興事業	環境関連産業の活性化に繋がる情報発信や情報交換を進めることで、市内環境関連産業の振興と事業者間のネットワーク化の促進に向けて取り組みます。新エネルギー振興協会や新エネルギー関連企業等との連携や取組支援により、新エネルギー産業の活性化に向けて取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「環境産業フォーラム」の開催 ●市内環境製品・技術等の情報発信・ビジネス支援 ●川崎エコテックウォーカーの発行等による情報発信 ●「新エネルギー振興協会」や関連企業等と連携した市内新エネルギー産業の育成・取組支援 		事業推進
施策 4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化 (先端科学技術分野において、高付加価値で競争力の高い製品を創出する)					
	医工連携等推進事業	先進事例の紹介や、医療関係機関、医療機器製造販売企業等とのニーズ・シーズマッチング機会の提供などを通して、事業者の医療産業分野への参入を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機器産業への参入に向けたきっかけづくりの場となるフォーラム等の開催 ●医療機器産業への参入に向けた、専門的なテーマによる勉強会・講演会等の開催 ●医療現場や医療機器製造販売企業等との交流、マッチング機会の提供 		事業推進

基本政策 施策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標	
			平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
	科学技術基盤の強化・連携事業	日本の将来を担う子供たちに科学技術への興味を喚起するための啓発を行うほか、現に活躍する科学者・研究者同士等の交流を促進するため「かわさき科学技術サロン」を開催し、科学技術分野におけるオープンイノベーションを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●先端科学技術副読本「川崎サイエンスワールド」及び副読本活用ガイドの作成・配布 ●かわさき科学技術サロンの開催 		事業推進
施策 4-2-4 スマートシティの推進 (スマートシティの推進により、新たな産業やサービスを創出する)					
施策 4-2-5 ICT (情報通信技術) の活用による市民利便性の向上 (ICTにより、行政サービスを一層手軽に利用できるようにする)					
	情報統括監視推進事業	副市長を情報統括監理者(CIO)とする情報統括監理体制により、情報システムのダウンサイジングや統廃合の推進、全庁統一的なセキュリティ対策を的確かつ迅速に実施するなど、庁内の情報化を全体的に把握し、部局間の調整を円滑に進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●情報システムの適正な評価・調整の実施 ●情報システムの最適化に向けた取組の推進 ●「ICT部門の業務継続計画(震災対策編)」に基づく業務継続体制の確保 ●情報セキュリティ対策強化に向けた取組の推進 		事業推進
	情報環境整備事業	電子行政サービスを円滑かつ的確に提供するために必要なネットワークやパソコンなどの情報環境の整備・運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内ネットワーク強靱化に向けた取組の推進 ●本庁地区ネットワークの再構築 ●庁内に配置する計画配置パソコンの整備及び更新 		事業推進
政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる					
施策 4-3-1 人材を活かすしくみづくり (市内での雇用を促進するとともに、市内の優れた技能を次世代に継承する)					
	産業人材育成事業	中小企業の人材確保及び育成に重点を置き、経済団体や学校等とのつながりを活かしながら、産業人材育成事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●求職者(生徒・学生含む)を対象とした中小企業見学会 ●市内企業と大学等就職担当者との情報交換会 ●経済団体と連携した、市内企業と求職者とのマッチングイベント ●高校生を対象とした校内企業説明会 		事業推進
施策 4-3-2 働きやすい環境づくり (誰もが働きやすい環境を整える)					
	労働資料の調査及び刊行業務	市内の労働情勢や労働条件の実態、賃金などを把握し、労働資料の刊行・整備を行うことにより、市内事業所・労働組合をはじめ市民の方々に情報を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ●月刊情報誌「かわさき労働情報」の発行 ●「川崎市労働白書」の発行 ●市内企業の「労働状況実態調査」の実施 		事業推進
	住宅相談事業	市民からの住まいに関する相談に的確に対応し、生活の礎である住環境の改善を推進します。	●住宅相談員による住宅の修繕や耐震補強、バリアフリー化等の各種相談の実施		事業推進
政策 4-4 臨海部を活性化する					
施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備 (臨海部の立地企業を増やし、生産活動を活発にする)					
	川崎臨海部スマートコンビナートの推進事業	臨海部立地企業で構成されるNPO法人産業・環境創造リゾンセンターや神奈川県等と連携して、川崎臨海部における資源循環・未利用エネルギー有効活用等の検討や情報発信を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●「京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議」の開催 ●川崎国際環境技術展への出展による来場者への情報発信 ●市民交流会 ●環境・産業交流コーナーにおける市民、事業者等への情報発信 		事業推進
	多摩川リバーサイド地区整備推進事業	羽田空港近接の立地条件を活かし、大規模な土地利用転換の機会をとらえ、高規格堤防事業と連携を図りながら、適切な土地利用を誘導することにより、民間活力を活かした良好な都市機能の形成を図ります。	●多摩川リバーサイド地区の整備・誘導方針に即した土地利用の誘導		事業推進
施策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成 (川崎港での物流を活発にする)					
	友好港交流推進事業	川崎港の利用促進に向けて、ベトナム・ダナン港及び中国・連雲港港との交流事業を推進します。	●ベトナム・ダナン港、中国・連雲港港との貿易促進や定期航路の開設・維持に向けた人材交流等の取組の実施		事業推進

基本政策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標	
			平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
	港湾統計・情報システム運営事業	港湾情報システムの効果的・効率的な構築と運営を図るとともに、港湾統計データの活用により、港の利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●「港湾調査」の円滑かつ適正な実施及び調査・分析 ●港湾情報システムの適正な管理・運営 ●統計年報の作成及びホームページ等による情報発信 		事業推進
	浮島1期地区基盤整備事業	浮島1期地区について、本格利用に向けた基盤整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●本格的土地利用に向けた検討・協議・調整 ●市街化区域及び臨港地区への編入に向けた協議・調整 ●本格利用に向けた基盤整備の推進 		事業推進
	港湾管理事業	川崎港の公有財産の貸付・許可、港湾施設使用料等の調査研究及び市税外収入の徴収等港湾の適正な管理を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●公有財産の適正な管理 ●港湾環境整備負担金の調査・徴収等 ●公有財産の有効活用の推進 		事業推進
	京浜港広域連携推進事業	京浜港（川崎港、東京港、横浜港）の連携強化を推進し、国際競争力強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●京浜港の総合的な計画に基づく取組の推進 ●京浜港の国際競争力強化に向けた連携施策についての検討・実施 ●京浜港の港湾運営会社と連携した集貨の取組の推進 		事業推進
	港湾計画策定事業	利用しやすい港湾とするため、民間企業からの要請に応じて港湾計画の変更手続をすするとともに、次期港湾計画策定に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●港湾計画の変更手続の実施 ●川崎港の低未利用地の活用方策検討 ●浮島1期地区の土地利用計画に関連する港湾計画の変更の検討 		事業推進
	港湾施設維持管理事業	「港湾施設維持管理補修計画」の策定・運用により、港湾施設の機能維持・長寿命化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●維持管理計画に基づく点検調査・診断の実施 ●点検調査・診断結果を踏まえた維持管理計画の見直し 		事業推進
	港湾における規制指導事業	港湾区域、臨港地区等における適正な規制指導を実施するとともに、臨港地区及び分区の見直しに向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●水域占用・ふ頭用地使用許可等における審査等 ●港湾区域や臨港地区内等における行為の規制 ●臨港地区及び分区の見直しの検討 ●港湾法の改正に伴う民間事業者への技術的指導・助言等 		事業推進
	陸上施設等管理運営事業	貨物の円滑な流れを確保するため、公共ふ頭の陸上施設等の適正な維持管理及び運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●公共港湾施設等の補修計画に基づく陸上施設等の補修の実施 ●陸上施設等の円滑な管理・運営 		事業推進
	海上・係留施設等管理運営事業	海上・係留施設の適正かつ確かな維持管理及び運営を行うことで、川崎港の利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●老朽化した係留施設等の的確な維持・補修、更新の実施 ●現場巡視、荷役指導等の実施による、係留施設の損傷の未然防止 		事業推進
	入出港船舶等調整事業	川崎港の利用促進を図るため、入出港船舶の安全確保及び航路の効率的な運用を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●航行安全を確保した上での効率的な船舶調整業務の実施 ●効果的な水先人・曳船の斡旋と利便性向上の協議 		事業推進
	川崎港海底トンネル維持管理事業	適正な維持管理により良好な状態を維持し、交通の円滑化及び利用者への安全性、利用者への安全性、利便性の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎港海底トンネルの電機・機械設備の維持補修 		事業推進
施策 4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備（川崎港の魅力を市民に広めるとともに、港の活力を高める）					
	浮島2期地区埋立事業	市民生活や公共工事を支えるため、浮島2期地区において廃棄物等の適正な受入・処分を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●建設発生土等の受入に対する適正な埋立管理の実施 ●埋立管理施設等の維持・整備の推進 ●護岸管理を見据えた年間埋立計画の作成 		事業推進

基本政策 策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標	
			平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
	港湾緑地維持管理事業	港湾緑地の適正な維持管理を行い、良好な港湾環境の形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●港湾緑地の適正な維持管理と管理手法の検討 ●港湾緑地でのイベント等の開催の指導・管理 		事業推進
政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する					
施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成 (川崎・武蔵小杉・新百合ヶ丘駅周辺の魅力を高める)					
施策 4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備 (新川崎・鹿島田・溝口・鷺沼・宮前平・登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の魅力を高める)					
政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する					
施策 4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進 (都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間を創出する)					
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等改定・推進事業	長期的な視点から、社会状況の変化に対応したまちづくりを推進するため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等を改定し、適切な都市計画の運用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等に基づく計画的なまちづくりの推進 		事業推進
	都市施設の計画管理等事業	事業未着手の都市計画道路に関する測量を行い、都市計画道路平面図の更新と地図情報システムへの反映を行い、適切な情報提供、都市計画法に基づく許認可業務の推進に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●事業未着手の都市計画道路の路線測量の実施 ●土地所有者の申請に伴う都市計画道路概略予定線の測量査定業務の実施 ●都市計画法に基づく都市計画道路内の建築許認可業務の実施 		事業推進
	都市計画地図情報・基礎調査等事業	空中写真を活用した測量や都市計画の基本となる市域内の図面の作成、都市計画地図情報システムへのデータ整備及び更新を行い、適切な都市計画情報を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地図の更新業務の推進 ●空中写真測量の実施 ●都市計画法に基づく人口、土地利用など現況を把握する都市計画基礎調査の推進 		事業推進
	マンション建替え支援指導業務	老朽化した民間マンションが適切な時期に円滑な建替えが進められるよう、建替組合や民間事業者に対して法律上の指導、及びマンションの立地特性や建築条件に応じた適切な誘導を図ること、良好な居住環境の形成に向けた取組を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●マンションの建替えの円滑化等に関する法律の適用による建替えの促進 		事業推進
	庁舎等建築物の長寿命化対策事業	かわさき資産マネジメントカルテに基づき、施設の機能や性能について、劣化の有無や兆候・状態を把握し、機能停止等を防ぐ「予防保全」の実施により、庁舎等建築物について長寿命化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●庁舎等建築物の劣化状況の管理、詳細調査、工事の優先度判定 ●庁舎等建築物の長寿命化設計・工事の実施 ●大規模施設における建築物調査・劣化診断を踏まえた、中長期保全計画の策定・更新等 ●重要・特定建築物以外のその他の施設等の耐震対策 		事業推進
	大規模低未利用地等のまちづくり誘導事業	工場等の民有地の大規模な土地利用転換の動向をとらえ、開発事業者と連携しながら、整備方針に基づいた確かな指導・誘導を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●「大規模工場跡地の整備方針」や地域課題等を踏まえた土地利用の誘導 		事業推進
	市街地開発事業の推進業務	民間活力を活かした市街地再開発事業や土地区画整理事業の支援により、魅力と活力にあふれた都市拠点の形成や安全で快適な市街地の形成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●土地区画整理事業の推進 ●市街地再開発事業の推進 		事業推進
	住居表示調査等事業	「住居表示に関する法律」に基づき、建物に順序良く番号を付け住所をわかりやすくする住居表示の実施を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●住居表示の実施 ●住居表示の維持管理 		事業推進

基本政策 策	事務事業名	概要	事業内容・目標	
			現状 平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度 平成34 (2022) 年度以降
	まちづくり対策事業	規模の大きい建築計画においては、総合調整条例と紛争調整条例の相互連携に基づく適切な調整を行うことにより、地域の意見を踏まえたまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「総合調整条例」及び「紛争調整条例」の適正な運用 ●「葬祭場等の設置等に関する要綱」の適切な運用 ●建築・開発審査会の公正・適正な運営 ●まちづくり相談事業の実施 	事業推進
	建築・宅地に関する指導・審査事業	安全で良質な宅地や建築物の形成、維持・保全に向け、都市計画法、建築基準法等に基づく許認可・審査業務や監察業務を円滑かつ的確に行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法、建築基準法等に基づく許認可・審査等業務、監察業務及び証明書等交付業務の円滑かつ適格な実施 ●法改正や新たに創設される制度等に対応した企画調整や条例・規則等の改正 	事業推進
	長期優良建築物支援事業	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅を普及するための長期優良住宅認定制度を適正かつ効率的に活用し、質の高い優良な住宅の普及を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●長期優良住宅認定制度の適正かつ効率的な運用 ●認定住宅の維持保全状況の抽出調査による指導の実施 ●パンフレット、ホームページ等による長期優良住宅認定制度の普及促進 	事業推進
	低炭素建築物支援事業	生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための措置が講じられている建築物を普及するための低炭素建築物認定制度を、適正かつ効率的に運用し、都市の低炭素化を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●低炭素建築物認定制度の適正かつ効率的な運用 ●パンフレット、ホームページ等による低炭素建築物認定制度の普及促進 	事業推進
施策 4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進 (機能的で美しく、住んでいてこころよい街なみを創出する)				
	景観形成誘導推進事業	景観法や都市景観条例等に基づき、一定規模以上の建築物等に対して、景観に配慮した取組を進めるよう指導・誘導を適切に行い、周辺環境と調和した良好な街なみ形成を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●景観法に基づく届出の適切な指導・誘導 ●都市景観条例に基づく届出の適切な指導・誘導 	事業推進
政策 4-7 総合的な交通体系を構築する				
施策 4-7-1 広域的な交通網の整備 (首都圏における円滑な交通網を整える)				
施策 4-7-2 市域の交通網の整備 (自動車での市内交通を円滑化する)				
施策 4-7-3 身近な交通環境の整備 (地域の人々が生活しやすい交通環境を整える)				
施策 4-7-4 市バスの輸送サービスの充実 (安全で快適な市バス輸送サービスを持続的に提供する)				
	市バス経営計画推進事業	交通局内の進捗管理会議等を活用し、経営計画に基づく事業を効果的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎市バス事業経営プログラムの取組推進 ●次期経営計画の策定及び取組推進 	事業推進
政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する				
施策 4-8-1 スポーツのまちづくりの推進 (スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やす)				
施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興 (市内の文化芸術活動を推進し、一層市民に身近なものにする)				
施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進 (音楽や映像を活用して、都市の魅力向上や地域の活性化につなげる)				
政策 4-9 戦略的なシティプロモーション				
施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成 (市内外における市の認知度・好感度を高める)				
	国際施策推進事業	国際施策推進プランの的確な推進を図り、真のグローバル都市川崎をめざします。	●「国際施策推進プラン」に基づく取組の推進	事業推進
	交流推進事業	国内の友好自治体等との交流を推進し、相互理解と友好親善を深めます。	●友好自治体交流会の実施	事業推進
施策 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興 (市内への集客及び滞在を増加させる)				
基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり				
政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する				
施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり (多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を進める)				
	都市政策研究事業	都市政策に関する情報収集、調査研究等の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●学識経験者等による研究会の開催及び学会への参加 ●職員の研究チームによる政策課題の研究 ●本市の政策課題に関連した政策情報誌の発行 	事業推進

基本政策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標	
			平成28～29 (2016～17) 年度	平成30～33 (2018～2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
施策 5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進 (地域の意見を幅広く聴取するとともに、分かりやすい情報発信を行う)					
	報道事務	新聞・テレビ・ラジオ等のメディアを活用して、市政等に関する情報をタイムリーかつ積極的に提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ●記者会見、報道機関への情報提供、ホームページなどによる、わかりやすく効果的な市政情報の発信 ●報道機関との円滑な連絡調整 		事業推進
	公文書館運営事業	公文書館の効率的な運営と歴史的公文書等の情報提供に関する取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●公文書や歴史的公文書等の適正な管理と情報提供 ●「公文書館だより」の定期的な発行や、歴史講座及び古文書講座の開催による広報と啓発 ●公文書館施設・設備の維持補修など適切な管理 		事業推進
施策 5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化 (市民満足度の高い区役所サービスを提供する)					
施策 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進 (平等と多様性を尊重する意識を高める)					
政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる					
施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進 (性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境を整える)					

■ 総合計画に設定する成果指標一覧

● 成果指標一覧について

総合計画で設定する数値目標による成果指標は、市民の視点に立脚した指標を設定し、今後、指標の状況を公表するとともにその結果を評価し、施策・事業等に適切に活用していきます。

ここでは、政策体系別の実施計画に示した各成果指標について、指標の考え方や達成すべき目標値の算出の考え方等を掲載しています。

これらの考え方に基づいた成果指標を計画の進行管理や評価に活用することで、総合的かつ計画的な市政の運営に役立てていきます。

● 成果指標一覧の見方

各施策ごとに、現状値の算出方法、指標設定の考え方、目標値の考え方等を掲載しています。表の見方については、以下のとおりです。

◀ 成果指標一覧の例 ▶

【指標の考え方】
各施策の「直接目標」に掲げた目標の達成度を測るために設定する指標について、その設定の具体的な考え方を記載しています。

【年度の表記】
成果指標一覧に示す年度の表記で、「H●●」と記載しているものについては、「平成●●年度」を表しています。

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
政策1-1 災害から生命を守る							
施策1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進							
直接目標	災害発生時の被害や生活への影響を減らす						
1	避難所運営会議を開催している避難所の割合 (総務企画局調べ)	大地震など大規模な災害が発生した場合の避難所運営については、各避難所ごとに自主防災組織や施設管理者等で構成する避難所運営会議が主に担うこととなるため、平常時からの避難所の運営体制や避難スペース等の検討に関する避難所運営会議の実施状況を見ることで、避難所運営能力の向上のための取組の成果を測ることができる。					
算出方法	避難所運営会議開催か所数(119か所)÷避難所数(175か所)×100(%)	66.9% (H26)	68.0% 以上 (H28)	70.5% 以上 (H29)	75.2% 以上 (H33)	80% 以上 (H37)	東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、開催率は上昇傾向にある。引き続き、更なる地域防災力の向上を図るためには、より多くの避難所において開催していくことが求められることから、本市における過去の実績を参考としつつ、開催率の増加をめざす。

【算出方法】
「指標の実績値」の現状に記載している数値の算出式や引用する出典等の内容を説明しています。また、数値の算出式については、カッコで現状値に対応する年度の実績値を記載しています。

【指標の実績値】
「策定時」は、第1期実施計画を策定した時点での値です。
「現状」は、現時点での最新の値です。

【目標値の考え方】
指標を設定した時の背景や、施策や事務事業の取組を講じて、指標をよりよい状況に高めていくための方法等を根拠に、各計画期間に達成すべき目標数値の設定の考え方を記載しています。
※第1期実施計画策定時から、第2・3期の目標値が変更になっている場合は、その経過を記載しています。

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
政策1-1 災害から生命を守る									
施策1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進									
直接目標		災害発生時の被害や生活への影響を減らす							
1	算出方法	避難所運営会議を開催している避難所の割合 (総務企画局調べ)	大地震など大規模な災害が発生した場合の避難所運営については、各避難所ごとに自主防災組織や施設管理者等で構成する避難所運営会議が主に担うこととなるため、平常時からの避難所の運営体制や避難スペース等の検討に関する避難所運営会議の実施状況を見ることで、避難所運営能力の向上のための取組の成果を測ることができる。	66.9%	68.0%	70.5%	75.2%	80%	東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、開催率は上昇傾向にある。引き続き、更なる地域防災力の向上を図るためには、より多くの避難所において開催していくことが求められることから、本市における過去の実績を参考としつつ、開催率の増加をめざす。
		避難所運営会議開催か所数(119か所)／避難所数(175か所)×100(%)		(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	算出方法	避難所を知っている人の割合 (市民アンケート)	災害発生直後には、行政の支援は十分に行き届かないことが考えられるため、適切な避難行動を行える市民(避難所を知っている市民)や、自宅避難が可能な世帯(家庭内備蓄を行っている市民)の増加が、災害時の市民生活の安定や、避難者への負担の軽減につながることから、その理解に向けた普及啓発の取組の成果を測ることができる。	39.5%	39.1%	43.6%	51.8%	60%	本指標を内閣府の世論調査と比較したところ、掲出した2つの指標ともに全国平均を上回っており、東日本大震災の経験や本市の取組による自助の進展が見て取れる。一方、市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するも、以後は下降する傾向があるため、目標値については、本市における過去の実績を参考としつつ、それぞれの割合の増加をめざす。
		市民アンケート(無作為抽出3,000人)の避難所の確認を行っている人の割合		(H27)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
3	算出方法	家庭内備蓄を行っている人の割合 (市民アンケート)	災害発生直後には、行政の支援は十分に行き届かないことが考えられるため、適切な避難行動を行える市民(避難所を知っている市民)や、自宅避難が可能な世帯(家庭内備蓄を行っている市民)の増加が、災害時の市民生活の安定や、避難者への負担の軽減につながることから、その理解に向けた普及啓発の取組の成果を測ることができる。	56.9%	52.0%	57.5%	58.8%	60%	本指標を内閣府の世論調査と比較したところ、掲出した2つの指標ともに全国平均を上回っており、東日本大震災の経験や本市の取組による自助の進展が見て取れる。一方、市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するも、以後は下降する傾向があるため、目標値については、本市における過去の実績を参考としつつ、それぞれの割合の増加をめざす。
		市民アンケート(無作為抽出3,000人)の家庭内備蓄(食料・飲料水)を行っている人の割合		(H27)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
施策1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進									
直接目標		地域の特性に応じた地域防災力向上により、延焼等による被害を減らす							
1	算出方法	重点的に取り組む密集市街地における大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合 (まちづくり局調べ)	本市の地震被害想定調査の結果を踏まえ、人命確保の観点などで多くの課題を有する重点地区においては、耐火性能に優れた建築物への建替えを促進するなど、面的な市街地の不燃化対策を進めることとし、その減災成果としての焼失棟数の削減見込割合を火災延焼シミュレーションによって評価・検証することができる。	20%	16.8%	25%	30%	35%	重点地区において、新たな不燃化推進条例を制定するなどの対策強化により、地震被害想定調査(H21)で想定された火災延焼による建物被害を、地震防災戦略計画期間(H32)までのできるだけ早期に3割削減の達成をめざす。
		地震被害想定上の火災延焼シミュレーションから算出		(H27)	(H28)	(H29)	(H32)	(H37)	
※第1期実施計画で設定していた成果指標「市内全道路延長に対する4m未満の道路の割合」については、火災延焼リスクの高い防災まちづくりに取り組む地区を対象とした指標とするため、「火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率」に変更します。目標値については、現在精査中のため、その結果をもとに今後設定します。									
施策1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進									
直接目標		地震発生時の建築物等の倒壊による被害を減らす							
1	算出方法	特定建築物の耐震化率 (まちづくり局調べ)	耐震性を満たす特定建築物が全特定建築物数に占める割合を把握することで、耐震改修、建替えなどにより地震での倒壊等の可能性がある、耐震性が不十分な特定建築物を減らしている取組の成果を把握することができる。	92%	92.8%	93%	95%	95%	「耐震改修促進計画」(H27改定)に掲げる特定建築物の耐震化率95%(H32末時点)を目標とする。 ※平成33年度以降の具体的な目標値については、国の基本方針や神奈川県耐震改修促進計画等の動向を踏まえて設定する。
		耐震性を満たす特定建築物数(11,758)／全特定建築物総数(12,671)×100(%) ※「耐震改修促進計画」(H27末改定時)の数値をベースにH28末を推計		(H27)	(H28)	(H29)	(H32)	(H37)	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
2	算出方法	住宅の耐震化率 (まちづくり局調べ)	耐震性を満たす住宅が住宅総数に占める割合を把握することで、耐震改修、建替えなどにより地震での倒壊等の可能性がある、耐震性が不十分な住宅を減らしていく取組の成果を把握することができる。	92% (H27)	92.7% (H28)	93% 以上 (H29)	95% 以上 (H32)	95% 以上 (H37)	「耐震改修促進計画」(H27 改定)に掲げる住宅の耐震化率95%(H32 末時点)を目標とする。 ※平成33年度以降の具体的な目標値については、国の基本方針や神奈川県耐震改修促進計画等の動向を踏まえて設定する。
		耐震性を満たす住宅数(636,767) / 住宅総数(687,143) × 100(%) ※総務省「H25 住宅・土地統計調査」より H28 末を推計							
3	算出方法	橋りよの耐震化率 市内管理橋りよ(橋長 5m 以上)384 橋のうちの耐震対策済橋りよ数(耐震対策済橋りよには、耐震対策が必要ない橋りよも含む) (建設緑政局調べ)	計画的な耐震補強工事を実施し、耐震済橋りよ数を把握することで、地震により倒壊等の可能性がある橋りよを減らしていく取組の成果を把握することができる。	47% (H27)	51.0% (H28)	51% 以上 (H29)	61% 以上 (H33)	79% 以上 (H37)	災害に強いまちづくりを進めるため、重要な橋りよの耐震性を向上するとともに、生活道路の比較的重要な橋りよについても対策を進め、79%以上(H37 末時点)を目標とする。
		耐震対策済橋りよ数(195 橋) / 橋長 5m 以上の橋りよ数(384 橋) × 100(%)							
施策1-1-4 消防力の総合的な強化									
直接目標		消防力を強化することで、さまざまな災害から市民を守る							
1	算出方法	出火率 (消防局調べ)	人口1万人あたりの火災件数である出火率(出火率は、通常、他都市でも取組成果を測る指標として活用している。)を指標とし、出火率を下げることで火災予防の取組の成果を測ることができる。	2.58 件 (H22~26 の平均)	2.45 件 (H24~28 の平均)	2.49 件 以下 (H25~29 の平均)	2.48 件 以下 (H29~33 の平均)	2.46 件 以下 (H33~37 の平均)	火災を未然に防ぐ予防活動や立入検査による査察などの継続した取組により、人口動態や都市構造、産業構造が変化する中においても、計画策定時の出火率から段階的な減少をめざす。
		【H28】 火災件数(374 件) / 人口(1,491,577 人) × 10,000 ※単年の数値を使用すると、継続した取組を実施しても、なお外的要因等により極端な結果となることから、各期の最終年から直近5年の平均値を使用する。							
2	算出方法	消防団員数の充足率 (消防局調べ)	地域防災力の充実を図り、住民の安全の確保に資する消防団員は今後も必要となることから、消防団の条例定員数(1,345 人)に対する充足率を指標とすることで目標を具体化するものである。なお、充足率を用いることで全国平均や他都市との比較が可能となる。	87.8% (H27.4)	86.5% (H29.4)	89.7% 以上 (H30.4)	90.8% 以上 (H34.4)	93.0% 以上 (H38.4)	平成25年に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、消防団員の確保対策の取組を強化した実績等を踏まえ、第1期は神奈川県平均を上回る89.7%(計画策定時点)以上を目標値とする。 第2期は、継続した取組により政令指定都市平均を上回る90.8%(計画策定時点)以上を目標値とする。 第3期は第2期までの継続した取組に加え、これまでの実績やアンケート結果等を分析し、新たな施策を検討するとともに、消防団長会に諮り、更なる地域との連携・協力の強化により施策を実施することで、全国平均を上回る93%以上(計画策定時点)を目標値とする。
		現員数(1,164 人) / 条例定員数(1,345 人) × 100(%)							
施策1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備									
直接目標		水害から市民の生命、財産を守る							
1	算出方法	時間雨量 50 mm 対応の河川改修率 (建設緑政局調べ)	治水安全度の向上を測る一つの指標として、時間雨量 50mm の降雨に対する河川の改修率を算出することで、水害リスク軽減の取組の成果を把握することができる。	81% (H27)	81% (H28)	81% 以上 (H29)	91% 以上 (H33)	91% 以上 (H37)	時間雨量 50mm の降雨に対する河川改修率を増加させることにより、治水安全度を高め、水害のリスクを減らすことを目標とする。
		時間雨量 50mm の降雨に対する改修済河川延長(51,643m) / 河川全延長(63,735m) × 100(%)							

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
2	五反田川放水路の供用により洪水による氾濫から守られる面積の割合 (建設緑政局調べ)	時間雨量 90mm の降雨に対する五反田川放水路整備の指標として、氾濫により想定される浸水から守られる区域の面積を算出することで、水害リスクの軽減の取組の成果を把握することができる。	50% (H27)	—	50% (H29)	100% (H33)	100% (H37)	五反田川放水路を供用することで、時間雨量 90mm の降雨に対し、氾濫により浸水が想定される区域の面積をゼロにすることを目標とする。
	算出方法 氾濫から守られる区域の面積(339ha)/氾濫により浸水が想定される区域の面積(680ha)×100(%)							
政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる								
施策1-2-1 防犯対策の推進								
直接目標		市内で発生する犯罪を未然に防ぐ地域づくりを進める						
1	空き巣等の刑法犯認知件数 (神奈川県警察統計資料)	犯罪を起こさせない環境づくりを進めるため、地域社会全体で、住民の意識啓発の向上等の取組を推進しており、毎年(1~12月)に神奈川県警察から公表される犯罪認知件数の推移を見ることができ、その取組の成果を測ることができる。	10,685件 (H26)	9,177件 (H28)	10,400件 以下 (H29)	8,500件 以下 (H33)	8,500件 以下 (H37)	刑法犯認知件数の人口割合が政令指定都市中で最少の数値を下回るように目標値を設定する。 ※H28の実績値が第3期の目標値を上回ったため、人口1,000人あたりの刑法犯認知件数(H28時点)が政令指定都市トップの横浜市と同水準となる件数に目標値を変更 ・第2期:9,900→8,500件 ・第3期:9,400→8,500件
	算出方法 各年の「犯罪統計資料」(神奈川県警察公表)の「刑法犯罪別市区町村別認知件数」の合計値							
2	路上喫煙防止重点区域通行量調査で確認された喫煙者数 (市民文化局調べ)	安全に暮らせるまちづくりを進めるため、路上喫煙の防止に向けたキャンペーンによる意識啓発や巡回指導等の取組を推進しており、人通りの多い駅周辺等において、歩行者の火傷や衣服の焼け焦げの原因となる路上喫煙者数の推移を見ることができ、その取組の成果を測ることができる。	42人 (H26)	30人 (H28)	36人 以下 (H29)	29人 以下 (H33)	23人 以下 (H37)	これまでの路上喫煙率の減少傾向を踏まえ、現状値からの半減をめざすことを目標値に設定する。
	算出方法 「路上喫煙防止重点区域(7か所)通行量調査」(年4回実施)における喫煙している人の合計値							
3	消費生活相談の年度内完了率 (経済労働局調べ)	高齢者を中心とした消費者トラブルが増加傾向にある中、消費者生活相談への対応は、丁寧さが求められることはもとより、迅速性・正確性も必要となる。安易な他機関の窓口の紹介や処理時間の長期化は、消費者にとって不利益となることから、年報に現れる数値をもとに完了率を指標とすることで、その取組の成果を測ることができる。	97.7% (H26)	99.4% (H28)	98.0% 以上 (H29)	98.0% 以上 (H33)	98.0% 以上 (H37)	計画策定時においても高い完了率を示しているが、消費生活相談の更なる充実を図る観点から、計画策定時以上の消費生活相談を処理し、市民生活の安定に資する目標値を設定する。
	算出方法 他機関相談窓口の紹介件数と継続処理案件(年度内(次年度の6月まで)に処理を終えられなかった案件)の件数以外の相談対応件数(9,090件)/消費生活相談件数(9,138件)							
施策1-2-2 交通安全対策の推進								
直接目標		市内の交通事故を減らす						
1	交通事故発生件数 (神奈川県警察交通年鑑)	交通事故のない安全・安心なまちづくりを進めるため、あらゆる世代への交通ルールの遵守と交通マナーの向上のための意識啓発等の取組を推進しており、毎年神奈川県警察から公表される交通事故件数の推移を見ることができ、その取組の成果を測ることができる。	3,696件 (H26)	3,218件 (H28)	3,500件 以下 (H29)	3,200件 以下 (H33)	3,000件 以下 (H37)	平成元年以降の年間交通事故件数の平均減少カーブを踏まえ、5年ごと(5年後、10年後)に概ね10%減となるよう、計画策定時の値から毎年2%ずつ減少する目標値を設定する。
	算出方法 各年の「交通年鑑」(神奈川県警察公表)の「市区町村別の発生状況」における市内の合計値							
2	放置自転車の台数 (建設緑政局調べ)	駅や商店街周辺等の放置自転車は、歩行者の安全な通行や緊急車両の通行障害、景観を悪化させる要因となっているため、放置自転車台数の動向により、その取組の成果を測ることができる。	3,367台 (H27)	2,935台 (H28)	3,200台 以下 (H29)	2,800台 以下 (H33)	2,600台 以下 (H37)	ルール、マナー等の継続的な啓発活動や禁止区域指定による放置自転車の撤去活動の強化などのソフト施策の実施とともに、公有地の有効活用や民間活力を活かした駐輪場の整備などのハード施策を連携して取組を進めることで、放置自転車台数の段階的な減少をめざす。
	算出方法 毎年実施している実態調査							

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
施策1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進									
直接目標		誰もが訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまち」にする							
1	算出方法	バリアフリー化すべき重要な特定の道路の整備割合 (まちづくり局調べ) バリアフリー化を行った項目数(82)／バリアフリー化を要する項目数(141)×100(%)	ユニバーサルデザインのまちの実現につなげるため、公共的施設や駅などを結ぶ道路を特定道路としてバリアフリー化を推進しており、この道路の整備割合を指標として設定することで、その取組成果を測ることができる。	35% (H26)	58% (H28)	65%以上 (H29)	100% (H32)	100% (H37)	国の基本方針では、H32 までに、特定の道路のバリアフリー化率を原則100%としていることから、本市においても、同様に目標値を原則100%として設定する。
	算出方法	市内法人タクシーに占めるユニバーサルデザインタクシーの割合 (まちづくり局調べ) ユニバーサルデザインタクシー車両数(40台)／法人タクシーの登録台数(1,422台)×100(%) ※神奈川県タクシー協会川崎支部提供資料から算出	子育て世代から高齢者、障害者をはじめ誰もが安全・安心で快適に利用できるユニバーサルデザインタクシー車両の導入促進により、移動しやすい交通環境の提供につながるため、台数割合を指標として設定する。	2.5% (H26)	2.8% (H28)	10%以上 (H29)	10%以上 (H32)	16.25%以上 (H37)	国はH32までに約28,000台(福祉タクシー車両を含む)の導入を目標として掲げており、この数値は法人タクシー及び個人タクシーの合計車両数の約10%にあたることから、これを踏まえて、第2期の目標値を設定する。第3期については、更なる車両導入の促進を図るため、目標値を変更する。 ・第3期:10→16.25%
3	算出方法	誰もが安全・安心に公共的施設を利用できると感じる人の割合 (市民アンケート)	市民アンケートにより、誰もが安全・安心に公共的施設を利用できると感じているか実態を把握することで、各事業の取組の成果を測ることができる。	49.1% (H27)	46.1% (H28)	49.3%以上 (H29)	49.7%以上 (H33)	50.0%以上 (H37)	H27 のアンケートの数値を基準とし、H29 は H27 値+0.2%、H33 は H29 値+0.4%、H37 は H33 値+0.3%とする。
	算出方法	市民アンケート回答者のうち、安全・安心に利用できると感じている人(そう思う+やや思う)の割合							
施策1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理									
直接目標		誰もが安全、快適に道路を利用できる							
1	算出方法	道路施設の健全度 (5年以内に補修や修繕が不要な道路施設の割合) (建設緑政局調べ)	道路施設の計画的な維持・修繕を実施し、施設の健全度率を把握することにより、修繕の取組の成果を測ることができる。	73% (H26)	82% (H28)	81%以上 (H29)	93%以上 (H33)	98%以上 (H37)	各道路施設に対して法令に基づく点検を実施し、補修や修繕が不要と判断される施設を段階的に増加させることで、安全・快適に利用できるまちをめざす。
	算出方法	5年以内に補修や修繕が不要な道路施設数(295)／道路施設総数(356)×100(%) ※「橋りょう長寿命化修繕計画」及び「道路維持修繕計画」の道路施設が対象							
2	算出方法	不法占拠解消の累計件数 (建設緑政局調べ)	本市が管理する道路、河川、水路には、正当な権利がなく家屋や工作物等が占有し、行政財産本来の用途を妨げられている場所があるため、この不法占拠の解消を図ることで、誰もが安全、快適に道路を利用できるための取組の成果を測ることができる。	90件 (H26)	277件 (H28)	330件以上 (H29)	650件以上 (H33)	970件以上 (H37)	不法占拠対策の取組強化としてH23から集中的な除去指導を実施し、解消件数を増加している。これまでの水準(年間80件程度)の維持をめざす。
	算出方法	不法占拠解消の実績値(平成29年3月末時点の不法占拠件数1,396件)							
3	算出方法	被災時の復旧に寄与する道路台帳図の割合 (建設緑政局調べ)	道路台帳図のデジタル化により、災害時に道路境界が不明になった場合でも、道路境界を復元することが可能となることから、道路台帳図のデジタル化の進捗率により、災害時の復旧・復興に寄与する取組の成果を測ることができる。	6% (H27)	29% (H28)	53%以上 (H29)	100% (H31)	100% (H37)	首都直下地震が今後30年以内に70%の確率で発生するとされていることから、災害時の復旧・復興に寄与する道路台帳図のデジタル化を優先的に完了させ、早期の効果発現を図る。また、追って道路台帳調書のデジタル化を完了させ、道路台帳図と連携させることで、市民サービスの向上を図ることを目標とする。
	算出方法	デジタル化した道路台帳図枚数(258枚)／アナログ道路台帳図全枚数(870枚)×100(%)							

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
政策1-3 水の安定した供給・循環を支える								
施策1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上								
直接目標		安全でおいしい水を安定的に供給する						
1	重要な管路の耐震化率 (上下水道局調べ)	水道管の総延長は膨大であり、災害時の市民生活への影響の大きさを考慮し、避難所・重要な医療機関等への供給ルートや震災時に被害が懸念される老朽配水管を重要な管路と位置づけて優先的に更新を進めており、この指標により、取組の成果を測ることができる。	70.6%	79.6%	85.1%	97.5%	100%	これまで、避難所のうち市立中学校や重要な医療機関等への供給ルートの耐震化と老朽配水管の更新による耐震化を進めてきたが、新たに市立小学校や高校等の避難所へと対象範囲を広げ、H34末に供給ルートの耐震化をめざす。 ※上下水道事業中期計画に基づき、目標値を変更 ・第2期:96.2→97.5%
	算出方法		(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H34)	
2	管路の耐震化率 (上下水道局調べ)	水道管の総延長は膨大であり、災害時の市民生活への影響の大きさを考慮し、重要な管路の耐震化を優先的に進めているが、あわせて経年化した非耐震管の更新を進めており、この指標により、取組の成果を測ることができる。	第2期 実施計画から 新たに 設定	30.2%	—	38.3%	44.9%	重要な管路とは別に、老朽化対策として経年化が進行した管路の更新を進めていく必要があるため、非耐震管を経年に応じて更新による耐震化を進め、水道管路全体の耐震化をめざす。
	算出方法		(H28)	(H33)	(H37)			
3	災害時の確保水量 (上下水道局調べ)	大規模な災害時において、一部の地域で水道が使用できない状況となった場合、配水池や配水塔に確保した水道水を応急給水に活用することになるため、この指標により、取組の成果を測ることができる。	2.8万m ³	10.7万m ³	11.1万m ³	16.4万m ³	16.5万m ³	配水池・配水塔の耐震化を進めるとともに、2池以上あるものについては1池に緊急遮断弁を設置して、災害時の水道水として確保し、既に整備が完了した災害対策用貯水槽での確保水と合わせてH30末に約16万m ³ を確保する。(この水量は、生命維持に必要な「1人1日3リットル」の飲料水、本市ピーク人口と予測される158.7万人(H42)で仮定した場合、約35日分となる。)
	算出方法		(H26)	(H28)	(H29)	(H30)	(H34)	
4	開設不要型応急給水拠点の整備率 (上下水道局調べ)	これまでの応急給水拠点は、給水器具の設置等の作業を必要とするが、水飲み場を利用した開設不要型応急給水拠点の整備を推進することにより、災害時における応急給水の利便性及び迅速性を高めることができ、この指標により、取組の成果を測ることができる。	7.6%	17.4%	26.2%	66.1%	100%	市立小・中学校の水飲み場や配水池・配水塔を利用する施設等であり、供給ルートの耐震化等とあわせて、H35末に整備の完了をめざす。 ※整備対象となる施設数が増えたため、目標値を変更 ・第2期:65.7→66.1%
	算出方法		(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H35)	
施策1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成								
直接目標		地域の安全と環境を守り、きれいな水を川崎の川と海に返す						
1	重要な管きよの耐震化率 (川崎駅以南の地域) (上下水道局調べ)	被災時でも確実に下水道機能を確保する必要がある避難所や、重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ下水管きよなどの重要な管きよ(川崎駅以南の地域)の耐震化を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。	33.5%	65.1%	67.2%	100%	100%	老朽化した下水管きよが多く、地盤の液状化による被害も想定される川崎駅以南の地域の重要な管きよの耐震化について、H31末までに完了させることをめざす。
	算出方法		(H26)	(H28)	(H29)	(H31)	(H37)	
2	重要な管きよの耐震化率 (川崎駅以北の地域) (上下水道局調べ)	被災時でも確実に下水道機能を確保する必要がある避難所や、重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ下水管きよなどの重要な管きよ(川崎駅以北の地域)の耐震化を進めるにあたり、この指標により取組の成果を測ることができる。	第2期 実施計画 期間 中に 新たに 設定	—	—	—	—	※H30末までに耐震診断を行った上で整備計画を策定し、改めて目標値を設定する。
	算出方法		(H30)	(H30)	(H30)	(H30)		

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
3	浸水対策実施率(丸子、宮崎、大師河原、馬絹、久末地区) (上下水道局調べ)	近年多発する局地的集中豪雨などにより浸水被害が発生していることから、重点化地区に位置づけている地域の浸水対策を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。	22.6%	57.6%	57.8%	100%	100%	H26 段階での重点化地区の浸水対策について、H30 末までに完了させることをめざす。
	算出方法 重点化地区の浸水対策完了済面積／浸水対策重点化地区対象面積×100(%) ※浸水対策重点化地区対象面積 847ha		(H26)	(H28)	以上 (H29)	(H30)	(H37)	
4	浸水対策実施率(三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区) (上下水道局調べ)	近年多発する局地的集中豪雨などへの対策として、新たに重点化地区に位置づけた地域において浸水対策を進めるにあたり、この指標により取組の成果を測ることができる。	第2期 実施計画期間 中に 新たに 設定	—	※既存施設を活用するなど、効果的かつ効率的な対策手法の検討を行った上で H31 末までに整備計画を策定し、改めて目標値を設定する。			—
	算出方法		—	—	—	—	—	
5	合流改善率(雨天時に川や海に処理しきれない下水が放流されることへの対策) (上下水道局調べ)	汚水と雨水を1本の管で集める合流式下水道は、雨天時に川や海に処理しきれない下水が放流されるしくみであることから、雨天時の放流回数を減らしたり、ごみを取り除いたりするなどの合流式下水道改善対策を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。	68.5%	68.5%	73.5%	73.5%	100%	合流式下水道は、雨天時に川や海に処理しきれない下水が放流されるしくみであることから、雨天時の放流回数を減らしたり、ごみを取り除いたりするなどの対策を進め、法令に基づいて H35 末までに完了させることをめざす。 ※上下水道事業中期計画に基づき、目標値を変更 ・第2期:83.6→73.5%
	算出方法 合流式下水道改善対策完了区域面積／合流式下水道区域面積×100(%) ※合流式下水道区域面積 3,550ha		(H26)	(H28)	以上 (H29)	以上 (H33)	(H35)	
6	高度処理普及率 (上下水道局調べ)	快適な水辺環境を確保するため、通常の下水処理では除去することが難しい、東京湾の赤潮などの原因物質である窒素やりんも大幅に除去することができる下水処理方法(高度処理)の導入を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。	第2期 実施計画から 新たに 設定	27.0%	—	59.3%	100%	水処理センターの高度処理化を、「東京湾流域別下水道整備総合計画」で定められた目標年次である H36 末までに完了させることをめざす。 (高度処理として取り扱うことのできる処理方法等を含む)
	算出方法 全高度処理能力÷全計画処理能力×100(%) (高度処理として取り扱うことのできる処理方法等を含む)		(H28)	(H28)	—	以上 (H33)	(H36)	
政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる								
施策1-4-1 総合的なケアの推進								
直接目標		多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる						
1	高齢者のうち、介護を必要とする人(要介護・要支援認定者)の割合 (健康福祉局調べ)	セルフケア意識の醸成や、若い頃からの健康づくり、高齢者の生きがい・健康づくり、介護予防の取組等を推進し、介護を必要とする高齢者の増加を抑制することが重要であるため、その指標を設定することで取組の成果を測ることができる。	17.07%	17.49%	18.40%	20.50%	22.86%	取組の実施により、第6期介護保険事業計画の推計値を下回ることを目標とする。 ※第2期以降の目標値については、第7期介護保険事業計画の策定にあわせて、今後修正する。
	算出方法 第2号被保険者を除く、要介護・要支援認定者数(49,942人)／市内高齢者数(285,590人)×100(%)		(H26)	(H28)	以下 (H29)	以下 (H32) ※	以下 (H37) ※	
2	地域包括ケアシステムの考え方の理解度 (市民アンケート)	多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくるためには、地域において、将来のあるべき姿についての合意形成がなされることにも、それを実現するための地域包括ケアシステムの必要性や考え方が地域全体で共有される必要があるため、「理解度」を問うことで、取組の成果を測ることができる。 ※ここで言う「理解度」とは、地域包括ケアシステムの内容を知っていることに加え、具体的にどのように行動したらよいか分かっていくこととしている。	10.1%	9.9%	16.0%	32.0%	42.0%	H24 に実施した第3回地域福祉実態調査において、H15 に設置された「保健福祉センター」の認知度が70%となっている。「地域包括ケアシステム」についても、今後の取組により、10年後にこれと同程度の一般化(認知度70%)をめざしつつ、そのうち半数以上(6割)の市民が理解している(何をすべきかまで知っている)状況が、地域包括ケアシステムを持続可能なしくみとしていくために必要と考え、10年後の目標値を42%とする。
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出3,000人)の「地域包括ケアシステムの内容を知っており、具体的にどのように行動したらよいか分かっていく」と答えた人の割合		(H27)	(H28)	以上 (H29)	以上 (H33)	以上 (H37)	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
3	在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者累計数 (健康福祉局調べ)	高齢化が進行する中で、在宅での療養環境の整備に向けては、医療・介護の多職種による連携の推進が必須であり、そのためには、顔の見える関係づくりが重要である。そのため、区ごとに多職種でグループワーク等を行う当該研修の受講により、多職種連携を推進していることから、累計受講者数を指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	308人 (H26)	609人 (H28)	750人以上 (H29)	1,350人以上 (H33)	1,950人以上 (H37)	川崎市在宅療養推進協議会に参画する医師会をはじめとした多職種関係団体を通じて受講者を募り、区ごとに多職種でグループワーク等を行い、顔の見える関係づくりを進めている。毎年150名程度(各区2テーブルずつ、9団体から1~2名程度の参加者を想定)を目標として、研修を実施することで、多職種連携の着実な推進をめざす。
	算出方法 毎年度、開催する当該研修の受講者数を累計							
4	介護予防の取組として、地域の活動に参加する人の割合 (高齢者実態調査)	地域の中で生きがいや役割を持って活動に参加することが、結果として介護予防につながり、地域の活動に参加する人が増えることで、自助・互助による介護予防等が促進されることから、これを指標とすることで取組の成果を測ることができる。	10.6% (H25)	11.5% (H28)	10.6%以上 (H28)	15.0%以上 (H31)	20.0%以上 (H37)	H28から新事業「介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)」を実施するため、第1期の目標値は計画策定時の水準を維持し、その後は総合事業を推進する中でセルフケア意識の醸成を図り、地域の活動に参加する市民を着実に増やすことをめざす。
	算出方法 高齢者を対象とした調査(無作為抽出23,000人)の設問項目「介護予防の取組で実践していること」について、「地域の活動に参加」を選択した人の割合							
5	民生委員児童委員の充足率 (健康福祉局調べ)	地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進める中で、民生委員児童委員は、地域福祉の重要な担い手であり、その充足率の向上は、地域での支え合いのしくみづくりに大きく貢献することから、これを指標とすることで取組の成果を測ることができる。	90.5% (H27.4)	87.8% (H28.12)	96.2%以上 (H30.4)	97.2%以上 (H34.4)	98.2%以上 (H38.4)	全国平均や政令指定都市平均を大きく下回っている現状があるため、段階的に政令指定都市平均(97.2%(H26))を超える水準まで改善していくことを目標とする。
	算出方法 民生委員児童委員現員数(1,514名)÷民生委員児童委員定員数(1,724名)×100(%)							
6	認知症サポーター養成者数(累計) (健康福祉局調べ)	認知症サポーター養成講座には、子どもから高齢者まで幅広い年代の地域住民や、企業・商店の従業員などさまざまな主体が参加するため、認知症サポーター養成者数を指標とすることにより、多様な主体による地域での支え合いのしくみづくりの取組の成果を測ることができる。	24,034人 (H26)	41,980人 (H28)	35,900人以上 (H29)	78,480人以上 (H33)	110,480人以上 (H37)	過去の実績等を踏まえて作成した「第7期いきいき長寿プラン」における計画値に基づき、年間8,000人以上のサポーターを養成していくことを目標とする。 ※「いきいき長寿プラン」の改定に伴い、目標値を変更 ・第2期:53,900→78,480人 ・第3期:71,900→110,480人
	算出方法 市が実施する「認知症サポーター養成講座」の受講者数の累計							
施策1-4-2 高齢者福祉サービスの充実								
直接目標		介護が必要になっても高齢者が生活しやすい環境をつくる						
1	介護サービスを受けながら住み慣れた地域で暮らす高齢者の数(主な「地域密着型サービス」の延べ利用者数) (健康福祉局調べ)	「地域密着型サービス」の普及状況を見ることにより、介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活しやすい環境がどの程度整っているかについて取組の成果を測ることができる。	10,380人/年 (H27)	12,651人/年 (H28)	19,668人/年以上 (H29)	26,340人/年以上 (H32)	36,554人/年以上 (H37)	本市の介護保険事業計画(法定計画)において、要介護・要支援認定者数の推計値と、現在の地域密着型サービスの利用者数をもとに、サービス利用者数の目標数を算出しており、これを実施計画における目標値として設定する。 ※第2期以降の目標値については、第7期介護保険事業計画の策定にあわせて、今後修正する。
	算出方法 本市における「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「(介護予防)小規模多機能型居宅介護」、及び「看護小規模多機能型居宅介護」の年間延べ利用者数							
2	現在利用している在宅サービスの評価(「不満」のない方の割合) (高齢者実態調査)	介護保険制度を中心とした介護保険サービスやその他の在宅生活を支援するサービスの提供にあたり、その評価を見ることで、在宅サービス提供の取組の成果を測ることができる。	94.3% (H25)	92.9% (H28)	94.3%以上 (H28)	94.3%以上 (H31)	94.3%以上 (H37)	高齢化の進展やニーズの多様化など社会状況の変化を踏まえ、これまでの高い水準を維持していくことをめざす。
	算出方法 要介護・要支援認定者(無作為抽出9,000人)を対象とするアンケートにおいて、現在利用している在宅サービスへの評価について、「不満」「やや不満」を除いた回答の割合							

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
3	かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果 (プロジェクト参加者の要介護度の改善率・維持率) (健康福祉局調べ)	プロジェクト対象者の一定期間の要介護度状態区分変化の推移を見ることができ、取組の成果を測ることができる。	改善 16.7%	改善 15.9%	改善 17% 以上	改善 17% 以上	改善 17% 以上	要介護度の状態区分変化については、H27 に実施したモデル事業対象者の状態の推移(実績:改善16.7%、維持63.9%)を踏まえ、それを上回る「改善17%、維持65%」を目標に設定する。
	算出方法		維持 63.9% (H27)	維持 49.1% (H28)	維持 65% 以上 (H29)	維持 65% 以上 (H33)	維持 65% 以上 (H37)	
4	かわさき健幸福寿プロジェクトの参加事業所数* (健康福祉局調べ)	プロジェクトに参加する事業所数を測ることで、自立支援に向けて積極的に取り組む介護サービス事業所の拡大状況が把握できる。	第2期 実施計画から 新たに 設定	246 事業所 (H28)	—	300 事業所 以上 (H33)	400 事業所 以上 (H37)	自立支援に重点を置いたケアに関する講習会や事例発表会などの機会を通じて当プロジェクトの普及啓発を進めることにより、着実に参加事業所数を増加させる目標とする。
	算出方法							
5	介護人材の不足感 (介護人材の確保・定着に関する実態調査)	市内の介護保険サービス事業所において、介護職をはじめ従業員の不足状況を見ることで、介護人材の確保に向けた取組の成果を測ることができる。	75.7% (H25)	77.2% (H28)	74% 以下 (H28)	72% 以下 (H31)	70% 以下 (H37)	介護人材の確保・定着は、事業者自らが主体的に取り組むことが重要であるが、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に向けて、不足が生じないよう、行政として支援する必要がある。全国を対象とした調査においても、半数以上の事業者が不足感を覚えている状況の中、本市としても安定的な福祉サービスを提供するために事業者の支援を行うことで、介護人材の不足が着実に解消されていくことを目標とする。
	算出方法							
施策1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり								
直接目標		高齢者が生きがいをもって暮らせる環境をつくる						
1	収入を伴う仕事をしている 高齢者の割合 (高齢者実態調査)	高齢者の就労が、生きがいにつながることから、高齢者の就労状況を把握することにより、高齢者の生きがいづくりに係る取組の成果を測ることができる。	26.7% (H25)	29.6% (H28)	27.8% 以上 (H28)	32.5% 以上 (H31)	38.3% 以上 (H37)	働く意欲のある高齢者は増加しているが、高齢化がますます進行する中、就労率は停滞傾向である。そのため、積極的な普及・啓発や環境整備等に努めることなどにより、計画策定時の値から着実に向上させる目標とする。 ※H28の実績値が第2期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期:28.9→32.5% ・第3期:30.0→38.3%
	算出方法							
2	シルバー人材センターを通じて、仕事に就いた 高齢者の数 (健康福祉局調べ)	高齢者の就労が、生きがいにつながることから、シルバー人材センターに登録し、仕事に就く高齢者の就労状況を把握することにより、高齢者の生きがいづくりに係る取組の成果を測ることができる。	2,453人 (H25)	2,480人 (H28)	2,500人 以上 (H29)	2,550人 以上 (H33)	2,600人 以上 (H37)	高齢者を取り巻く雇用状況が不安定である中、登録者数(会員数)と受注件数の増加への取組を推進することにより、仕事に就くことができる高齢者数を着実に増加させる目標とする。
	算出方法							

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
3	ほぼ毎日外出している高齢者の割合 (高齢者実態調査)	高齢者がほぼ毎日外出することにより、高齢者の健康づくりや、主体的な社会参加を促進する取組の成果を測ることができる。	48.1%	50.8%	50.0%	52.5%	55.0%	元気で活力のある高齢者が増え、外出する頻度も増加傾向である中、今後も社会参加の促進や、外出支援等を推進することで、高齢者の外出頻度を着実に増加させることを目標とする。
	算出方法 高齢者を対象とする調査(無作為抽出23,000人)において、「ほぼ毎日外出している」と回答した高齢者の割合		(H25)	(H28)	(H28)	(H31)	(H37)	
4	高齢者向け施設(いきいきセンター)の利用実績 (指定管理事業報告書)	教養の向上やレクリエーション活動のほか、元気な高齢者のふれあいの場としての機能を担う「いきいきセンター」の利用実績の状況により、高齢者の主体的な社会参加に向けた取組の成果を測ることができる。	289,028	28.2万	29万	29.1万	29.2万	高齢者の多様な価値観が広がる中、高齢者向け施設の利用者数が減少する傾向があるが、比較的若い高齢者を取り込む施策や、多世代交流を進めることなどにより、社会参加を着実に増加させることを目標とする。
	算出方法 いきいきセンターの延べ利用者数(年間)		人	人	人	人	人	
5	生活に「はり」や「楽しみ」を感じている高齢者の割合 (高齢者実態調査)	生活に「はり」や「楽しみ」を感じている割合が増えることにより、高齢者が生きがいを持って生活している環境づくりの取組の成果を測ることができる。	35.1%	43.7%	36%	50%	55%	高齢化がますます進行し、高齢者を取り巻く環境が変化するとともに、ニーズも多様化している状況の中、高齢者への施策の充実を図ることで、生きがいを持つ方を着実に増加させることを目標とする。 ※H28の実績値が第3期の目標値を上回ったため、伸び率及び第7期いきいき長寿プラン策定経過における意見を踏まえ目標値を変更 ・第2期:37→50% ・第3期:38→55%
	算出方法 高齢者を対象とする調査(無作為抽出23,000人)において、生活に「はり」や「楽しみ」を「とても感じる」あるいは「まあ感じる」と回答した高齢者の割合		(H25)	(H28)	(H28)	(H31)	(H37)	
施策1-4-4 障害福祉サービスの充実								
直接目標		障害者が生活しやすい環境をつくる						
1	日中活動系サービスの利用者数 (健康福祉局調べ)	「日中活動系サービス」の利用実績を指標とすることにより、障害者の地域生活を支える環境の充実に向けた取組の成果を測ることができる。	4,324	4,740	4,865	6,228	6,554	過去の実績及び見込値等を踏まえて策定した、「第4次ノーマライゼーションプラン」における計画値に基づき、目標値を設定する。 ※H30 から対象の事業所に就労定着支援を追加されること、及び国が示す指針や過去の実績を踏まえ必要なサービス量を算出し、目標値を変更 ・第2期:5,094→6,228人/月 ・第3期:5,333→6,554人/月
	算出方法 日中活動系サービスの利用実績(各年度の3月実績)		人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	
2	グループホームの利用者数 (健康福祉局調べ)	グループホームの利用者数を指標とすることで、障害者が地域で自立した生活を送るための環境の充実に向けた取組の成果を測ることができる。	998	1,114	1,331	1,459	1,819	過去の実績及び見込値等を踏まえて策定した、「第4次ノーマライゼーションプラン」における計画値に基づき、目標値を設定する。 ※国が示す指針及び過去の実績等に基づき、必要なサービス量を再精査し、目標値を変更 ・第2期:1,669→1,459人/月 ・第3期:2,093→1,819人/月
	算出方法 市内グループホームのサービス利用実績(各年度の3月実績)		人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	
3	長期(1年以上)在院者数(精神障害) (健康福祉局調べ)	精神障害者の長期在院者の状況を把握することにより、障害のある方の、地域移行の促進に向けた取組の成果を測ることができる。	651人	707人	561人以下	462人以下	364人以下	過去の実績及び見込値等を踏まえて策定した、「第4次ノーマライゼーションプラン」における計画値に基づき、目標値を設定する。 ※第2期以降の目標値については、国が示す長期在院者数及び地域移行に伴う地域基盤必要量に係る調査結果を踏まえ、地域の実情等に基づき、今後修正する。
	算出方法 1年以上在院した精神障害者の年合計		(H25)	(H28)	(H29)	(H33) ※	(H37) ※	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
施策1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進									
直接目標		障害者が社会で活躍しやすい環境をつくる							
1	算出方法	障害福祉施設からの一般就労移行者数 (健康福祉局調べ)	福祉施設から一般就労への移行者数を見ることにより、企業等への一般就労を希望する障害者の自立に向けた取組の成果を測ることができる。	180人 (H26)	217人 (H28)	228人以上 (H29)	272人以上 (H33)	315人以上 (H37)	障害者雇用率の引上げが見込まれていることにより、当面の間、企業の障害者雇用、企業での一般就労を希望する障害者数は増加していく状況の中、国の指針等を参考に、第1期の目標値を設定する。中長期的には、障害者雇用をめぐる施策状況は不透明ではあるが、引き続き同等の伸び率を確保することを目標とする。 ※国の指針やハローワークや就労支援機関との連携体制など本市の実情を踏まえ対象者を市民から市内事業所利用者に変更したこと、及び過去の実績に基づき、目標値を変更 ・第2期:250→272人 ・第3期:300→315人
		就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型事業等から一般就労への移行者数(年合計)							
2	算出方法	障害者が社会参加しやすいまちだと思ふ市民の割合 (市民アンケート)	誰もが安心して暮らせる地域をつくるために、障害の有無に関わらず多様性のあるまちをつくる必要があるため、障害者の社会参加状況に対する市民の実感を把握することで、取組の成果を測ることができる。	30% (H27)	30.4% (H28)	31%以上 (H29)	33%以上 (H33)	35%以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市の状況を踏まえるとともに、施策の効果により障害者の社会参加を着実に増加させることを目標とする。
		市民アンケート(無作為抽出3,000人)において、本市が、障害のある方が社会参加しやすいまちだと思ふまたは「ある程度そう思う」と回答した人の割合							
施策1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備									
直接目標		それぞれのニーズやライフスタイルに合った住宅が選択できる環境を整える							
1	算出方法	住宅に関する市民の満足度 (まちづくり局調べ)	住宅政策は、住宅の供給から維持や改修まで、住宅に関する施策を幅広く総合的に展開する必要があるため、市民の住宅に関する満足度の変化を見ることで、多岐に渡る住宅政策の取組の成果を測ることができる。	73% (H25)	—	⇒	77%以上 (H30)	80%以上 (H35)	計画策定時において、本市は全国、神奈川県、横浜市と同等の値となっている。また、これまで順調に値が上昇していることから、上昇値の近似を取り、目標値を設定する。
		市民へのアンケート調査における住宅に対する総合的な評価で(満足+まあ満足)とした人の割合 ※国土交通省(住生活総合調査)から独自集計							
2	算出方法	リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 (まちづくり局調べ)	市民が希望する住宅を手に入れるためには、ニーズやライフスタイルに応じて安心かつ魅力あるリフォームができる市場環境を整備する必要があり、その向上のための取組の成果を測ることができる。	2.2% (H25)	—	⇒	3.2%以上 (H30)	4.5%以上 (H35)	これまでの本市における値の上昇傾向を踏まえるとともに、現状値が国や他都市と比較して低い水準にあることから、2期実施計画の目標値を他都市の水準への到達とし、3期実施計画の目標値を国や他都市における現状値と目標値とを比較した上昇率を踏まえて設定する。
		リフォーム実施戸数(年間16,245件)／住宅の総戸数(753,700件)×100(%) ※総務省(住宅・土地統計調査)から独自集計							
3	算出方法	生活支援施設等の併設や地域と連携した取組等を行っている市営住宅の団地(100戸以上)の割合 (まちづくり局調べ)	住生活の安心を支えるサービスが地域において提供され、必要に応じてサービスを受けられる環境の整備が必要であり、その取組の一環として市営住宅資産を活用した取組を指標とすることで、取組の成果を測ることができる。なお、生活支援施設の併設等の施設の導入には一定規模が必要となることから、100戸以上の市営住宅を対象とした。また、国が定めた「住生活基本計画(全国計画)」の成果指標においても、同様に100戸以上を対象としていることから、本市と国とを比較することも考慮している。	17% (H26)	21% (H28)	24%以上 (H29)	26%以上 (H33)	28%以上 (H37)	地域包括ケアシステムに関連した取組として、市営住宅の空き家や空き駐車場を積極的に活用していくとともに、一定規模以上の建替の際には可能な限り余剰地を創出し、生活支援施設等を誘致することをめざした目標値とする。
		生活支援施設等を併設(4団地)+地域と連携した取組等を実施(8団地)した100戸以上の市営住宅団地／100戸以上の市営住宅団地(57団地)の総数							

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
施策1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり								
直接目標		健康で生き生きとした生活を送る市民を増やす						
1	主観的健康観(「非常に健康」「ほぼ健康」と回答した市民の割合) (健康意識実態調査)	健康であると自ら意識できることは生活の質を高める上でも重要な要素であることから、主観的健康観を健康づくりの取組の成果を測る指標とする。	男性 73.7%	男性 71.7%	男性 75.5% 以上	男性 77.0% 以上	男性 77.0% 以上	国、他自治体の調査結果等を参考としつつ、およそ8割の市民が「自分は健康」と感じられる状況を、めざす社会像と想定し、またこれまでの国や他都市アンケートや、国の健康寿命等でも必ず表出する男女差を考慮した上で、女性 80%、男性 77%を目標値とする。
	算出方法 無作為抽出による市民アンケート(3,500人)で、「非常に健康である」「ほぼ健康である」と回答した人の割合	女性 76.8%	女性 79.0%	女性 78.5% 以上	女性 80.0% 以上	女性 80.0% 以上		
2	特定健康診査実施率 特定保健指導実施率 (国民健康保険) (特定健康診査・特定保健指導実施状況報告)	国民健康保険の被保険者の生活習慣病を予防するためには、特定健康診査及び特定保健指導を適切に受けることが重要であることから、その取組の成果を測る指標とする。	24.5%	26.2%	33% 以上	32.5% 以上	35.5% 以上	過去の実績や実施率向上に向けた取組の状況を踏まえ、「特定健康診査等実施計画」にあわせて、年次別目標値を設定する。 ※「特定健康診査等実施計画」の改定に伴い、目標値を変更 【特定健康診査実施率】 ・第2期: 33→32.5% ・第3期: 33→35.5% 【特定保健指導実施率】 ・第2期: 22→10.5% ・第3期: 22→13.5%
	算出方法 特定健康診査受診者数(50,018人)÷特定健康診査対象者数(190,800人)×100(%) 特定保健指導終了者数(269人)÷特定保健指導対象者数(6,251人)×100(%)		6.0%	4.3%	22% 以上	10.5% 以上	13.5% 以上	
3	がん検診受診率 (国民生活基礎調査(厚生労働省))	がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期発見・早期治療することが重要であるため、がん検診受診率を指標として設定する。	肺がん 44.5%	肺がん 45.5%	肺がん 50% 以上	肺がん 50% 以上	肺がん 50% 以上	「がん対策基本法」に基づく「がん対策推進基本計画」の目標値(すべての種別で50%以上)をめざし、段階的に受診率の向上を図る目標値を設定する。
			大腸がん 40.5%	大腸がん 43.3%	大腸がん 45% 以上	大腸がん 50% 以上	大腸がん 50% 以上	
			胃がん 42.2%	胃がん 43.8%	胃がん 45% 以上	胃がん 50% 以上	胃がん 50% 以上	
			子宮がん 46.1%	子宮がん 46.1%	子宮がん 50% 以上	子宮がん 50% 以上	子宮がん 50% 以上	
			乳がん 46.1%	乳がん 47.4%	乳がん 50% 以上	乳がん 50% 以上	乳がん 50% 以上	
			算出方法 厚生労働省が実施する無作為抽出による全国調査(概ね710,000人)をもとに本市における受診率を算出 過去1年以内(子宮がん・乳がんは過去2年以内)に当該がん検診を受診した人の割合	(H25)	(H28)	(H28)	(H31)	
4	40歳代の糖尿病治療者割合(国民健康保険) (健康福祉局調べ)	生活習慣病治療者の割合は40歳以降急増する。この年代の糖尿病治療者割合の抑制により、これ以降の割合の抑制も期待できることから、これを指標とすることにより、市民が主体的に健康づくり・生活習慣病予防に取り組み、重症化の予防を促進する取組の成果を測ることができる。	3.1%	3.15%	3.0% 以下	3.0% 以下	3.0% 以下	過去の推移を勘案し、神奈川県平均(3.35%(H26))より低い現状値の維持を基本とし、計画策定時の値を下回することをめざした目標値とする。
	算出方法 国保データベースシステムにより算出した40歳代の糖尿病治療者数(1,371人)÷40歳代の国民健康保険被保険者数(43,507人)×100(%)		(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H36)	

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
食に関する地域での活動に参加する人の割合 (①食育に関する地域活動への参加割合・食育の現状と意識に関する調査) (②食生活改善推進員数:健康福祉局調べ)	地域における食育を推進するためには、食生活改善を中心としたボランティアの養成や、ボランティアを中心とした食育のネットワークを地域で築くことが大切であるため、「食に関する地域での活動に参加する人の割合」を指標とすることにしている。「積極的にしている」、「できるだけするようにしている」又は「あまりしていない」と回答した人の割合	①食育に関する地域活動参加 38.3% (H24)	①食育に関する地域活動参加 33.6% (H28)	①食育に関する地域活動参加 ⇒ 40%以上 (H32)	①食育に関する地域活動参加 41%以上 (H37)	①食育に関する地域活動参加 41%以上 (H37)	①食育に関する地域活動参加者は食生活改善推進員の活動を基軸に地域へ活動を広げていくことを想定し、第3期に向けて段階的な増加をめざす。 ②食生活改善推進員はH29までに県と同じ伸び率(約1.07%)を達成し、その後は各期200人ずつ養成することをめざす。
算出方法 ①「平成27年度川崎市の食育の現状と意識に関する調査」(無作為抽出3,500人)の「日頃から、健全な食生活を行うために「食育」に関する何らかの活動や行動をしている人」について、「積極的にしている」、「できるだけするようにしている」又は「あまりしていない」と回答した人の割合 ②「食生活改善推進員養成教室」(各区役所保健福祉センター)修了者数の累計		②食生活改善推進員 3,862人 (H26)	②食生活改善推進員 4,005人 (H28)	②食生活改善推進員数 4,100人以上 (H29)	②食生活改善推進員数 4,300人以上 (H33)	②食生活改善推進員数 4,500人以上 (H37)	

政策1-5 確かな暮らしを支える

施策1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営

直接目標 信頼される医療保険及び医療費等の支援制度を安定的に運営する

1 算出方法	国民健康保険料収入率等 (健康福祉局調べ)	収入率の向上と滞納額の圧縮は、国民健康保険事業の運営及び保険料負担の公平性の確保にとって重要な指標であり、その変化を見ることで、取組の成果を測ることができる。	[現年度分] 92.96%	[現年度分] 94.12%	[現年度分] 93.8%以上	[現年度分] 95.0%以上	[現年度分] 95.0%以上	計画策定時において政令指定都市トップ水準であるため、それを維持し、また、収入未済額はピークのH20(145.7億円)からの100億円減をめざすことを目標とする。 ※H28の実績値を踏まえ、目標値を変更 【現年度分収納率】 ・第2期:94→95% ・第3期:94→95% 【収入未済額】 ・第2期:40→30億円 ・第3期:40→30億円
	現年度分収入率 = 収入金額 / 調定金額 (314.14億円 / 333.76億円) × 100 (%) 収入未済額: 前年度までに納期限が到来した調定のうち、収入とならなかった金額の累計		[収入未済額] 67億 5,319万円 (H26)	[収入未済額] 43.5億円 (H28)	[収入未済額] 50億円 以下 (H29)	[収入未済額] 30億円 以下 (H33)	[収入未済額] 30億円 以下 (H37)	
2 算出方法	後期高齢者医療保険料収入率等 (健康福祉局調べ)	収入率の向上及び収入未済額の圧縮は、後期高齢者医療制度の運営及び保険料負担の公平性の確保にとって重要な指標であり、その変化を見ることで、取組の成果を測ることができる。	[現年度分] 99.31%	[現年度分] 99.39%	[現年度分] 99.45%以上	[現年度分] 99.48%以上	[現年度分] 99.48%以上	計画策定時において現年度分収入率は政令指定都市平均(99.17%(H26))を上回っており、目標値は政令指定都市最上位の水準となる値を設定している。第1期までに目標を達成し、第2期以降はその水準を維持することをめざす。 また、調定額に対する収入未済額の比率は1%以下であり、その水準を維持することを目標とする。 ※現年度分収納率については、取組を強化するため、目標値を変更 ・第2期:94.45→99.48% ・第3期:94.45→99.48%
	現年度分収入率 = 収入金額 / 調定金額 (119.26億円 / 119.99億円) × 100 (%) 収入未済額: 前年度までに納期限が到来した調定のうち、収入とならなかった金額の累計		[収入未済額] 9,737万円 (H26)	[収入未済額] 12,997万円 (H28)	[収入未済額] 8,900万円 以下 (H29)	[収入未済額] 8,900万円 以下 (H33)	[収入未済額] 8,900万円 以下 (H37)	

施策1-5-2 自立生活に向けた取組の推進

直接目標 最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送る人を増やす

1 算出方法	生活保護から経済的に自立(収入増による保護廃止)した世帯の数 (健康福祉局調べ)	生活保護法は最低生活の保障及び自立助長をその目的としており、自立可能な世帯に対して支援を行うことが常に求められている。そこで、稼働能力や他法・他施策の活用により経済的自立を果たした世帯数を取組の成果を測る指標とする。	608世帯 (H26)	666世帯 (H28)	650世帯以上 (H29)	650世帯以上 (H33)	650世帯以上 (H37)	将来的な経済的に自立した世帯数の動態は流動的であるため、直近で最大値であるH24の数値を維持することを目標として設定する。
	本市で生活保護廃止となった者のうち、その理由が収入増であった世帯の実績値(年合計)							

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
2	算出方法	学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率 (健康福祉局調べ)	生活保護受給世帯で育った子どもが、大人になって再び生活保護を受給することとなるなど、貧困が世代を超えて、親から子へと受け継がれる「貧困の連鎖」が社会的な問題となっているが、子どもたちの未来の選択肢を広げ、将来の自立の促進を図るため、生活保護受給世帯の中学生を対象に、高校等への進学に向けた学習支援を行っていることから、高校等への進学実績を取組の成果を測る指標とする。	99% (H26)	100% (H28)	100% (H29)	100% (H33)	100% (H37)	学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生について、すべての生徒の高校等進学を目標に取組を実施する。
		本市が実施している、学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生の高校等進学率の実績値 高校等への進学者数(90人)÷事業利用者数(90人)							
政策1-6 市民の健康を守る									
施策1-6-1 医療供給体制の充実・強化									
直接目標		いつでも安心して適切な医療が受けられる環境を整える							
1	算出方法	かかりつけ医がいる人の割合 (休日急患診療所患者統計)	市民が医療機関の役割について理解を進め、適切に活用することによって、医療機関はその機能を十分に発揮することができる。かかりつけ医を持つ人の割合が増えることで、救急医療を含む医療の適正な利用が促進されることから、これを指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	57.5% (H26)	59.5% (H28)	58% 以上 (H29)	60% 以上 (H33)	61% 以上 (H37)	医療の適正利用の一層の促進を図るため、計画策定時における過去5年間58%前後で推移している割合を、普及啓発等により段階的に引き上げ、市民の6割がかかりつけ医を持つことを目標とする。 ※H28の実績値が第2期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期:59→60% ・第3期:60→61%
		休日急患診療所を受診する患者が記載する受診申込書において、設問『かかりつけ医はいますか?』に対し『有』と回答した人の割合							
2	算出方法	身近な地域の医療機関を受診する市民の割合(平日日中の発熱等への対応) (市民アンケート)	市民が医療機関の役割について理解を進め、適切に活用することによって、医療機関はその機能を十分に発揮することができる。発熱などによる体調の変化があった場合に、身近な地域の医療機関を適切に受診する人の割合が増えることで、救急医療を含む医療の適正な利用が促進されることから、指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	86.9% (H27)	90.7% (H28)	87% 以上 (H29)	91% 以上 (H33)	92% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市の状況を踏まえつつ、施策の効果により受診割合を着実に増加させることを目標とする。 ※ H28 の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期:88→91% ・第3期:90→92%
		市民アンケート(無作為抽出3,000人)における、設問「発熱や痛みなど体調の変化があった際に、平日の日中に医療機関を受診するときの対応」について、『地域の診療所・クリニックを受診する』と回答した人の割合							
3	算出方法	川崎DMAT(災害医療派遣チーム)の隊員養成研修修了累計者数 (3指定病院の合計) (健康福祉局調べ)	全国各地で多種多様な災害が頻発する中、ひとりでも多くの市民の命を守るため、川崎DMAT事業においては、指定病院に従事する救命救急医療関係者が災害現場で活動するための知識・技能を備えておくなど、平時から出場要請に的確に対応できる体制を整えておかなければならない。そのためには、川崎DMAT隊員養成研修による新規養成及び技能維持の取組を一層促進していく必要があることから、累計修了者数を指標として設定する。	130人 (H26)	175人 (H28)	170人 以上 (H29)	250人 以上 (H33)	350人 以上 (H37)	現在、各指定病院の川崎DMAT登録者数は目標(30人)を概ね満たしているが、異動・退職者の動向や、隊員の技能維持を考慮すると、毎年20名程度の規模で継続して研修を実施していくことが必要であり、これを基に算出した数値を目標値とする。
		川崎DMAT指定病院(市立川崎病院・日本医科大学武蔵小杉病院・聖マリアンナ医科大学病院)における、発隊以降の隊員養成数を累計							
4	算出方法	救急搬送者の119番通報から医療機関までの平均搬送時間 (消防局調べ)	高齢化の進展等に伴う救急件数の急速な増加が予測される中においても、病院到着時間の短縮をめざした取組を着実に進めるとともに、心肺機能停止から救急隊員による救命処置の開始時期については、10分以内に救命処置が開始されることが1か月社会復帰率の向上に寄与するという統計データがあることから、いち早く救急車が救急現場に到着し、傷病者を病院へ搬送できるよう指標を設定する。	42.6分 【8.4分】 (H26)	40.8分 【8.4分】 (H28)	42.6分 【8.4分】 (H29)	42.6分 【8.4分】 (H33)	40.0分 【8.0分】 (H37)	今後も高齢化が進行し、救急件数の急速な増加が予測される中でも病院到着時間の短縮をめざした取組を着実に進め、第2期では、計画策定時の実績値の水準以下、第3期では本市と隣接している横浜市の平均の近似値である40分を目標とする。
		年間の全救急事案のうち、覚知から病院到着までの平均時間 ※覚知:119番通報が指令センターに入電した時間							

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
5	算出方法	救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合 (消防局調べ)	心肺機能停止から一刻も早い救命処置が開始されることが、1か月社会復帰率の向上に寄与するという統計データがあることから、心肺蘇生を実施できる市民救命士を養成することが重要である。そこで、実際の救急現場における心肺停止状態の傷病者に対し、バイスタンダーとして心肺蘇生を実施した市民の割合を指標として設定する。	31.4% (H26)	36.2% (H28)	32.1% 以上 (H29)	37.2% 以上 (H33)	38.0% 以上 (H37)	救急現場において、バイスタンダーがいるか否か、心肺蘇生を実施できる環境であるかなど、環境的(人的)要因が大きいことから、目標値は計画策定時における過去5年間の心肺停止傷病者数の増加率(15人/年)及びバイスタンダーによる心肺蘇生実施数の増加率(8人/年)から、今後の増加数を予測し、心肺蘇生実施率を設定する。 ※H28の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期:33.0→37.2% ・第3期:33.9→38.0%
		バイスタンダーによる心肺蘇生の実施(423人)÷救急現場における心肺停止状態の傷病者(1,168人)×100(%) ※バイスタンダー:救急現場に居合わせた人(発見者、同伴者等)のこと							
施策1-6-2 信頼される市立病院の運営									
直接目標		誰もが安心して暮らせる公的医療を提供する							
1	算出方法	入院患者満足度 外来患者満足度 (病院局調べ)	職員の対応や療養の内容など、市立病院が提供している医療サービスに対する患者の満足度は、医療の質を測る上で直接的な評価指標の一つであり、患者満足度を見ることで市立病院が取り組んでいる医療の質及び患者サービスの向上に向けた取組の成果を測ることができる。	入院 87.5%	入院 87.6%	入院 88.4% 以上	入院 90.0% 以上	入院 90.0% 以上	一般社団法人日本病院会が実施しているQIプロジェクト(全国292病院参加)におけるH26患者満足度調査の平均値(入院患者満足度89.3%、外来患者満足度81.7%)を超えることを目標として設定しており、市立3病院ともに達成できるよう患者満足度の向上に向けた取組を推進する。
		市立病院で実施している入院患者及び外来患者の満足度調査(有効回答数概ね300)において、満足～不満足(満足十やや満足)と回答した人の割合(市立3病院の平均値)		外来 77.6% (H27)	外来 76.8% (H28)	外来 79.3% 以上 (H29)	外来 82.0% 以上 (H33)	外来 82.0% 以上 (H37)	
2	算出方法	病床利用率(一般病棟) (病院局調べ)	入院延患者数を確保し、病床を安定的に稼働させることは、より多くの入院患者に適切に医療を提供することになるとともに、安定的な病院経営にも資することから、市立病院の経営面での取組の成果を測ることができる。	72.9% (H26)	76.5% (H28)	83.0% 以上 (H29)	83.0% 以上 (H33)	83.0% 以上 (H37)	市立病院においては、救急医療機能の強化やがん診療機能強化・充実、さらには地域医療連携の推進を図ることで、入院患者の確保に努め、安定的な病床運営をめざす必要があることから、全国の類似自治体病院の状況等を参考としつつ、病床利用率の向上をめざす。
		病院のベッドの利用状況の割合 入院延患者数÷年間の許可病床数(入院延患者数の受入最大値)×100(%) ・川崎病院 175,083人÷(663床×365日)×100(%) ・井田病院 97,507人÷(343床×365日)×100(%) ・多摩病院 108,649人÷(376床×365日)×100(%) (市立3病院の平均値)							
3	算出方法	救急患者受入数 (病院局調べ)	川崎病院は救命救急センター及び小児急病センター、井田病院及び多摩病院はそれぞれ救急告示病院の役割を担っている。各病院の役割に応じた救急患者を適切に受け入れることで、市立病院が市内救急医療体制の一翼を担っていることを示す指標とする。	49,873人 (H26)	48,835人 (H28)	50,800人以上 (H29)	52,000人以上 (H33)	52,500人以上 (H37)	救急車の出動回数は年々増加しており、今後高齢化の進展に伴い、救急医療の更なる需要の増大が見込まれている。市立病院においては、救急専門医を安定的な確保を図るなど、引き続き体制の整備に努め、今後も病院の役割に応じた救急患者を適切に受け入れていく必要があることから、過去の実績を参考としつつ、救急患者受入数の増加をめざす。
		夜間や休日等の診療時間外に診察等を受けた患者数及び診療時間内に救急車で搬送された患者数の合計(市立3病院の合計値)							

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
施策1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保									
直接目標		感染症・食品等による健康被害を防止するとともに、良好な生活環境を整える							
1	算出方法	麻しん・風しん予防接種の接種率 (健康福祉局調べ)	感染症対策において、予防接種は極めて大きな役割を果たすものであり、そのためには、予防接種により国民全体の免疫水準を維持することが必要であり、社会全体として一定の接種率を確保することが重要である。 特に、麻しん及び風しんについては、排除(海外から持ち込まれたウイルス以外での患者の発生がない状態)達成及び排除状態の維持のため、予防接種を推進する必要があることから、接種率を指標とすることで取組の成果を測ることができる。	第1期 98.6%	第1期 98.5%	第1期 98.6% 以上	第1期 98.6% 以上	第1期 98.6% 以上	「麻しんに関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」において、第1期・第2期それぞれの接種率が95%以上とすることを目標と定められていることから、これを基本としつつ、既に高水準に達している第1期については、現状を維持することを目標とする。
		【第1期:1歳の間】 被接種者数(14,331人) ／対象者数(14,549人) ×100(%) 【第2期:小学校入学前の1年間】 被接種者数(12,251人) ／対象者数(13,140人) ×100(%)		第2期 91.6% (H26)	第2期 93.2% (H28)	第2期 95% 以上 (H29)	第2期 95% 以上 (H33)	第2期 95% 以上 (H37)	
2	算出方法	感染症予防(手洗い・咳エチケット)の実施率 (市民アンケート)	感染症の予防及びまん延の防止のためには、市民一人ひとりが手洗い及び咳エチケット等を実施することが大変重要であることから、これを指標とすることにより、感染症予防の普及啓発等の取組の成果を測ることができる。	95% (H27)	94% (H28)	95% 以上 (H29)	95% 以上 (H33)	95% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートの結果を踏まえ、政令指定都市平均(77.6%)を大幅に上回っていることから現状値を維持することを目標とする。
		市民アンケート(無作為抽出3,000人)における設問「インフルエンザの予防等に関して、手洗いや咳エチケットなどを、あなたはどの程度実践していますか。」に対し、「実践している」または「ある程度実践している」と回答した人の割合							
3	算出方法	食中毒の発生病件数 (健康福祉局調べ)	飲食に伴う健康被害については、市民等の関心が高く、また、食中毒の予防のためには、監視指導や普及啓発等による、総合的な取組が求められることから、これを指標とすることにより、取組の成果を客観的に測ることができる。	8件 (H26)	13件 (H28)	8件 以下 (H29)	8件 以下 (H33)	8件 以下 (H37)	政令指定都市平均(17件)を大幅に下回っていることから、計画策定時の実績値の水準を維持することを目標とする。
		H28に食中毒として処理した事件の件数							
4	算出方法	「食中毒予防の3原則」の実施率 (市民アンケート)	市民の自発的な食中毒予防が健康被害を防止するために重要であることから、その実施状況を指標とすることで、普及啓発等の取組の成果を測ることができる。	86.8% (H27)	84.1% (H28)	87% 以上 (H29)	88% 以上 (H33)	90% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市の状況を踏まえつつ、取組の成果により着実に増加させることを目標とする。
		市民アンケート(無作為抽出3,000人)において、「食中毒予防の3原則」を「実践している」及び「ある程度実践している」と回答した人の割合							
5	算出方法	市が実施する衛生的な住環境に関する講習会の実施回数 (健康福祉局調べ)	シックハウス対策などの、市が市民や施設等を対象に実施する衛生的な住環境に関する講習会等の開催数は、講師派遣依頼数にも比例し、住民の生活環境に対するニーズの表れであると考えられるため、その実施数の変化を見ることで、健康被害防止及び良好な生活環境の向上に向けた普及啓発等の取組の成果を測ることができる。	95回 (H26)	93回 (H28)	116回 以上 (H29)	144回 以上 (H33)	172回 以上 (H37)	実施形態や周知方法を工夫するとともに、開催した対象団体等からの講師派遣再依頼により、開催数を着実に増やすことをめざし、目標値を設定する。
		環境衛生(住環境)等に関する講習会の年間実施回数の合計							

基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる								
施策2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進								
直接目標		地域で子育てを支えるしくみをつくる						
1	算出方法	ふれあい子育てサポートセンターの利用者数 (こども未来局調べ)	15,665 人 (H26)	15,596 人 (H28)	16,300 人以上 (H29)	16,600 人以上 (H33)	16,600 人以上 (H37)	本市における出生数は依然として高い水準にあり、子育てニーズも多様化してきている状況を踏まえ、計画策定時の値を上回る目標値を第1期計画期間の目標値とし、第2期計画期間以降については利用促進に向けた取組を推進することにより、第1期を上回る目標値を設定する。
		各年の「ふれあい子育てサポートセンター実績報告書」の実績値						
2	算出方法	地域子育て支援センター利用者の満足度 (こども未来局調べ)	8.9 (H27)	—	8.9 以上 (H29)	9.0 以上 (H33)	9.1 以上 (H37)	在宅で子育てをする家庭を地域で支える取組として、多くの親子に、親子で遊べる場づくりや子育てに関する情報提供・相談支援に取り組んでおり、前期を上回る目標値を設定する。
		「地域子育て支援センター利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10段階)の平均値 ※10点満点						
施策2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進								
直接目標		子どもを安心して預けられる環境を整える						
1	算出方法	待機児童数 (こども未来局調べ)	0人 (H27.4) ※	0人 (H29.4)	0人 (H30.4)	0人 (H34.4)	0人 (H38.4)	本市では平成27年4月及び平成29年4月に待機児童解消を達成しており、引き続き、認可保育等の整備や多様な手法による保育受入枠の拡充、区役所における利用者へのきめ細やかな相談・支援等を行い、待機児童の解消に継続的に取り組んでいくため、引き続き待機児童ゼロを目標値として設定する。
		厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく、翌年4月の集計値 ※計画策定時の値は、旧調査要領に基づき算出						
2	算出方法	認可保育所等利用者の満足度 (こども未来局調べ)	7.9 (H27)	—	8.0 以上 (H29)	8.2 以上 (H33)	8.4 以上 (H37)	子どもを安心して預けられる環境づくりに向けて、さらに保育の質の向上に向けた取組を進めることにより、段階的な上昇をめざす目標値を設定する。
		「認可保育所等利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10段階)の平均値 ※10点満点						
施策2-1-3 子どものすこやかな成長の促進								
直接目標		子どもがすこやかに成長するしくみをつくる						
1	算出方法	乳幼児健診の平均受診率 (こども未来局調べ)	97.2% (H26)	95.2% (H28)	97.3% 以上 (H29)	97.3% 以上 (H33)	97.4% 以上 (H37)	従来から高い水準にある3か月健診の受診率を踏まえ、政令指定都市トップの受診率を目標値として設定する。
		厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の各年齢(3か月児・1歳6か月児・3歳児)における「(健康診査受診実人数/健康診査対象人数)×100(%)」の平均値 (現状値: 14,159人/14,826人=95.5%(3か月児)-① 14,030人/14,447人=97.1%(1歳6か月児)-② 6,375人/6,849人=93.1%(3歳児)-③ ①+②+③÷3=95.2%)						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
2	算出方法	子育てが楽しいと思う人の割合 (こども未来局調べ)	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、育児不安や育児ストレス、孤立感などを抱えた親子に対して、面接や訪問等の親支援を強化する取組を進めており、子育てが楽しいと思う親の割合の推移を見ることができ、その取組の成果を測ることができる。	97.5% (H27)	97.2% (H28)	97.6% 以上 (H29)	97.7% 以上 (H33)	97.8% 以上 (H37)	面接や訪問等を通じて、子育て家庭への支援を強化する取組を推進することにより、前期を上回る目標値を設定する。
		1歳6か月健診時における問診票(対象者1,220人)で、「お子さんと一緒に生活はいかがですか」という設問に、「楽しい」と「大変だが育児は楽しい」と答えた人の割合							
3	算出方法	わくわくプラザの登録率 (こども未来局調べ)	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、すべての小学生を対象として、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりとして市内113校の小学校内でわくわくプラザ事業を推進しており、その登録率の推移を見ることができ、取組の成果を測ることができる。	46.3% (H26)	48.1% (H28)	47% 以上 (H29)	49% 以上 (H33)	51% 以上 (H37)	より広く児童に対し、放課後における居場所と健全な遊びを提供すべく、H37までに過半数以上の児童の登録をめざすものとして、目標値を設定する。
		わくわくプラザ登録者数(34,616人)÷対象児童数(72,008人)							
4	算出方法	わくわくプラザ利用者の満足度 (こども未来局調べ)	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、すべての小学生を対象として、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりとして市113校の小学校内でわくわくプラザ事業を推進しており、その利用者の満足度の推移を見ることができ、取組の成果を測ることができる。	7.3 (H27)	—	7.4 以上 (H29)	7.7 以上 (H33)	8.0 以上 (H37)	子育て家庭のニーズが多様化する中、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めるため前期を上回る目標値を設定する。
		「わくわくプラザ利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10段階)の平均値 ※10点満点							
施策2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり									
直接目標		子どもが安心して育つしくみをつくる							
1	算出方法	里親の登録数 (こども未来局調べ)	子どもが安心して育つしくみづくりに向けて、家庭で養育が困難な児童を家庭的な雰囲気の中で養育するため里親制度を実施しており、市民の社会的養護に対する意識の高さ、地域ぐるみで子育てを行う意識の高さについて、その登録数の推移を見ることができ、取組の成果を測ることができる。	116世帯 (H26)	133世帯 (H28)	118世帯 以上 (H29)	145世帯 以上 (H33)	155世帯 以上 (H37)	家庭で養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針」により取組を進めている。里親登録数について過去5年間の実績をもとに新規登録数を推計するとともに、現在の登録者の年齢構成等を踏まえ一定の辞退者数を見込み、H37の目標値を155世帯に設定する。 ※H28の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期:122→145世帯 ・第3期:126→155世帯
		厚生労働省「福祉行政報告例」における里親登録数の実績値							
2	算出方法	地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合 (こども未来局調べ)	子どもが安心して育つしくみづくりに向けて、要保護児童対策地域協議会における地域の関係機関の連携の充実の取組を推進しており、関係者が地域において関係機関の連携が進んでいると思う人の割合の推移を見ることができ、その取組の成果を測ることができる。	30.8% (H27)	—	36% 以上 (H29)	45% 以上 (H33)	54% 以上 (H37)	地域における子どもを見守る体制づくりに向けて、地域の関係機関間の連携強化の取組を推進することにより、段階的な上昇をめざす目標値を設定する。
		要保護児童対策地域協議会(市代表者会議、区代表者部会、個別支援会議)関係者アンケート調査において、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる(とても進んでいる+進んでいる)と思う人の割合							

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
政策2-2 未来を担う人材を育成する								
施策2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進								
直接目標	すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくる							
1	「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査(毎年実施))	自分の中の肯定的なイメージをもつことは、自分自身を成長させることができ、向上心につながり、人生を充実させることができるものである。自尊心を表す数値として、「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦をしている」児童生徒の割合を見ることで、すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくるための取組の成果を測ることができる。	75.9% (小6)	78.8% (小6)	77.0% 以上 (小6)	81.0% 以上 (小6)	82.0% 以上 (小6)	すべての子どもが積極的に活動し、主体的に物事に取り組むことができることを目標とする。H29全国学力・学習状況調査においては小学校、中学校ともに全国平均(77.4%、71.0%)を上回っているが、さらに多くの子どもが積極的に活動できるように、段階的な向上をめざす。
	算出方法 市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値		66.7% (中3)	71.7% (中3)	68.0% 以上 (中3)	74.0% 以上 (中3)	75.0% 以上 (中3)	
2	「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査(毎年実施))	子どもたちが「授業が分かる」ことは学習意欲の向上に資するものであり、「生きる力」の育成、ひいては社会的自立につながるものであるため、「授業が分かる」児童生徒の割合を見ることで、すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくるための取組の成果を測ることができる。	88.3% (小5)	90.9% (H26)	90.0% 以上 (小5)	93.0% 以上 (小5)	94.0% 以上 (小5)	H29全国学力・学習状況調査においては小学校・中学校ともに全国平均(81.4%、72.2%)を上回っている状況にあるが、さらに多くの子どもが「分かる」を実感できるよう、平成28年度の実績を踏まえ、段階的に数値を引き上げていくことを目標とする。 ※全国平均は、小学校6年生：国語・算数、中学校3年生：国語・数学の平均値
	算出方法 市立校の全小中学生の対象学年児童生徒の平均値 (小学校5年生：国語・社会・算数・理科、中学校2年生：国語・社会・数学・理科・英語の各教科の平均値)		73.4% (中2)	76.1% (H26)	75.0% 以上 (中2)	79.0% 以上 (中2)	81.0% 以上 (中2)	
3	「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ、どちらかといえば役に立つ」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査(毎年実施))	子どもたちが「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ」と思うことは、教科等を学ぶ意義を実感することにつながる。このことで、学びに向かう力・人間性等が涵養され、「生きる力」の育成、ひいては社会的自立につながるものであると考えられるため、「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ」と思う児童生徒の割合を見ることで、すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくるための取組の成果を図ることができる。	第2期 実施計画から 新たに 設定	93.8% (小5)	—	96.0% 以上 (小5)	97.0% 以上 (小5)	H29全国学力・学習状況調査においては、小学校・中学校ともに全国(全国平均：88.5%、77.9%)とほぼ同程度の結果となっている。これらを踏まえ、小学校・中学校ともに更なる向上を目指し、段階的に数値を引き上げていくことを目標とする。 ※全国平均は、小学校6年生：国語・算数、中学校3年生：国語・数学の平均値
	算出方法 市立校の全小中学生の対象学年児童生徒の平均値 (小学校5年生：国語・社会・算数・理科・総合的な学習の時間、中学校2年生：国語・社会・数学・理科・英語の各教科等の平均値)		年度後半に調査実施 (中2)	(H29)	—	案で 公表 (中2)	案で 公表 (中2)	
4	「学習が好きだ、どちらかといえば好きだ」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査(毎年実施))	子どもたちが「学習が好きだ」と思うことは、主体的に学習に取り組む態度を持つことにつながる。このことで、学びに向かう力・人間性等が涵養され、「生きる力」の育成、ひいては社会的自立につながるものであると考えられるため、「学習が好きだ」と思う児童生徒の割合を見ることで、すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくるための取組の成果を図ることができる。	第2期 実施計画から 新たに 設定	77.8% (小5)	—	80.0% 以上 (小5)	81.0% 以上 (小5)	H29年度全国学力・学習状況調査においては、小学校・中学校ともに全国(全国平均：63.2%、58.0%)とほぼ同程度の結果となっている。これらを踏まえ、小学校・中学校ともに更なる向上を目指し、段階的に数値を引き上げていくことを目標とする。 ※全国平均は、小学校6年生：国語・算数、中学校3年生：国語・数学の平均値
	算出方法 市立校の全小中学生の対象学年児童生徒の平均値 (小学校5年生：国語・社会・算数・理科・総合的な学習の時間、中学校2年生：国語・社会・数学・理科・英語の各教科等の平均値)		—	(H29)	—	65.0% 以上 (中2)	67.0% 以上 (中2)	

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
5 算出方法 体力テストの結果 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査(毎年実施)) 小5男 川崎市(52.91点)／神奈川県(52.92点)×100 小5女 川崎市(53.81点)／神奈川県(53.69点)×100 中2男 川崎市(37.39点)／神奈川県(40.14点)×100 中2女 川崎市(44.70点)／神奈川県(46.89点)×100 ※神奈川県の平均値(体力合計点)を100とした際の本市の値 ※体力合計点は、種目ごとの測定値を点数化(10点満点)し、その合計点を平均したもの 【実施種目】 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、持久走(中学生はシャトルランとの選択実施)、50m走、立幅跳び、ソフトボール投げ(小学生)、ハンドボール(中学生)	体力テストは全国で同じ基準で実施するため、地域性の違いの少ない神奈川県との比較をすることにより、本市における子どもの体力の状況の変化や施策の効果を測ることができる。	99.7	100	100以上	101以上	102以上	全国と神奈川県との差はH26と比べて縮まってきている状況であり、引き続き地域性の違いの少ない神奈川県との平均値と比較することにより体力の状況変化や効果を測ることとする。 ※H28の小学校の実績が第3期の目標値を達成したため、小学生の目標値を変更 ・第2期:100→101 ・第3期:100→102	
		(小5男)	(小5男)	(小5男)	(小5男)	(小5男)		
		99.4	100.2	100以上	101以上	102以上		
		(小5女)	(小5女)	(小5女)	(小5女)	(小5女)		
		92.9	93.1	100以上	100以上	100以上		
		(中2男)	(中2男)	(中2男)	(中2男)	(中2男)		
94.5	95.3	100以上	100以上	100以上				
(中2女)	(中2女)	(中2女)	(中2女)	(中2女)				
(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)				
施策2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応								
直接目標		支援が必要な児童生徒の学習環境を向上させる						
1	算出方法	支援の必要な児童の課題改善率 (教育委員会調べ)	81.8%	91.3%	88.0%	95.0%	97.0%	H29から児童支援コーディネーターが全校配置となったことから、H28の児童支援活動推進校(79校)で達成した課題改善率95%をめざすこととし、以降も段階的な改善を図る。
		課題が解消・改善した児童数(6,504人)／全小学校が把握した支援が必要な児童数(7,127人)×100(%)	(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	算出方法	1,000人あたりの暴力行為発生件数(中学校) (教育委員会調べ)	8.29件	7.56件	8.22件	6.88件	6.88件	H28の本市の発生件数は、国の発生件数を下回っている状況であり、過去の調査の中でも最低のH27の実績(6.88件)をめざす。
		暴力行為発生件数(221件)／全生徒数(29,238人)×1,000	(H26)	(H29)	(H29)	(H33)	(H37)	
3	算出方法	いじめの解消率 (教育委員会調べ)	65.8%	83.2%	80.0%	85.0%	85.5%	いじめの態様が年々変容し、潜在化、巧妙化が進んで見えにくくなっている中、全ての小学校で児童支援コーディネーターを専任化し、いじめの早期発見・早期対応により認知件数が増加している。H28から「解消しているもの」の定義が文部科学省から示されたため、現状値を踏まえ、小学校は段階的に改善することを、中学校は、高水準を示しているため、実績を維持することをめざす。
		解消した件数(小:969件、中:212件)／認知件数(小:1,165件、中:231件)×100(%)	(小学校)	(小学校)	(小学校)	(小学校)	(小学校)	
			83.2%	91.8%	90.0%	92.0%	92.0%	
			(中学校)	(中学校)	(中学校)	(中学校)	(中学校)	
			(H26)	(H29)	(H29)	(H33)	(H37)	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
4	算出方法	不登校児童生徒の出現率 (教育委員会調べ)	0.38%	0.52%	0.30%	0.30%	0.30%	児童生徒の増加が続く見込みの中、小・中学校ともに過去5年の最低水準まで改善することを目標とする。 ※すべて公立学校の平均値
		不登校児童生徒数(小:378人、中:1,116人)÷全児童生徒数(小:72,302人、中:29,238人)×100(%)	(小学校)	(小学校)	(小学校)	(小学校)	(小学校)	
			3.48%	3.82%	3.39%	3.34%	3.34%	
			(中学校)	(中学校)	(中学校)	(中学校)	(中学校)	
		(H26)	(H29)	(H29)	(H33)	(H37)		
施策2-2-3 安全で快適な教育環境の整備								
直接目標		安全で快適に過ごせる学習環境を整える						
1	算出方法	児童生徒の登下校中の事故件数 (教育委員会調べ)	29件	28件	27件	25件	23件	計画策定時における過去5年間の登下校時の事故件数のうち、最も件数が少ないH26の件数(23件)以下とすることをめざして、段階的に削減することを目標とする。
		市立小学校、中学校及び高等学校の登下校時における事故報告の合計(直近5年間の平均値)	(H22~H26の平均)	(H24~H28の平均)	(H25~H29の平均)	(H29~H33の平均)	(H33~H37の平均)	
2	算出方法	老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合 (教育委員会調べ)	24.1%	26.4%	28.7%	50%	80%	「学校施設長期保全計画」に基づく、第1期取組期間(H26から概ね10年間)での再生整備着手によって、教育環境の改善を図ることを目標とする。
		「築年数20年以下(H25時点)の学校施設数(40施設)+老朽化対策及び質的改善済の学校施設(2施設)」÷全学校施設(174施設)	(H27)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
施策2-2-4 学校の教育力の向上								
直接目標		教職員の資質を高め、保護者や地域と連携して、よりよい学習活動(授業等)を実現する						
1	算出方法	「家で、自分で計画を立てて勉強をしている、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査(毎年実施))	58.4%	62.6%	59.0%	63.5%	64.5%	小学校・中学校ともにH29国平均(小6:62.6%、中3:42.1%)を下回っている現状があることから、段階的に国平均の水準まで改善していくことを目標とする。 ※H29の実績値を踏まえ、目標値を変更 ・第2期:60→63.5%(小6)46→51%(中3) ・第3期:61→64.5%(小6)46.5→51.5%(中3)
		市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値	(小6)	(小6)	(小6)	(小6)	(小6)	
2	算出方法	「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査(毎年実施))	53.6%	47.4%	55.0%	57.5%	60.0%	地域差の大きい設問であり、本市に限らず都心部では数値が低い傾向にある。そのため、当面の目標として現状の神奈川県平均値(小6:60.9%、中3:36.9%)に近づくことをめざす。
		市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値	(小6)	(小6)	(小6)	(小6)	(小6)	
			31.2%	31.9%	32.0%	33.0%	34.0%	
			(中3)	(中3)	(中3)	(中3)	(中3)	
			(H26)	(H29)	(H29)	(H33)	(H37)	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
3	算出方法	「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査(毎年実施))	93.3% (小5)	93.5% (小5)	93.3% (小5)	93.5% (小5)	93.5% (小5)	これまで、小学校・中学校ともに90%前後を推移している。相当な高水準であり、小学校・中学校ともに現状の高水準を維持していくことをめざす。
		市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値	89.9% (中2)	90.2% (中2)	90.0% (中2)	90.2% (中2)	90.2% (中2)	
			(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
政策2-3 生涯を通じて学び成長する								
施策2-3-1 家庭・地域の教育力の向上								
直接目標		大人と子どもなど、地域での多世代の交流を増やすとともに、家庭教育の悩みを軽減する						
1	算出方法	親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合 (寺子屋事業参加者アンケート)	87.6% (H26)	88.6% (H28)	90% (H29)	92% (H33)	93% (H37)	H28 までの成果を踏まえ、実施手法を工夫することなどで、段階的な上昇をめざす。
		寺子屋において「親や先生以外の大人と話すことができた」と答えた児童の数(573人)／寺子屋の学習支援参加者におけるアンケートの回答者数(647人)						
2	算出方法	家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合 (家庭教育事業参加者アンケート)	91.4% (H27)	92.4% (H28)	92% (H29)	92.5% (H33)	93% (H37)	アンケート結果等を分析しながら、事業実施手法を工夫改善し、段階的な上昇をめざす。
		家庭教育事業において「悩みや不安が解消・軽減した」と答えた参加者の数(145人)／事業参加者におけるアンケートの回答者数(157人)						
施策2-3-2 自ら学び、活動するための支援								
直接目標		市民が生き生きと学び、活動するための環境をつくる						
1	算出方法	教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数 (教育委員会調べ)	89,660人 (H26)	8.9万人 (H28)	9万人 (H29)	9.1万人 (H33)	9.2万人 (H37)	各施設の事業運営努力や広報、啓発活動等によって、地域社会のニーズを汲み取り、段階的な上昇をめざす。
		各年度における事業参加者数						
2	算出方法	教育文化会館・市民館・分館施設利用率 (教育委員会調べ)	56.6% (H26)	56.7% (H28)	56.9% (H29)	57.3% (H33)	57.7% (H37)	現状の数値を基準として、各施設の事業運営努力や広報、啓発活動等によって、地域社会のニーズを汲み取り、段階的な上昇をめざす。
		利用実績のある部屋数(79,240コマ)／利用可能部屋数(139,698コマ) ※各施設の貸出部屋は、部屋ごとに1日3区分(午前・午後・夜間)に分けた利用が可能であり、それを3部屋とカウントする。(各年度)						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
3	算出方法	市立図書館・分館における図書館の入館者数 (教育委員会調べ)	市立図書館の年間入館者数の変化を見ることによって、市民がどの程度、読書や調べ物等をしているか、また施設が生涯学習の拠点としてどの程度機能しているのかなど、成果を客観的に測ることができる。	4,337,308 人 (H26)	409.4 万人 (H28)	435 万人以上 (H29)	437 万人以上 (H33)	439 万人以上 (H37)	図書館の利用者人数(※1)は、H25の中原図書館移転での増加を除くと、直近3年において全館で概ね減少傾向にあるものの、既存の体制でサービスの見直しや広報の強化等により利用の増進を図ることで、減少傾向を改善し、入館者数(※2)の段階的な増加をめざす。 ※1「利用者人数」…入館した上貸出や予約等記録に残るサービスを利用した者の数 ※2「入館者数」…入館した者の数。利用者人数に加え、例えば館内での読書のみ利用者等を含む。(H26から算出開始)
		各施設(管見所を除く)の入り口に設置しているBDS(無断持出防止装置)による入館者数		学校施設を活用して生涯学習活動を実施した市民の数を測ることで、市民同士のつながりをつくり、自主的に生涯学習活動に取り組む市民を育む本施策の成果を測ることができる。	2,609,747 人 (H26)	267.2 万人 (H28)	261 万人以上 (H29)	267.7 万人以上 (H33)	
5	算出方法	社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合 (事業参加者アンケート)	社会教育振興事業の参加者にアンケートを行うことで、事業目的のひとつである、人と人とのつながりの構築に向けた取組の成果を測ることができる。	67.5% (H27)	70.4% (H28)	69% 以上 (H29)	70.5% 以上 (H33)	72% 以上 (H37)	講座の対象や内容等により、つながりの構築の容易さに異なりがあるため、それぞれの事業において手法等を改善することにより、段階的な上昇をめざす。
		社会教育振興事業において「新たなつながりが増えた」と答えた参加者の数(727人)／事業参加者におけるアンケートの回答者数(1,032人)							

基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる									
施策3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進									
直接目標		地球温暖化による市民生活などへの影響を減らす							
1	算出方法	市域の温室効果ガス排出量の削減割合 (環境局調べ)	温室効果ガス排出量について、基準年度である1990(H2)年度との削減割合を示すことにより、地球温暖化対策の取組の成果を測ることができる。	1990年度比 ▲13.9% (H25)改定値	1990年度比 ▲15.9% (H26)暫定値	1990年度比 ▲20%以上 (H27)	1990年度比 ▲20.3%以上 (H31)	1990年度比 ▲23.8%以上 (H35)	パリ協定及び国の地球温暖化対策計画の目標値を踏まえ、地球温暖化対策推進基本計画を改定し、2030(H42)年度までに1990(H2)年度における市域の温室効果ガス排出量の30%以上の削減をめざす。温室効果ガス排出量の算定結果は、2年遅れで暫定値が公表されるため、表示されている各期の指標の目標年次は、各期の末時点で把握できる2年前の年次を示している。 ※同計画の改定に伴い、目標値を変更 ・第2期:▲25→▲20.3% ・第3期:▲25→▲23.8%
	算出方法	市民や市内の事業者による環境に配慮した取組(省エネなど)が進んでいると思う市民の割合 (市民アンケート)	市民や市内の事業者による環境に配慮した取組(省エネなど)が進んでいると思う市民の割合を指標とすることにより、環境に配慮した取組の成果を測ることができる。	24.9% (H27)	27.7% (H28)	26%以上 (H29)	28%以上 (H33)	30%以上 (H37)	計画策定時の実績値が、概ね政令指定都市平均であったことを踏まえ、更なる向上(+5%)をめざし、H37に30%以上を目標とする。
政策3-2 地域環境を守る									
施策3-2-1 地域環境対策の推進									
直接目標		空気や水などの地域環境を守る							
1	算出方法	光化学スモッグ注意報の発令日数 (環境局調べ)	人が健康で快適に暮らすためには、良好な大気環境の保全が必要である。健康被害を引き起こす光化学オキシダントが高濃度になった場合に発令される注意報の発令日数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	6日 (H26)	4日 (H28)	2日以下 (H29)	0日 (H33)	0日 (H37)	「環境基本計画」に掲げる基本施策のうち、大気環境の保全の指標中、当面の目標として、高濃度の発生を抑制し、注意報の発令をゼロにすることを掲げており、同様の目標とする。
	算出方法	二酸化窒素の環境基準を達成した測定局の割合 (環境局調べ)	人が健康で快適に暮らすためには、良好な大気環境の保全が必要である。代表的な大気汚染物質である二酸化窒素の環境基準の達成状況を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	94.4% (H26)	100% (H28)	100% (H29)	100% (H33)	100% (H37)	「環境基本計画」に掲げる基本施策のうち、大気環境の保全の指標として環境基準を達成することを掲げており、同様の目標とする。
3	算出方法	河川のBOD、COD環境目標値達成率 (環境局調べ)	人が健康で快適に暮らすためには、良好な水環境の保全が必要である。代表的な水質の指標であるBOD、CODの環境目標値の達成状況を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	100% (H26)	100% (H28)	100% (H29)	100% (H33)	100% (H37)	「水環境保全計画」の構成要素ごとの目標のうち、水質の指標として環境目標値を達成することを掲げており、同様の目標とする。
	算出方法	環境目標値達成地点数(12地点)／測定地点数(12地点)×100(%)							

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
施策3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進									
直接目標		廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用を進める							
1	算出方法	1人1日あたりのごみ排出量 (環境局調べ)	持続可能な循環型のまちを実現するためには、特に発生抑制の観点から、できるだけごみを発生させないライフスタイルへの転換を促していくことが重要である。1人1日あたりのごみ排出量の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	998g (H26)	947g (H28)	971g 以下 (H29)	917g 以下 (H33)	898g 以下 (H37)	ごみの発生抑制に取り組むため、政令指定都市トップ(※)をめざし、1人1日あたりのごみ排出量を10年間で10%削減することを目標とする。 (※)環境省が公表している「一般廃棄物処理実態調査(2015(H27)年度実績)」によると、本市の1人1日あたりのごみ排出量は政令指定都市20市中3位となっている。 ※川崎市一般廃棄物処理基本計画第2期行動計画の策定に伴い、目標値を変更 ・第2期:935→917g
	算出方法	総処理量(家庭系・事業系(焼却ごみ・資源物)、道路清掃ごみ)(514,999t) / 人口(1,489,477人) / 日数(365日)							
2	算出方法	ごみ焼却量(1年間) (環境局調べ)	持続可能な循環型のまちを実現するためには、発生抑制、再利用、再生利用の取組が重要であり、また、ごみ焼却量の削減により、ごみ焼却処理施設の安定的な稼働や最終処分場の更なる延命化を図ることができる。1年間におけるごみ焼却量の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	37.1万 t (H26)	36.6万 t (H28)	36.0万 t以下 (H29)	34.4万 t以下 (H33)	33.0万 t以下 (H37)	ごみの発生抑制に取り組むため、1人1日あたりのごみ排出量を10年間で10%削減することをめざし、ごみの焼却量を4万トン削減することを目標とする。 ※川崎市一般廃棄物処理基本計画第2期行動計画の策定に伴い、目標値を変更 ・第2期:34.5→34.4万t
	算出方法	焼却処理量(普通ごみ・事業系ごみなど)							
政策3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす									
施策3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成									
直接目標		多様な主体との協働、連携により緑を育む							
1	算出方法	緑のボランティア活動の累計か所数 (建設緑政局調べ)	緑のボランティア累計活動か所を把握することで、市民等のボランティア参加促進の取組の成果を測ることができる。	2,355 か所 (H26)	2,321 か所 (H28)	2,380 か所 以上 (H29)	2,420 か所 以上 (H33)	2,450 か所 以上 (H37)	ボランティア団体種別ごとに、近年の活動実績から年間の増加数を予測し、ボランティア活動の累計か所数の増加をめざす。
	算出方法	公園、街路樹、緑地などにおけるボランティア団体の活動実績数(H28 管理運営協議会及び公園緑地愛護会881か所、街路樹愛護会1,186か所、緑の活動単体登録数254か所)							
2	算出方法	市民100万本植樹運動による累計植樹本数 (建設緑政局調べ)	緑化指針に基づく植樹や緑化助成制度による思い出記念樹等の植樹、植樹祭などの植樹本数により、緑化推進の取組の成果を測ることができる。	61万本 (H26)	80万本 (H28)	75万本 以上 (H29)	90万本 以上 (H33)	100万本 以上 (H36)	市制100周年に向けて、H36までに100万本以上の植樹をめざす。
	算出方法	毎年、緑化指針に基づく植樹や緑化助成制度による思い出記念樹等の植樹、植樹祭などの植樹本数を合計し算出する。							
施策3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備									
直接目標		豊かな市民生活を実現するため、都市に緑と水のオープンスペースを創出する							
1	算出方法	1人あたりの公園緑地面積 (建設緑政局調べ)	緑のオープンスペースの創出の結果として現れる指標の一つであるため、1人あたりの公園緑地面積の変化を見ることで、公園緑地整備事業の成果を測ることができる。	5.0 ㎡/人 (H26)	5.0 ㎡/人 (H28)	5.0 ㎡/人 以上 (H29)	5.0 ㎡/人 以上 (H33)	5.0 ㎡/人 以上 (H37)	本市の公園緑地の面積は年々増加しており、今後も取得の見込のある用地を着実に取得し、必要な整備を進めていくことをめざしている。 将来人口推計において本市の人口が増加傾向にあるため、人口の増加にあわせて公園面積を増やし、1人あたりの公園面積を維持することを目標とする。
	算出方法	建設緑政局が管理している公園・緑地の面積(約7,482,800㎡)/本市の人口(約1,491,600人)(H28末)							
※その他指標として、「公園緑地の整備状況についての満足度」を設定しますが、現在調査中のため、調査結果をもとに目標値を今後設定します。									

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策3-3-3 多摩丘陵の保全								
直接目標		市域に残された緑地、里山を再生、保全し、次世代に継承する						
1	算出方法	緑地保全面積 (建設緑政局調べ)	232ha (H26)	241ha (H28)	272ha 以上 (H29)	285ha 以上 (H33)	300ha 以上 (H37)	さまざまな緑地保全施策を有効活用し、その面積を拡大することにより、効果的な緑地保全をめざす。
	算出方法	特別緑地保全地区の指定、緑の保全地域の指定、保安林の保全、緑地保全協定の締結、保存樹林の指定、ふれあいの森の契約を締結した各面積の合計値	緑地保全の推進により、都市の景観向上、地球温暖化対策、生物保全の向上を図るため、さまざまな緑地保全施策を有効活用し、その面積を拡大することにより、効果的な緑地保全を進めることが重要であるため、その指標を設定することで取組の成果を測ることができる。					
2	算出方法	企業・教育機関等の参加による保全活動累計か所数 (建設緑政局調べ)	4か所 (H26)	4か所 (H28)	5か所 以上 (H29)	7か所 以上 (H33)	9か所 以上 (H37)	企業・教育機関等の参加を積極的に勧めることで、保全活動か所数の段階的な増加をめざす。
	算出方法	企業・教育機関等の参加による保全活動か所数	企業・教育機関等との連携による保全活動か所数を把握することで、緑地保全におけるボランティア参加促進の取組の成果を測ることができる。					
3	算出方法	市民が利用できる緑地の累計か所数 (建設緑政局調べ)	第2期 実施計画から 新たに 設定	26か所 (H29)	—	27か所 以上 (H33)	28か所 以上 (H37)	散策路や休憩施設等を整備することで、市民が利用できる緑地数の増加をめざす。
	算出方法	散策路や休憩施設等が整備されているなど、市民利用が可能な緑地の数	市民が利用できる緑地の累計か所数を把握することで、市民等による効果的な緑地の活用を推進する取組の成果を測ることができる。					
施策3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進								
直接目標		多面的な役割を果たしている貴重な農地を市民とともに継承する						
1	算出方法	生産緑地の年間新規指定面積 (経済労働局調べ)	12,000 ㎡ (H26)	10,528 ㎡ (H28)	12,000 ㎡以上 (H29)	12,000 ㎡以上 (H33)	12,000 ㎡以上 (H37)	市街化区域内農地面積の7割を既に生産緑地として指定している状況の中、計画策定時の新規指定面積を目標値とし、生産緑地の維持を図ることを目標とする。
	算出方法	年度における生産緑地地区の新規指定実績 ※H26 生産緑地指定面積 290.7ha	生産緑地制度は、市民生活に対し多面的な機能を果たす都市農地を、都市計画上の地域地区である生産緑地(500㎡以上/か所)に指定し、営農継続の支援のため固定資産税の減額等を行うものである。市内農地が減少する中、新規指定により生産緑地面積の維持を図ることが、保全・活用の取組として必須であることから、成果指標として新規指定面積を設定する。					
2	算出方法	防災農地の年間新規登録数 (経済労働局調べ)	7か所 (H26)	11か所 (H28)	8か所 以上 (H29)	8か所 以上 (H33)	8か所 以上 (H37)	市内の農地面積の減少傾向が続く中、防災農地の減少を抑えるため新規登録数がH26実績を上回る水準を維持していくことを目標とする。
	算出方法	年度における防災農地の新規登録数	市民防災農地は、大地震による災害発生時に一時避難場所や復旧活動に役立てられるなど重要な役割を持ち、農地の持つ多面的な機能の一つであるため、新規登録数の推移を見ることで取組の成果を測ることができる。					
3	算出方法	市民農園等の累計面積 (経済労働局調べ)	73,790 ㎡ (H26)	98,961 ㎡ (H28)	78,000 ㎡以上 (H29)	105,000 ㎡以上 (H33)	111,000 ㎡以上 (H37)	市民農園は人気が高く応募が多いことから、利用者ニーズに応えるため、段階的に増加を図る目標とする。 ※H28の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期:88,000→105,000㎡ ・第3期:98,000→111,000㎡
	算出方法	開設・運営主体が異なるさまざまなタイプの市民農園の面積の合計	市民農園は、農地の保全・活用の1つの手段となるとともに、市民に農と触れ合う機会を提供することで都市農業の理解を促進することにも繋がっており、市民農園の累計面積を見ることで取組の成果を測ることができる。					

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
施策3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進								
直接目標	多くの市民が「憩い」「遊び」「学ぶ」多摩川の魅力を高める							
1	多摩川に魅力を感じ、利用したことのある人の割合 (市民アンケート)	河川敷の運動施設や多摩川を訪れる市民の利便施設の再整備、河川敷利用のマナーアップに取り組むなど多摩川が市民の身近な存在になるように、魅力向上の取組を進めている。多摩川の利用状況や魅力の意識を指標とすることで、「多摩川の魅力を活かす総合的な取組」の効果を測ることができる。	37.7% (H27)	40.1% (H28)	38% 以上 (H29)	41% 以上 (H33)	42% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートの郵送アンケートの結果を踏まえ、多摩川に魅力を感じ、利用する人の割合を着実に増やすことをめざす。 ※H28 の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期:39→41% ・第3期:40→42%
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出3,000人)において、多摩川を「利用したことがあり、魅力を感じる」と回答した人の割合							
2	渡し場イベントの参加者数 (建設緑政局調べ)	多摩川における賑わいの創出に向けて、多摩川の両岸を結ぶ重要な交通手段として古くから活用されていた「渡し」の復活事業の推進は、流域自治体とも連携して実施する重要な取組であることから、その参加者数の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	第2期 実施計画から 新たに 設定	2,400 人 (H28)	—	4,900 人 以上 (H33)	6,000 人 以上 (H37)	「新多摩川プラン」に基づき、目標年次(H37)までに6,000人の参加者をめざし、目標値を設定する。
	算出方法 年度における渡し場イベントの参加者数の集計							

基本政策4 活力と魅力あふれ力強い都市づくり

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
政策4-1 川崎の発展を支える産業の振興									
施策4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化									
直接目標		海外展開する市内企業を支援し、海外で活躍する企業を増やす							
1	算出方法	市が支援したビジネスマッチングの年間成立件数 (経済労働局調べ)	市内企業の海外での販路開拓をめざし、本市は海外ビジネス支援センターや海外で開催される展示会への参加等を通じた支援を行っている。また、企業等のビジネスマッチングの機会を創出することをめざして、川崎国際環境技術展を開催している。それぞれの商談成立件数の把握により、取組の成果を測ることができる。	581件 (H26)	840件 (H28)	630件以上 (H29)	800件以上 (H33)	800件以上 (H37)	本市の海外展開支援施策(海外への展示会出展、国際環境技術展の開催等)の充実による更なるビジネスマッチング機会の創出により、市内企業等の国内外でのビジネスマッチング件数を10年で100件以上を増加させることを目標とする。 ※H28の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期:660→800件 ・第3期:700→800件
	算出方法	市の支援策を活用した企業にヒアリングやアンケートを実施							
2	算出方法	グリーンイノベーションクラスターのプロジェクトの年間件数 (経済労働局調べ)	グリーンイノベーションの推進に向けて、クラスター会員企業等とのマッチングによる新規事業の創出をめざしていることから、クラスターを通じて形成されたプロジェクト件数により事業の成果を測ることができる。	2件 (H27)	2件 (H28)	5件以上 (H29)	7件以上 (H33)	10件以上 (H37)	環境ビジネスによる産業活性化に向けて、H27に立ち上げたグリーンイノベーションクラスターに参画する企業等の連携による新規プロジェクトの創出件数を着実に増加させ、10年後のH37に年間10件のプロジェクトが稼働していることを目標とする。
	算出方法	各年度における稼働中のプロジェクトの件数							
施策4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成									
直接目標		魅力と活力のある商業地域の形成や付加価値が高く競争力のある商品の供給により、商業を活性化させる							
1	算出方法	小売業年間商品販売額 (商業統計調査)	小売業年間商品販売額は、市内での消費活動が反映され、市内商業地域の状況を客観的に把握できることから、これを指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	9,838億円 (H26)	—	1兆円以上 (H29)	1兆円以上 (H33)	1兆円以上 (H37)	本市は、全国の状況と比べて人口が増加しているが、市民・事業者の高齢化が進む中で、年間商品販売額を維持していくことを目標とする。
	算出方法	商業統計調査(H26)の小売業年間商品販売額							
2	算出方法	市内商店街で行われる新たな顧客の創出や商店街の回遊性を高めるイベントの開催数 (経済労働局調べ)	市内商店街が活性化に向け、新たな顧客の創出や商店街の回遊性の向上を目的に実施する「まちゼミ」や「街バル」などの商店街が実施するイベント回数を示すことで、取組の成果を図ることができる	第2期実施計画から新たに設定	17回 (H28)	—	22回以上 (H33)	25回以上 (H37)	商店街の活性化に向けて、専門家派遣事業や先進事例紹介等を通して、新たな顧客の創出や商店街の回遊性を高めるイベントに取り組み商店街数の着実な増加をめざす。
	算出方法	市内商店街から連絡のあったまちゼミ、街バルの開催数							
3	算出方法	市場の年間卸売取扱量 (経済労働局調べ)	市場取扱量が、その市場の状況や規模を客観的に明確に示す最適な指標であることから、これを成果指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	151,433t (H26)	133,290t (H28)	151,433t以上 (H29)	151,433t以上 (H33)	151,433t以上 (H37)	全国的に市場経由率が低下し、市場を取り巻く環境が厳しい中、本市場においては、現状の市場機能の維持・持続を図り、取扱量の確保を目標とする。
	算出方法	北部市場と南部市場の青果及び水産物の取扱量							

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
施策4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成									
直接目標		市内中小企業の技術を活かして事業展開できる環境を整備することで、経営を改善し、成長を促進させる							
1	算出方法	製造品出荷額等 (工業統計調査)	製造品出荷額等は、1年間の「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額と「その他の収入額」の合計の数値であるため、その変化を見ることで、企業の経営を改善し、成長を促進するための取組の成果を測ることができる。	4兆 2,968 億円 (H23~H25 平均)	—	4兆 2,968 億円 以上 (H27~H29 平均)	4兆 2,968 億円 以上 (H31~H33 平均)	4兆 2,968 億円 以上 (H35~H37 平均)	本市製造品出荷額等は、素材型の大企業の動向及び原油価格に左右される部分が多い状況にある。その中で石油業界に対しては、需要の減少に伴う供給過剰を解消するため産業競争力強化法が適用されるとともに、市内に立地するエネルギー系企業の経営統合による製油所の統廃合等により石油化学関連の出荷額が減っていくことが見込まれるほか、他都市の状況を見ると、H25の製造品出荷額等は過去3年間の平均値に届いていない自治体が多く、市内事業所数の減少要因がある中で、計画策定時における過去3年間の平均値(政令指定都市トップ)の水準の維持を目標とする。
		工業統計調査の直近3か年の平均値							
2	算出方法	知的財産交流会におけるマッチングの年間成立件数 (経済労働局調べ)	地域経済を担う中小企業が、将来にわたって持続的に成長発展していくためには、自社製品開発や技術の高付加価値化など、新たな事業展開に挑戦することが求められることから、大企業が保有する開放特許等の知的財産を中小企業に移転した件数を見ることで、中小企業の新事業展開の取組の成果を測ることができる。	4件 (H26)	3件 (H28)	4件 以上 (H29)	4件 以上 (H33)	4件 以上 (H37)	市の知的財産交流会が「川崎モデル」として国や他の自治体等から注目されていることから、今後も全国モデルの主導として成果を連続的に創出していくことを目標とする。
		年度ごとのマッチング成立件数を交流会後のフォローアップにて把握							
施策4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化									
直接目標		市内農家の農業経営を安定化・健全化させる							
1	算出方法	認定農業者累計数 (経済労働局調べ)	認定農業者は地域農業を牽引する中心的な経営体であり、国の施策の方向性も認定農業者を重視したものに傾く中、本市においてもその確保・育成は喫緊の課題となっている。認定後の支援も大きな課題であるが、本市の農業振興のため、認定農業者の数を確保することも重要であることから、それを指標とすることで取組の成果を測ることができる。	25人 (H26)	36人 (H28)	30人 以上 (H29)	40人 以上 (H33)	50人 以上 (H37)	三大都市圏における政令指定都市での全農家数に占める認定農業者数の割合を比較すると、本市の場合、その割合は他都市に比べ大きく下回っている。そのため、平均水準まで改善することを目標とする。
		国の認定農業者制度に則り、経営の改善計画を市に申請し認定された農業者経営体の数							
2	算出方法	援農ボランティアの累計活動日数 (経済労働局調べ)	農業生産における労働力確保は農業における課題の一つであり、労働力を補完する援農ボランティアとして育成する事業を実施している。育成した援農ボランティアの活動日数の増減で、援農ボランティア育成の取組の成果を測ることができる。	400日 (H26)	413日 (H28)	440日 以上 (H29)	520日 以上 (H33)	600日 以上 (H37)	援農ボランティアを農業者へ周知し、活用を促すとともに、新たなボランティアを育成し、人材確保により、計画策定時の値の1.5倍の活動日数を目標とする。
		援農ボランティアが農業生産者の作業に関わった日数							
政策4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上									
施策4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進									
直接目標		次代を支える産業を創出するため、市内での起業を盛んにする							
1	算出方法	起業支援による年間市内起業件数 (経済労働局調べ)	起業にあたっては、それぞれの業態や成長段階に応じたさまざまな支援が必要であり、本市では民間創業支援事業者等と連携した支援に取り組んでいることから、こうした支援を通じて起業に至った件数を取組の成果を把握するための指標として設定する。	62件 (H26)	39件 (H28)	80件 以上 (H29)	100件 以上 (H33)	120件 以上 (H37)	日本全体として開業率が低迷する中、創業支援施策の強化を図り、支援を通じて起業に至った件数を計画策定時の値から概ね2倍とすることを目標とする。
		市の支援を通じて起業に至った件数							

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
2	かわさき新産業創造センターの入居率 (経済労働局調べ)	かわさき新産業創造センターは、新規分野での創業をめざす個人及び企業に対して事業スペースを提供し、入居者に対して、専門家によるアドバイスの提供や資金調達等の支援を行うなど、さまざまな起業支援を行う施設であることから、当該施設の入居状況により市内の起業希望者の実態を把握することで、入居への取組の成果を測ることができる。	90%	97%	90%	90%	90%	他都市と比較して高い施設入居率を、今後も維持することをめざす。また、H30中に産学交流・研究開発施設「AIRBIC」の本格供用開始を予定していることを踏まえて、第2期以降の目標値を設定している。
	算出方法 入居面積(4,573㎡)／全入居可能面積(4,738㎡)×100(%)		(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
施策4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援								
直接目標		成長分野や地域課題解決に寄与する市内事業所等の新分野への進出を促進する						
1	ウェルフェアイノベーションフォーラムでのプロジェクト稼働件数 (経済労働局調べ)	ウェルフェアイノベーションフォーラムにおけるプロジェクトの稼働状況は、本市を結節点とした福祉産業振興の活性化そのものであるため、その変化を見ることで、新規進出をはじめとする福祉分野での産業振興の取組の成果を測ることができる。	10件	21件	20件以上	30件以上	30件以上	当面はプロジェクト稼働数の増加を図っていくが、一方でプロジェクトの自立化を図っていくことも重要である。新規創出による増と自立化による減を勘案して、第2期以降は稼働数を30件程度と設定する。
	算出方法 各年度における稼働中のプロジェクトの件数		(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの年間起業件数 (経済労働局調べ)	コミュニティビジネスの起業・創業についての支援を行っており、起業・創業の増が、市内でのコミュニティビジネスの振興度合いを測定する客観的で適切な指標であることから、これを設定することで取組の成果を測ることができる。	4件	5件	5件以上	6件以上	7件以上	起業に関する相談窓口設置やセミナー開催に加えて、既存事業者の地域での活動やネットワークづくりの支援等により、地域社会でのコミュニティビジネスの浸透を図ることによって、起業・創業希望者を増やし、着実に、段階的に起業者を生み出すことを目標とする。
	算出方法 市の支援を通じて起業に至った件数		(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
施策4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化								
直接目標		先端科学技術分野において、高付加価値で競争力の高い製品を創出する						
1	新川崎・創造のもり地区における特許保有累計件数 (経済労働局調べ)	先端科学技術分野の製品化を進めるにあたっては、当該技術の特許申請により製品化まで進む可能性のある案件を早期に把握できることから、特許保有件数を指標として設定することで、新産業創出の取組の成果を測ることができる。	94件	144件	96件以上	160件以上	180件以上	先端技術分野の研究開発については、製品化まで見据えた知財戦略の策定⇒特許申請⇒特許取得というプロセスに数年の時間を要することから、現在進んでいる研究の成果が特許となる時期をH30以降と想定するとともに、新たな産学交流・研究開発施設「AIRBIC」がH30中に本格供用開始することから、H34以降、年間5件以上の新規特許が生み出されることを目標とする。 ※H28の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期:100→160件 ・第3期:120→180件
	算出方法 新川崎・創造のもり地区に拠点を有する企業、研究機関が保有する特許の累計件数		(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	ナノ医療イノベーションセンターの入居率 (臨海部国際戦略本部調べ)	ナノ医療イノベーションセンターは、先端医療を広く普及・浸透させるための「ナノ医療技術」の研究及び研究成果の実用化を進める施設であり、企業入居率は、オープンイノベーションへの取組の成果を測ることができる。	44%	42%	60%以上	90%以上	90%以上	平成27年4月に運営を開始し、6年間で入居率90%をめざす。その後は、入居企業による入退室が行われることを想定し、入居率90%を維持することを目指す。
	算出方法 入居部屋数(30部屋)／全入居部屋数(71部屋)×100(%)		(H27.12)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
3	川崎市コンベンションホールの稼働率 (経済労働局調べ)	企業・研究者・技術者等の交流機会の創出・拡大を通じて、オープンイノベーションを促進する新たな交流拠点として、川崎市コンベンションホールを整備することから、当該施設の稼働率を指標に設定することで、オープンイノベーションの促進に向けた取組の成果を測ることができる。	-	-	-	55%以上	60%以上	講演会、展示会、交流会等の開催により、コンベンション施設が有効に活用され、施設の安定的な運営が図れるよう、H30の開館から稼働率の段階的な向上をめざし、最終的には60%以上の稼働率を目標とする。
	算出方法 利用コマ数／全利用可能コマ数×100(%)		(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
施策4-2-4 スマートシティの推進								
直接目標		スマートシティの推進により、新たな産業やサービスを創出する						
1	スマートシティに関連するリーディングプロジェクト実施累計件数 (環境局調べ)	エネルギーの最適利用やICT・データの活用により地域課題の解決を図る「スマートシティ」や、次世代のエネルギー源として期待される水素エネルギーの積極的な活用を進める「水素戦略」の推進は、新たな施策領域であることから、創出したリーディングプロジェクトや実施中のリーディングプロジェクトが、今後新たな産業やサービスの創出につながることから、リーディングプロジェクト実施件数を指標として設定する。	7件 (H26)	24件 (H28)	16件以上 (H29)	28件以上 (H33)	40件以上 (H37)	一人ひとりが豊かさを実感できるスマートで低炭素な社会の構築に向けて、多様な主体との連携により、毎年3件程度のリーディングプロジェクトの創出を目標とする。
	算出方法 本市と多様な主体との連携等により創出したリーディングプロジェクトや、実証中のリーディングプロジェクトの件数							
施策4-2-5 ICT(情報通信技術)の活用による市民利便性の向上								
直接目標		ICTにより、行政サービスを一層手軽に利用できるようにする						
1	提供しているオープンデータのデータセット数 (総務企画局調べ)	本市ホームページで提供するオープンデータのデータセット数を見ることで、行政の透明性等に向けた取組の成果を測ることができる。	27件 (H26)	69件 (H28)	100件以上 (H29)	300件以上 (H33)	500件以上 (H37)	平成27年4月時点における政令指定都市平均を上回るデータセット数を目標とし、利用ニーズの高い情報から順次提供することをめざす。
	算出方法 本市ホームページ上で提供しているオープンデータのデータセット数							
2	提供しているオープンデータのダウンロード数 (総務企画局調べ)	本市ホームページからのダウンロード数を見ることで、企業等によるオープンデータの活用に向けた取組の成果を測ることができる。	2,000件 (H26)	—	4,000件以上 (H29)	5,000件以上 (H33)	6,000件以上 (H37)	利用ニーズの高い情報の提供を順次行うことから、第1期実施計画期間中にダウンロード数を現在の2倍に増加させるとともに、その後も漸次増加させることをめざす。
	算出方法 本市ホームページ上で提供しているオープンデータの月平均ダウンロード数							
3	電子申請システムの利用件数 (総務企画局調べ)	システム利用件数を集計することにより、ニーズにあった電子行政サービスが提供できているかについて、取組の成果を測ることができる。	103,400件 (H26)	142,900件 (H28)	108,000件以上 (H29)	172,000件以上 (H33)	200,000件以上 (H37)	ICTによる市民利便性の向上を測る指標として、過去の増加傾向を踏まえ、さらなる利用件数の増加を目標に、電子申請件数の多いものは総申請数に対する電子申請数の割合を年1%ずつ、それ以外は電子申請数を年1%ずつ増加させることをめざす。 ※H28の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期:113,000→172,000件 ・第3期:118,000→200,000件
	算出方法 本市ホームページ上の電子申請システムで手続が行われた数を集計							
政策4-3 生き生きと動き続けられる環境をつくる								
施策4-3-1 人材を活かすしくみづくり								
直接目標		市内での雇用を促進するとともに、市内の優れた技能を次世代に継承する						
1	就業支援事業による就職決定者数 (経済労働局調べ)	雇用のミスマッチや若年無業者等の課題対応に、総合的な相談窓口として、「キャリアサポートかわさき」と「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」を中心に就業支援事業を実施していることから、両事業における就職決定者数の推移を見ることで、市内の雇用状況の向上のための取組の成果を測ることができる。	666人 男性321人 女性345人 (H26)	741人 男性380人 女性361人 (H28)	700人以上 男性350人 女性350人 (H29)	710人以上 男性350人 女性360人 (H33)	720人以上 男性350人 女性370人 (H37)	相談・登録件数ともに増加傾向にあることから、将来的な雇用情勢や国事業の方向性が不透明ではあるものの、現状を上回る就職決定者数を維持していくとともに、女性については取組の充実によって前期を上回る就職決定者を輩出することを目標とする。
	算出方法 「キャリアサポートかわさき」における年間就職決定者数と「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」における年間進路決定者数のうちの就職決定者数							

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
2	算出方法	かわさきマイスターのイベント出展等の活動回数 (経済労働局調べ)	市内最高峰の匠として認定された「かわさきマイスター」が、多くの市民に対して「ものづくり」に関わる極めて優れた技術や卓越した技能を披露できるイベントへの出展件数、熟練した技能の活用・継承、後継者育成の機会として小・中学校等における出前授業を行った件数や市民向け講習会等の開催数により、マイスター制度の取組の成果を測ることができる。	第2期 実施計画から新たに設定	97件 (H28)	—	102件以上 (H33)	106件以上 (H37)	依頼先の増減により件数の変動があり不透明なものではあるが、広報手段の見直し等により市民への周知の徹底などにより毎年少なくとも1件以上増加することを目標とする。
		区民祭等のイベントにおけるかわさきマイスター出展件数、小・中学校等において出前授業を行った件数、ものづくりに関する市民向け講習会の開催数							
施策4-3-2 働きやすい環境づくり									
直接目標		誰もが働きやすい環境を整える							
1	算出方法	ワークライフバランスの取組を行っている事業所の割合 (経済労働局調べ)	ワークライフバランスを導入することにより幅広い仕事のあり方をそれぞれのライフステージにおいて実践することができ、少子高齢化による労働力不足が懸念される中、性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる機会が確保され、働きやすい職場環境の実現ができることから、それを指標とすることで取組の成果を測ることができる。	67% (H26)	68% (H28)	70%以上 (H29)	75%以上 (H33)	80%以上 (H37)	計画策定時において横ばい又は微減の傾向にあったことから、労働情報等の周知等による効果的な啓発手法等を検討・実施し、毎年1%程度の増へと転換させることを目標とする。
		労働状況実態調査のアンケートに対する回答結果(100-「取組はいつでも行っていない」回答数(259件)/全回答数(800件)×100(%))							
2	算出方法	勤労者福祉共済の新規加入者数 (経済労働局調べ)	中小企業の従業員の福利厚生充実を図ることを目的とした、川崎市勤労者福祉共済制度(かわさきハッピーライフ)への新規加入者数を見ることにより、ワーク・ライフ・バランスへの取組の成果を測ることができる。	第2期 実施計画から新たに設定	398人 (H26 ~28 平均)	—	420人以上 (H33)	440人以上 (H37)	少子高齢化社会の進展により、全国的に生産年齢人口が減少傾向にある中、本市における中小企業従業者数についても、今後大幅な増加は見込まれないが、加入促進活動を積極的に行うことにより、新規加入者の確保を図り、概ね年5%増加することを目標とする。
		勤労者福祉共済システムに登録された新規加入者の数							
政策4-4 臨海部を活性化させる									
施策4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備									
直接目標		臨海部の立地企業を増やし、生産活動を活発にする							
1	算出方法	川崎区の従業者一人あたりの製造品出荷額 (工業統計調査)	臨海部活性化の目的は、立地企業の業績が上がることであり、1人あたりの製造品出荷額等の変化を見ることが、生産人口減少下においても、生産性の向上により臨海部企業が活性化しているかを測ることができる。	1億 4,500万円 (H25)	1億 4,527万円 (H26)	1億 5,700万円 (H29)	1億 7,000万円 (H33)	1億 8,400万円 (H37)	生産人口の減少や石油業界再編を踏まえ、生産性の向上等により現在の水準を維持することが重要と考える。一方で、国がインフレ目標を2%に設定していることから、年2%以上の増加を設定する。
		工業統計調査結果より算出(川崎区の製造品出荷額等(3兆5686億5300万円)÷川崎区の従業者数(24,565人))							
※第1期実施計画で設定していた成果指標「キングスカイフロント立地事業所累計数」については、キングスカイフロントがほぼ概成し、設定した目標値を達成していることから、施策の達成度を適切に把握する新たな指標として、「キングスカイフロント域内外の企業マッチング件数」と「キングスカイフロントにおける取組を評価できる人の割合」を設定します。目標値については、現在調査中のため、調査結果をもとに今後設定します。									
施策4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成									
直接目標		川崎港での物流を活発にする							
1	算出方法	川崎港貨物取扱量(公共埠頭) (港湾局調べ)	本市が管理する公共埠頭の取扱貨物量を見ることで、川崎港の物流の活性化に向けた取組の成果を測ることができる。	1,134 万t (H26)	1,109 万t (H28)	1,140 万t (H29)	1,210 万t (H33)	1,280 万t (H37)	公共埠頭貨物については、積極的なポートセールスや施設の整備等により川崎港港湾計画(H26改定)における将来推計値を上回る取扱量をめざす。
		港湾調査(統計法に基づく基幹統計として実施。川崎港に出入りした船舶及び貨物について関係者の協力を得て、調査・集計したもの)							

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
2	川崎港へ入港する大型外航船(3千総トン数以上)の割合 (港湾局調べ)	コンテナ船をはじめ、世界的に外航船舶が大型化している中で、港湾計画に基づいた計画的な施設整備や、利用しやすい港づくりを進めることによって船舶大型化への対応を行う必要がある。このため、川崎港に入港する外航船舶のうち総トン数3千以上の大型船の割合を指標とすることで、港の活性化への取組の成果を測ることができる。	70%	71%	73%	76%	79%	川崎港の外航入港船舶については、専用貨物の減少が見込まれる中、船舶の大型化に対応し、より効率的な港湾物流に貢献するとともに、世界的な船舶大型化の潮流に対応することにより、「川崎港湾計画(H26改定)」における将来推計値を上回る水準の大型化割合をめざす。
	算出方法 港湾調査:3千総トン数以上の外航入港船舶数(2,104)／川崎港に入港した外航船舶総数(2,946)×100(%)		(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
施策4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備								
直接目標		川崎港の魅力を市民に広めるとともに、港の活力を高める						
1	川崎マリエン利用者数(港振興イベント及びスポーツ施設等の利用者を含む) (港湾局調べ)	川崎港の魅力を高めるためには、より多くの市民が港を訪れる機会を増やすことが重要である。このため、川崎港の主要な市民向け施設である川崎マリエンの利用者数を指標とすることで、港の魅力を高める取組の成果を測ることができる。	40万人	34.5万人	41万人以上	42万人以上	43万人以上	施設利用者の目標については、本市内の主要観光施設の中で計画策定時点での最多の入込観光客数を目標とする。
	算出方法 施設利用者の集計(展望室・体育館・テニスコート等の利用者、川崎みなと祭り来場者など)		(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	市内の海周辺施設を利用したことがあり、魅力を感じる人の割合 (市民アンケート)	川崎港の魅力を高めるためには、気軽に市民が立ち寄れる港とすることが重要である。このため、「市内の海周辺の施設を利用したことがあり、魅力を感じる」割合を指標とすることで、港の魅力を高める取組の成果を測ることができる。	11%	13.3%	13%以上	17%以上	21%以上	計画策定時において、港を有する政令指定都市の市民アンケートの平均値を下回っているため、その平均値をめざす。
	算出方法 「市内の海周辺の施設を利用したことがあり、魅力を感じる」と回答した人の割合		(H27)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
政策4-5 魅力ある都市拠点を整備する								
施策4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成								
直接目標		川崎・武蔵小杉・新百合ヶ丘駅周辺の魅力を高める						
1	広域拠点(川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅)の駅周辺人口 (川崎市統計書)	川崎、武蔵小杉、新百合ヶ丘駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の居住者の増加が見込まれるため、駅を中心に半径500m圏内の町丁目の人口を指標として設定する。	12.6万人	13.1万人	12.9万人以上	13.9万人以上	14.4万人以上	将来人口推計により算出した増減率を使用し、各年度の推計値を算出し、目標とする。 ※将来人口推計の見直しにより、目標値を変更 ・第2期:13.3→13.9万人 ・第3期:13.4→14.4万人
	算出方法 広域拠点の駅を中心に半径500m圏内の町丁目の川崎市統計書による人口を合計		(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	広域拠点(川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅)の駅平均乗車人員 (川崎市統計書)	川崎、武蔵小杉、新百合ヶ丘駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の来街者や就業者等の増加が見込まれるため、往来するための代表的な交通手段である鉄道駅の利用者数を指標として設定する。	52.4万人/日	56.4万人/日	53.8万人/日以上	58.8万人/日以上	59.8万人/日以上	将来人口推計により算出した増減率を使用し、各年度の乗車人員の推計値を算出し、目標とする。 ※将来人口推計の見直しにより、目標値を変更 ・第2期:55.3→58.8万人 ・第3期:55.9→59.8万人
	算出方法 広域拠点の駅の川崎市統計書による乗車人員を合計		(H25)	(H27)	(H28)	(H32)	(H36)	
施策4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備								
直接目標		新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の魅力を高める						
1	地域生活拠点(新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅)の駅周辺人口 (川崎市統計書)	新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の居住者の増加が見込まれるため、駅を中心に半径500m圏内の町丁目の人口を指標として設定する。	17.5万人	18万人	17.6万人以上	18.4万人以上	18.7万人以上	将来人口推計により算出した増減率を使用し、各年度の推計値を算出し、目標とする。 ※将来人口推計の見直しにより、目標値を変更 ・第2期:17.8→18.4万人 ・第3期:17.9→18.7万人
	算出方法 地域生活拠点の駅を中心に半径500m圏内の町丁目の川崎市統計書による人口を合計		(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
2	地域生活拠点(新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅)の駅平均乗車人員 (川崎市統計書)	新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の来街者や就業者等の増加が見込まれるため、往來するための代表的な交通手段である鉄道駅の利用者数を指標として設定する。	47.3 万人/日 (H25)	48.3 万人/日 (H27)	47.8 以上 (H28)	49.5 以上 (H32)	50.0 以上 (H36)	将来人口推計により算出した増減率を使用し、各年度の乗車人員の推計値を算出し、目標とする。 ※計画策定時の値の算出方法に誤りがあったため、将来人口推計の見直しも踏まえ、目標値を変更 ・第2期:52.6→49.5万人 ・第3期:52.9→50.0万人
	算出方法 地域生活拠点の駅の川崎市統計書による乗車人員を合計							
政策4-6 良好な都市環境の形成を推進する								
施策4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進								
直接目標		都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間を創出する						
1	新築される建築物のうち、環境に配慮した建築物の割合 (まちづくり局調べ)	建築物は、都市空間を構成する基本要素であり、環境性能(省エネ性能、緑化、景観、耐震性、バリアフリー等)に優れた建築物が増加することで、地域の暮らしやすく魅力的な都市空間の形成にも寄与するものと考えられることから、新築建築物に対する環境に配慮した建築物の割合の変化を見ることで、都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間創出の取組の成果を測ることができる。	17% (H26)	21% (H28)	19% 以上 (H29)	21% 以上 (H33)	23% 以上 (H37)	計画策定時において、CASBEEを導入している政令指定都市の平均値を下回っている状況にあるため、段階的にCASBEEを導入している政令指定都市の平均値と同水準まで向上させていくことをめざす。
	算出方法 環境に配慮した建築物の棟数※(1,167件)／新築される建築物の棟数(5,514件) ※CASBEE届出のうちB+ランク以上の評価件数、低炭素認定件数(棟数)、長期優良住宅認定件数(棟数)、建築物省エネ法届出等のうち基準適合件数の合計							
2	市街地開発事業等の制度を活用した取組の累積件数 (まちづくり局調べ)	市街地開発に関する各種取組を、地域の実情に応じて的確に誘導することが、魅力的な都市空間の創出に寄与することから、市街地開発事業等の制度を活用した取組の累積件数を指標として設定する。	6件 (H26)	6件 (H28)	7件 以上 (H29)	9件 以上 (H33)	11件 以上 (H37)	県下と比較すると、本市は諸制度による事業の取組件数が多く、魅力的な都市空間の創出が着実に進んでいる。計画策定時における過去5年間の取組件数を踏まえつつ、社会経済状況に大きく左右される民間事業であることも考慮し、1件/2年の件数を目標とする。
	算出方法 H22以降の土地区画整理事業(施行認可等)、市街地再開発事業(組合設立認可等)、優良建築物等整備事業(事業採択)、民間都市再生事業計画(国土交通大臣認定)の累積件数							
施策4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進								
直接目標		機能的で美しく、住んでこころよい街なみを創出する						
1	「景観計画」等に位置づけられる景観形成基準が遵守されている割合 (まちづくり局調べ)	「景観計画」では、本市の景観をさらに美しく魅力あるものとするとともに、身近な街なみを守り育て次世代へと継承していくため、市内全域を景観計画区域に指定し、地域特性に応じた景観形成方針やその地域にふさわしい色彩等について基準を定めている。本計画等に基づき、地域の街なみに影響を与える建築物等に対して、計画・設計段階で、適切な景観誘導を行うことで、基準に適合した建築物を着実に増やすことができることから、これを指標とすることで個性と魅力ある良好な景観形成に向けた成果を測ることができる。	15.5% (H26)	20.1% (H28)	22% 以上 (H29)	31% 以上 (H33)	41% 以上 (H37)	「景観計画」策定からこれまでの届出件数(H20～26までの累計1173件)の平均値(167件/年)に加え、今後、景観計画特定地区及び都市景観形成地区の指定・拡大に伴う件数増を加味した目標値を設定する。 ※通常は、景観法に基づく市全域が対象の届出制度が適用されるが、本制度は一定規模以上の建築物等が対象となる。これに対し、景観計画特定地区及び都市景観形成地区の区域内では、こうした規模要件がないことから、当該地区の指定等に伴う件数増を加味する。
	算出方法 景観形成基準の累計適合件数(1,509※1)／届出対象の総数(7,523※2) ※1:下記届出の合計 ①景観法に基づく市内全域が対象の件数(910件) ②景観法に基づく「景観計画特定地区」内の件数(122件) ③都市景観条例に基づく「都市景観形成地区」内の件数(477件) ※2:都市計画基礎調査より算出							

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
2 算出方法 「地区まちづくり育成条例」に基づく登録・認定団体の累計件数 (まちづくり局調べ) 「地区まちづくり育成条例」は、住民発意の地区まちづくり活動の熟度に応じてステップアップする制度となっており、H22の制定以降、初期期のまちづくり活動を行おうとしている団体のグループ登録件数が11件、次の段階として具体的なまちづくり活動を推進している団体の認定件数が3件、最終段階としてまちづくりのルール等をまとめた構想の認定件数が3件	市民にとって、住んでいて心地よい街なみを創出するため、地区の住民が主体となって身近なまちの住環境の向上をめざすことが重要であることから、「地区まちづくり育成条例」に基づくグループ登録並びに団体及び構想の認定累計件数を指標とする。	12件 (H26)	17件 (H28)	16件以上 (H29)	24件以上 (H33)	32件以上 (H37)	政令指定都市の中で、同様の条例を制定しており、先進都市である横浜市は、63件/10年の登録・認定を行っていることから、都市の面積を勘案し、20件/10年を目標に、2件/年を目標とする。

政策4-7 総合的な交通体系を構築する

施策4-7-1 広域的な交通網の整備

直接目標		首都圏における円滑な交通網を整える						
1 算出方法	都市拠点から羽田空港までの平均所要時間 (まちづくり局調べ)	都市拠点の形成や首都圏機能の強化に向け、国際化が進む羽田空港へのアクセスの強化を進めることが重要であることから、既存の鉄道・道路網を最大限に活かした広域的な交通機能の強化による本市拠点から羽田空港までの所要時間を指標として設定する。 ※本指標は、平成25年3月策定の「総合都市交通計画」の目標水準であり、「本市拠点」とは、広域拠点及び地域生活拠点を指す。	44分 (H24・H17)	45分 (H29・H27)	⇒	⇒	約20%以上短縮 (H44)	「総合都市交通計画」に位置づける施策・事業を展開することで実現をめざす値。ただし、「総合都市交通計画」に位置づける鉄道・道路ネットワーク形成事業の完成は、計画策定から概ね20年後とする計画期間を超える場合も想定している。
	JR南武線の最混雑時間帯における混雑率 (国土交通省 鉄道関係統計データ)	鉄道の激しい混雑は、日々の通勤・通学をはじめとした市民の移動環境を大きく悪化させるだけでなく、列車の遅延を招き移動の確実性を低下させるなど、市民の経済活動に大きく関わる重要な課題であり、混雑率の緩和は重要な取組であることから、指標として設定する。	195% (H26)	188% (H28)	⇒	⇒	185%以下 (H33)	180%以下 (H44)

施策4-7-2 市域の交通網の整備

直接目標		自動車での市内交通を円滑化する							
1 算出方法	都市計画道路進捗率 (建設緑政局調べ)	都市計画道路の整備は、経済活動を支える重要な都市基盤であり、その進捗率の変化を見ることで、道路ネットワーク整備の取組の成果を測ることができる。	68% (H26)	—	⇒	⇒	69%以上 (H33)	71%以上 (H37)	道路整備プログラムに基づき、着実な道路ネットワークの構築が求められる中、都市計画道路の進捗率については、計画策定時における過去7年間の平均的な整備水準を維持していくことを今後もめざす。
	市内幹線道路における混雑時(朝夕ピーク時)の平均走行速度 (建設緑政局調べ)	平均走行速度の上昇は、市内交通の円滑化の目安になり、その平均走行速度の変化を見ることで、道路ネットワーク整備の取組の成果を測ることができる。	16.9 km/h (H26)	—	⇒	⇒	—	17.8 km/h以上 (H37)	市内交通の円滑化が求められる中、道路整備プログラムに基づき道路ネットワークの構築等を進めることにより走行速度の上昇を今後もめざす。

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
施策4-7-3 身近な交通環境の整備								
直接目標		地域の人々が生活しやすい交通環境を整える						
1	算出方法	市内全路線バスの乗車人員数(1日平均) (市統計書・交通局データ)	316,045 人	32.6 万人	32.0 万人 以上	33.1 万人 以上	34.0 万人 以上	<p>今後、高齢化に伴い、通勤・通学需要の減少傾向が予測されるが、現状のサービスレベルを維持するため、H20～24 年度までの 5 年間の乗車人数平均を現状値としたものに、過去(民間バスは H14～24 年度、市バスは H16～26 年度)の増加人数平均を加算したものを目標値とする。</p> <p>※目標値の算出方法に誤りがあったため、目標値を変更 ・第2期:32.9→33.1 万人 ・第3期:33.8→34.0 万人</p>
	年間実利用者数/365 日(川崎市営バス、川崎鶴見臨港バス、東急バス、小田急バス、京急バス)	地域交通の課題は路線バスで対応することを基本としており、路線バスサービスの充実に向けた取組を進めることが利用しやすい交通環境の提供につながることから、乗車人数を指標として設定する。	(市バス: H22～26 平均) (民バス: H20～24 平均)	(市バス: H24～28 平均) (民バス: H22～26 平均)	(市バス: H25～29 平均) (民バス: H23～27 平均)	(市バス: H29～33 平均) (民バス: H27～31 平均)	(市バス: H33～37 平均) (民バス: H31～35 平均)	
2	算出方法	自転車に関わる交通事故件数 (神奈川県警察交通年鑑)	1,097 件 (H26)	899 件 (H28)	1,060 件 以下 (H29)	980 件 以下 (H33)	900 件 以下 (H37)	<p>計画策定時における過去 20 年間の自転車に関わる事故件数減少率より算出し、年間 20 件程度の減少をめざし、目標値を設定する。</p>
	各年の「交通年鑑」(神奈川県警察公表)の「市区町村別の発生状況」における市内の合計値	道路を利用するすべての方々への安全・安心で快適な利用環境の構築をめざし、自転車通行環境整備を実施することから、自転車に関わる交通事故件数の減少により、取組の成果を測ることができる。						
施策4-7-4 市バスの輸送サービスの充実								
直接目標		安全で快適な市バス輸送サービスを持続的に提供する						
1	算出方法	有責事故発生件数 (走行距離 10 万kmあたりの有責事故発生件数) (交通局調べ)	0.29 件 (H26)	0.38 件 (H28)	0.28 件 以下 (H29)	0.28 件 以下 (H33)	0.28 件 以下 (H37)	<p>安全運行のより一層の向上を図るため、東京都や横浜市などの大都市公営事業者の中でトップレベルにある安全水準を向上させる必要がある。</p> <p>過去の実績値からの削減をめざすとともに、大都市公営事業者平均 0.77(H26)の水準以下をめざす。</p>
	(有責事故発生件数(49 件)÷走行距離(13,017 千 km))×100,000	責任割合 1%以上の事故を有責事故発生件数として把握することにより、市バス事業の使命である安全運行について、効果的な事故防止対策や研修等の一定の成果を測ることができる。						
2	算出方法	お客様満足度 (市バスお客様アンケート調査)	55.4% (H26)	59.2% (H28)	62.5% 以上 (H29)	68.0% 以上 (H33)	72.0% 以上 (H37)	<p>お客様の声や満足度などの変化を踏まえ、お客様に満足いただけるサービスの提供を行い、満足度の向上につなげる。</p> <p>H30 までに 65%以上の達成をめざすとともに、H31 以降は、毎年 1%以上の向上をめざす。</p>
	市バスお客様アンケート調査(H28 回答数 1,240)において市バスのサービス全般を「満足、やや満足、普通、やや不満、不満」の 5 段階で評価し、「満足」と「やや満足」の合計をお客様満足度として算出	市バスサービス全般に対するお客様満足度を把握することにより、今後のサービス向上に向けた取組や研修等について一定の成果を測ることができる。						
3	算出方法	市バスの乗車人数(1日平均) (交通局調べ)	127,993 人 (H22～H26 平均)	130,982 人 (H24～H28 平均)	12.9 万人 以上 (H25～H29 平均)	13.1 万人 以上 (H29～H33 平均)	13.3 万人 以上 (H33～H37 平均)	<p>乗車人数の増減の変動が大きい中、中長期的なトレンドを踏まえながら、乗車人数の増加をめざす。</p> <p>計画策定時の実績値に過去の増加人数の平均値を加え、各年度の推計値を算出し、それを上回る値を目標値として設定する。</p>
	社会経済状況等の変化により乗車人数(1 日平均)の増減の変動が大きいため、H24 から H28 の実績値の平均値を現状値として算出	乗車人数を把握することにより、サービス向上に向けた取組について、一定の成果を測ることができる。						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
政策4-8 スポーツ・文化芸術を振興する								
施策4-8-1 スポーツのまちづくりの推進								
直接目標		スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やす						
1	週1回以上のスポーツ実施率 (市民アンケート)	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、「スポーツ推進計画」において「する・観る・支える」の3つの観点からスポーツ推進に向けた取組を進めており、週1回以上スポーツをする人の割合を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	34.8%	40.6%	36%	42.5%	44.5%	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざすために設定した第3期の目標値を第1期に達成したため、第2期の目標値はH28の全国平均(42.5%)とし、第3期の目標値は第1期実績から第2期目標値(見直し後)への伸び率を継続する値で設定する。 ※上記を踏まえ、目標値を変更 ・第2期:38→42.5% ・第3期:40→44.5%
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出3,000人)の週1回以上スポーツをする人の割合		(H27)	(H29)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	年1回以上の直接観戦率 (市民アンケート)	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、「スポーツ推進計画」において「する・観る・支える」の3つの観点からスポーツ推進に向けた取組を進めており、年1回以上スポーツの観戦をする人の割合を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	30.4%	26.1%	31%	33%	35%	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均をめざし、目標値を設定する。
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出3,000人)の年1回以上スポーツの観戦をする人の割合		(H27)	(H29)	(H29)	(H33)	(H37)	
3	スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合 (市民アンケート)	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、「スポーツ推進計画」において「する・観る・支える」の3つの観点からスポーツ推進に向けた取組を進めており、スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	5.7%	3.5%	6%	8%	10%	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざし、目標値を設定する。
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出3,000人)の年1回以上参加した人の割合		(H27)	(H29)	(H29)	(H33)	(H37)	
4	スポーツセンター等施設利用者数 (市民文化局調べ)	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、身近なスポーツを行うことのできる施設であるスポーツセンター等の利用促進に向けた取組を進めており、利用者数の推移を見ることで、市民のスポーツ機会の増加に向けた取組の成果を測ることができる。	2,618,847人	259.9万人	263万人	276万人	276万人	第1期計画期間については、H29に予定される「スポーツ・文化総合センター」の開館や他施設の近年の利用実績を踏まえて目標値を設定し、第2期計画期間以降については、引き続き利用が促進されることを踏まえて目標値を設定する。
	算出方法 スポーツセンター等施設(8か所)における利用者数の実績報告の合計値		(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
5	市障害者スポーツ大会競技参加者数 (市民文化局調べ)	障害者スポーツ大会は、障害者がスポーツの楽しさを体験する機会の一つであるため、その参加者数の推移を見ることで、障害者スポーツの普及促進の取組の成果を測ることができる。	359人	402人	383人以上	415人以上	447人以上	計画策定時における過去5年間の参加者実績の増加率に加え、東京2020パラリンピックを契機とした「かわさきパラムーブメント」における各イベント、パラアスリートへの施設貸出、障害者スポーツ普及促進事業等の効果としてさらに1割増を上乗せして目標値を設定する。
	算出方法 6競技の市障害者スポーツ大会参加者数の合計		(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
施策4-8-2 市民の文化芸術活動の振興								
直接目標		市内の文化芸術活動を推進し、一層市民に身近なものにする						
1	主要文化施設の入場者数 (市民文化局調べ)	市内の文化芸術活動を推進し、一層市民が文化芸術を身近なものとするため、主要文化施設における文化芸術の創造や地域の文化芸術活動の促進に向けた取組を推進しており、主要文化施設の入場者数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	1,269,188人	128.6万人	135.6万人	140.5万人	140.5万人	施設ごとに既に設定している目標値や計画策定時における過去の実績値などを踏まえ、目標値を設定する。
	算出方法 主要文化施設(8か所)における入場者数の実績報告の合計値		(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	年1回以上文化芸術活動をする人の割合 (市民アンケート)	市内の文化芸術活動を推進し、一層市民が文化芸術を身近なものとするため、市民主体の文化芸術活動を促進していくための環境づくりに取り組んでおり、年1回以上文化芸術活動をする人の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	14.6%	12.8%	16%	18%	20%	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均をめざし、目標値を設定する。
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出3,000人)の年1回以上文化芸術活動をする人の割合		(H27)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
施策4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進								
直接目標		音楽や映像を活用して、都市の魅力向上や地域の活性化につなげる						
1	「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合 (市民アンケート)	音楽を活用して都市の魅力向上や地域の活性化につなげるため、多様な主体と連携しながら、音楽に関するイベントの振興等を図り、音楽を楽しめる環境づくりを進めており、そうした環境の充実に対する市民意識の割合の推移を見ることが出来る。	53.3%	54%	55%	57%	60%	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市上位をめざし、目標値を設定する。
	算出方法	市民アンケート(無作為抽出 3,000 人)の「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人(そう思う+やや思う)の割合	(H27)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	ミュージアムシンフォニーホール主催・共催公演の入場者率 (市民文化局調べ)	音楽を活用して都市の魅力向上や地域の活性化を図るため、音楽によるまちづくりの中核施設であるミュージアムシンフォニーホールの魅力を発信するための公演内容等の充実等を図っており、その主催・共催公演の入場者率を見ることが出来る。	72%	73%	73%	74%	75%	計画策定時における過去 5 年間(東日本大震災による休館期間を除く)のミュージアムシンフォニーホールの入場者率は、リニューアルオープン(H25)年度以外は 70%から 73%で推移していることから、最高値(73%)を起点として、目標値を設定する。
	算出方法	主催・共催公演の入場者数(84,634 人)÷主催・共催公演の入場者定員数(115,966 人)×100(%)	(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
3	「映像のまち」の取組を評価できる人の割合 (市民アンケート)	映像に関するイベントの振興等を図ることによって、映像を通じた地域活性化につなげる取組等を推進しており、こうした「映像のまち」の取組を評価できる人の割合の推移を見ることが出来る。	18.4%	19.1%	20%	25%	30%	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざし、目標値を設定する。
	算出方法	市民アンケート(無作為抽出 3,000 人)の「映像のまち」の取組を評価できる人(そう思う+やや思う)の割合	(H27)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
政策4-9 戦略的なシティプロモーション								
施策4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成								
直接目標		市内外における市の認知度・好感度を高める						
1	シビックプライド指標 市民の市に対する「愛着」「誇り」に関する平均値 (都市イメージ調査)	「シティプロモーション戦略プラン」において、プランの目標である「市民の川崎への愛着・誇り」の醸成度を測る指標として、川崎市独自の「シビックプライド指標」を使用している。 本市に「愛着を持っているか」、「誇りを持っているか」等の、複数の設問に回答を求めており、それを指標とすることで、取組の成果を測ることが出来る。	愛着 6.0 点 誇り 5.0 点	愛着 5.9 点 誇り 4.9 点	愛着 6.1 点 誇り 5.1 点	愛着 6.5 点 誇り 5.5 点	愛着 7.0 点 誇り 6.0 点	隣接都市(平均:愛着 6.3 点 誇り 5.3 点)と比較し、下回っている現状があるため、概ね 10 年後に、それを上回ることを目標とする。
	算出方法	都市イメージ調査(地域別インターネット調査 4,000 人)において「愛着」、「誇り」に関してそれぞれに3つの質問項目を設け、その評価を1点(最低点)~10 点(最高点)とし、各項目の平均値を「愛着」、「誇り」それぞれの得点として算出	(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	隣接都市における、川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合 (都市イメージ調査)	「シティプロモーション戦略プラン」において、プランの目標の一つである「川崎の対外的な認知度やイメージの向上」を測る指標として、「隣接都市在住者における川崎のイメージを良いと思う人の割合」を使用しており、それを指標とすることで、取組の成果を測ることが出来る。	50.3%	42.0%	51%	53%	55%	調査時期における市内でのイベント開催や施設のオープンを踏まえ、本市のイメージを安定的に向上させることを目標とする。
	算出方法	都市イメージ調査(地域別インターネット調査 4,000 人)において、「川崎市のイメージについて、どのように思いますか」という質問に対して、その評価を1点(最低点)~10 点(最高点)とし、隣接都市居住者のうち6点~10 点を選んだ割合	(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
施策4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興								
直接目標		市内への集客及び滞在を増加させる						
1	主要観光施設の年間観光客数 (経済労働局調べ)	これまで取り組んできた地域特性を活かした観光振興を今後も推進し、更なる観光客数の増加をめざすため、その取組の成果を客観的に示す数値として主要観光施設の年間観光客数が最適であることから、これを指標として設定する。	1,504 万 人 (H26)	1,549 万 人 (H28)	1,646 万 人 以上 (H29)	1,856 万 人 以上 (H33)	2,100 万 人 以上 (H37)	本市の主要観光施設への観光客数については、これまでの観光振興の取組により、計画策定時における過去の実績で3%程度の伸びがあることから、今後もこの水準以上の観光客の増加を目標とする。
	算出方法 主要観光施設からの報告値等の集計							
2	宿泊施設の年間宿泊客数 (経済労働局調べ)	市内での観光客による消費を増加させるために、日帰り客だけでなく市内の宿泊客を増加させるための取組が必要であり、その成果を客観的に示す数値として市内宿泊施設における宿泊客数が最適であることから、これを指標として設定する。	178 万人 外国人 15 万人 (H26)	183 万人 外国人 20 万人 (H28)	187 万人 以上 外国人 17 万人 以上 (H29)	198 万人 以上 外国人 19 万人 以上 (H33)	210 万人 以上 外国人 21 万人 以上 (H37)	近年の外国人観光客の増加や東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催も踏まえ、既存宿泊施設の稼働率増や新規宿泊施設の建設を念頭に、毎年約3万人以上の増加(外国人宿泊客数については毎年3%程度以上の増加)を目標とする。
	算出方法 市内宿泊施設からの報告値等の集計							
3	工場夜景・産業観光ツアーの年間参加者数 (経済労働局調べ)	産業観光については、本市の地域特性を活かした貴重な観光資源であり、今後も本市の観光施策の中心であることから、そのツアーの年間参加者数を、観光振興の取組の成果を客観的に示す指標として設定する。	6,600 人 (H26)	5,416 人 (H28)	7,200 人 以上 (H29)	8,100 人 以上 (H33)	9,200 人 以上 (H37)	これまでの取組によって産業観光に関する認知や需要が高まってきており、今後もこれを継続することにより、観光客数の伸びに合わせて毎年3%程度以上の増加を目標とする。
	算出方法 工場夜景ツアー及び産業観光ツアーの参加者数の集計							

基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する								
施策5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり								
直接目標		多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を進める						
1	地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合 (市民アンケート)	市民自治のまちづくりには、地域に関わりを持つさまざまな主体が協力して地域を支えるしくみが必要であるため、市民活動団体、町内会・自治会、企業、大学などが身近な場所で行っている社会貢献活動にかかわったことがある市民の割合を指標とする。	19.8%	15.3%	21%	23%	25%	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざし、目標値を設定する。
	算出方法	市民アンケート(無作為抽出 3,000 人)で「地域貢献活動について知っており、活動にかかわったことがある」と答えた人の割合	(H27)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	町内会・自治会加入率 (市民文化局調べ)	多様な主体が協働・連携して地域の課題解決を進めるため、市民同士の地域における支え合いの中心としてコミュニティ形成の核となる地縁組織である町内会・自治会の活動を支援しており、その加入率の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	63.8%	63.2%	64%	64%	64%	人口の増加が続く中、これまでの町内会・自治会の加入率の中長期的な漸減傾向に歯止めをかけ、現状水準(平成 27 年 4 月 1 日現在の加入率)を維持していくことをめざし、目標値を設定する。
	算出方法	町内会・自治会加入世帯数(441,023 世帯)／総世帯数(697,952 世帯)×100 (%)	(H27)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
3	市内認定・条例指定NPO 法人数 (市民文化局調べ)	多様な主体が協働・連携して地域の課題解決を進めるため、その担い手となるNPO法人の基盤強化の支援や寄附促進に向けた取組等を実施しており、NPO法人のうち、寄附者等の人数で地域から支持されているかどうかを測る「パブリックサポートテスト(PST基準)」や適正運営要件を満たした認定・条例指定NPO法人の法人数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	8 団体	9 団体	14 団体	22 団体	30 団体	神奈川県が県内約 3,500 団体に対して、毎年 20 団体増を目標としていることから、本市においても同様の水準となる、約 350 団体のうち毎年 2 団体増を認定・指定の目標値として設定する。
	算出方法	本市が認定又は条例指定をしている法人数	(H26)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
施策5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進								
直接目標		市民の意見を幅広く聴取するとともに、分かりやすい情報発信を行う						
1	コンタクトセンター内サンキューコールかわさきの対応満足度 (総務企画局調べ)	広聴体制の1つである「サンキューコールかわさき」の対応に対する満足度を調査することにより、市に対する意見や相談を受ける体制に満足しているかを測ることができる。	4.9 点	4.9 点	4.9 点	4.9 点	4.9 点	市政に関する問合せ、意見、相談等に対応する「サンキューコールかわさき」利用者の対応満足度について、現状の高い満足度の維持・向上をめざす。
	算出方法	サンキューコールかわさき利用者に対する電話アンケート(インバウンド型電話アンケート(年3回))を実施し、対応についての評価(5点満点)の平均点を算出	(H27)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	必要な市政情報を得ることができていると思う人の割合 (市民アンケート)	市政だよりや市ホームページ等による市政情報を迅速かつ分かりやすく発信する取組の成果は、必要な情報を得ることができているという市民の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	37.5%	39.9%	39%	42%	45%	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均以上をめざし、第1期計画期間までに年 1.5%増、第2期計画期間以降は各期 3%増を目標値として設定する。
	算出方法	市民アンケート(無作為抽出 3,000 人)で「必要な市政情報を得ることができている」と答えた人の割合	(H27)	(H28)	(H29)	(H33)	(H37)	

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
施策5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化								
直接目標		市民満足度の高い区役所サービスを提供する						
1	区役所利用者のサービス満足度 (市民文化局調べ)	市民満足度の高い区役所サービスを提供するため、「区役所サービス向上指針」に基づき、PDCAサイクルを用いた区役所が主体となった、より一層のサービス向上を図っており、区役所利用者の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	97.1% (H27)	96.9% (H28)	98.0% 以上 (H29)	98.0% 以上 (H33)	98.0% 以上 (H37)	H28 実績が第1期計画策定時より低下していることから、第2期では、まず第1期計画策定時の水準への回復、続いて更なる上昇をめざすというステップで目標達成を図ることとし、第3期においても、その水準を維持することを目標とする。
	算出方法 各区役所利用者への聞き取り調査(年1回実施、1回に各区300人程度)の質問(「今日は気持ちよく利用できましたか」)に対して「はい」と答えた人の割合							
2	個人番号カード交付率 (市民文化局調べ)	個人番号カードの普及により、コンビニエンスストアでの証明書発行等による市民サービスの向上や業務の効率化の取組を進めており、マイナンバー制度の個人番号カードの新規交付率を見ることで、その成果を測ることができる。	H28.1 から交 付開始	10% (H28)	7% 以上 (H29)	20% 以上 (H33)	26% 以上 (H37)	H28 実績が第1期目標値より大きく達成していることから、第2期では、H29年度上半期の申請件数をもとに設定する。 ※H29の交付率(見込)をもとに年1.5%を目標値として設定するが、第2期では更なる取組を推進することにより毎年2%を目標値として設定する。 ・第2期:14→20% ・第3期:21→26%
	算出方法 市内で交付された個人番号カードの累計枚数/住民基本台帳人口×100(%) なお、個人番号カードは、平成28年1月から新たに交付が開始されたため、計画策定時の値(H27)は設定しないものとする。							
政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる								
施策5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進								
直接目標		平等と多様性を尊重する意識を高める						
1	平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合 (市民アンケート)	平等と多様性(ダイバーシティ)を尊重する意識を高めるため、人権意識の普及を推進しており、「平等と多様性が尊重されている」と思う市民の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	40.6% (H27)	35% (H28)	41% 以上 (H29)	41% 以上 (H33)	41% 以上 (H37)	H28の実績値が第1期計画策定時より低下していることから、第2期では、まず第1期計画策定時の水準への回復、続いて更なる上昇をめざすというステップで目標達成を図ることとし、第3期においても、その水準を維持することを目標とする。
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出3,000人)の平等と多様性が尊重されていると思う市民(そう思う+やや思う)の割合							
2	子どもの権利に関する条例の認知度 (子どもの権利に関する実態・意識調査)	子どもの権利の保障が図られるため、市民の意識の向上や子どもの参加の促進などの取組を推進しており、条例認知度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	45.0% (子ども)	—	47% 以上 (子ども)	50% 以上 (子ども)	55% 以上 (子ども)	H20以降の認知度は上昇傾向にあるが、更なる取組を推進することにより年約1%増を目標値として設定する。
	算出方法 「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容がわからない」を合わせた回答者数/全回答者数×100(%)		31.9% (大人) (H27)		33% 以上 (大人) (H29)	36% 以上 (大人) (H33)	40% 以上 (大人) (H37)	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進								
直接目標		性別に関わりなく誰もが個性や能力を發揮できる環境を整える						
1	算出方法	男女が平等になっていると思う市民の割合 (市民アンケート)	31.2% (H27)	28.7% (H28)	33% 以上 (H29)	33% 以上 (H33)	33% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均をめざし、目標値を設定する。 H28 実績値が第1期計画策定時より低下していることから、第2期では、まず第1期計画策定時の水準への回復、続いて更なる上昇をめざすというステップで目標達成を図ることとし、第3期においても、その水準を維持することを目標とする。
	算出方法	市民アンケート(無作為抽出 3,000 人)の男女が平等になっていると思う市民(そう思う+やや思う)の割合						
2	算出方法	市の審議会等委員に占める女性の割合 (市民文化局調べ)	31.5% (H26)	31.3% (H28)	37% 以上 (H29)	40% 以上 (H33)	40% 以上 (H37)	「第3期川崎市男女平等推進行動計画」及び「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」において、H30 までに女性委員比率 40%をめざして取組を推進しているため、第2期を40%以上として目標値を設定する。
	算出方法	女性の委員数 / 本市の審議会等の委員総数 × 100 (%)						

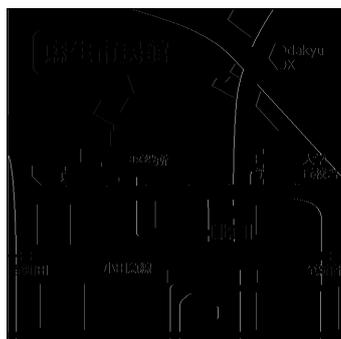
市民車座集会の開催について

「川崎市総合計画第2期実施計画素案」及び「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」について、内容の説明や質疑応答を行うため、市民車座集会を開催します。市長が直接皆様に御説明し、質問にお答えします。参加への事前予約は不要ですので、ぜひ足をお運びください。

■日にち：平成29年12月16日（土）

	午前の部	午後の部
時間	10:00～12:30 (開場 9:30)	15:00～17:30 (開場 14:30)
場所	麻生市民館 大会議室	中原区役所 5階会議室
アクセス	小田急線「新百合ヶ丘駅」下車 徒歩3分	JR南武線・横須賀線、 東急東横線・目黒線 「武蔵小杉駅」下車徒歩5分

※各会場ともに内容は同じです。



麻生市民館 案内図



中原区役所 案内図

- **市長に直接聞いてみたい質問**については、**事前に募集**しますので、次ページ「事前質問カード」、または E-mail (17kityo@city.kawasaki.jp) にて質問を提出してください (**平成29年12月11日(月)必着**)。当日は、事前に質問を提出した人の中から指名し、御質問いただく予定です。
- 保育（1歳半から就学前まで：先着順）、手話通訳・要約筆記を希望される方は、12月6日（水）までにお名前（よみがな）、連絡先、お子様の年齢（保育の場合）を添えてお申し込みください。

申込先：総務企画局 都市政策部 企画調整課

電話：044-200-2550、FAX：044-200-0401

E-mail：17kityo@city.kawasaki.jp

※当日の会場の様子を、インターネットで同時配信する予定です。あらかじめ御了承ください。

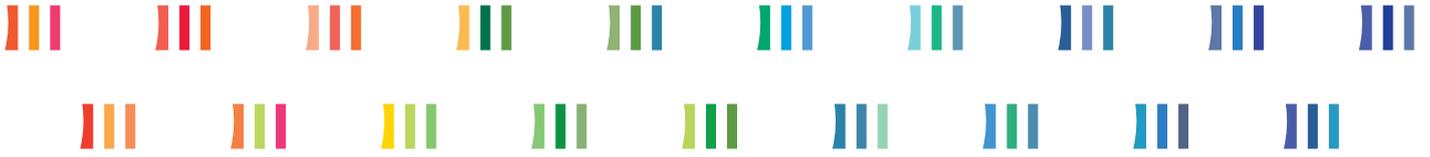
事前質問カード 〆切:12/11必着

質問種別 ※該当する方に○を付けてください	総合計画第2期実施計画・行財政改革第2期プログラム		
出席会場 ※該当する方に○を付けてください	麻生市民館・中原区役所		
ふりがな			
氏名 (団体の場合は、名称及び代表者名)			
住所(又は所在地)*区名まで			区
電話番号		FAX番号	
質問提出日	平成29年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)
事前質問			

<ul style="list-style-type: none"> ● 記載していただいた個人情報は、提出された質問の内容を確認する場合等に利用します。 また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。 ● 質問などの概要を公表する際は、個人情報は公開しません。 			

切り取ってお使いください

提出先	
部署名(持参)	総務企画局 都市政策部 企画調整課 (川崎市役所 第3庁舎5階)
FAX番号	044-200-0401
住所(郵送)	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地



Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

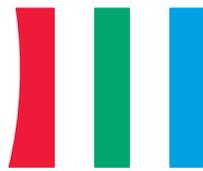
川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市



(問い合わせ)

川崎市総務企画局都市政策部企画調整課

TEL 044-200-2550 FAX 044-200-0401

E-mail 17kityo@city.kawasaki.jp

川崎市総合計画について詳しくは
川崎市ホームページ

川崎市総合計画

検索